

# 市川市地域防災計画

## (資料編)

令和 7 年 9 月  
市川市防災会議

資 料 編

## 目次（資料編）

<b>第1部 共通・震災編</b>	.....	1
<b>【例規・災害支援協定等に関する資料】</b>		
資料 1－1 市川市震災予防条例	.....	2
資料 1－2 市川市震災予防条例施行規則	.....	6
資料 1－3 市川市防災会議条例	.....	16
資料 1－4 市川市防災会議運営要領	.....	18
資料 1－5 市川市防災会議委員名簿	.....	19
資料 1－6 市川市災害対策本部条例	.....	23
資料 1－7 災害時における協定締結先一覧	.....	24
資料 1－8 消防応援協定等一覧	.....	37
資料 1－9 小学校区防災拠点の配置	.....	39
<b>【消防・応急医療活動拠点等に関する資料】</b>		
資料 1－10 消防署所の配置	.....	40
資料 1－11 臨時消防署の配置	.....	41
資料 1－12 消防団詰所の配置	.....	42
資料 1－13 消防・救出活動拠点配置図	.....	43
資料 1－14 警備担当区域表	.....	44
資料 1－15 警備担当区域図	.....	45
資料 1－16 消防団分団別管轄区域町丁別表資料	.....	46
資料 1－17 消防団分団警備担当区域図	.....	47
資料 1－18 応急医療活動拠点	.....	48
資料 1－19 情報連絡体制図	.....	51
<b>【備蓄品・資器材等に関する資料】</b>		
資料 1－20 生活必需品・資機材の基本内容	.....	52
資料 1－21 防災倉庫等設置状況	.....	54
資料 1－22 防災倉庫における食糧・物資備蓄状況	.....	55
資料 1－23 医療救護所内容品（医療救護所）	.....	57
資料 1－24 備蓄医薬品・場所別備蓄数	.....	58
資料 1－25 学校給食施設一覧	.....	61
資料 1－26 千葉県企業局による応急給水拠点	.....	63
資料 1－27 千葉県企業局による拠点給水体制	.....	63
資料 1－28 市有防災井戸等	.....	64
資料 1－29 100 m <sup>3</sup> 耐震性貯水槽設置場所一覧	.....	65
資料 1－30 3水機保管場所	.....	66
資料 1－31 運搬給水用資機材	.....	66

資料 1－32 消防水利	.....	66
資料 1－33 臨時消防署資機材一覧表	.....	67
資料 1－34 市川市防災行政無線局一覧表（同報局）	.....	68

**【そのほかの資料】**

資料 1－35 緊急活動道路網計画	.....	75
資料 1－36 避難所運営の様式	.....	76
資料 1－37 市川市罹災証明書等交付要綱	.....	82
資料 1－38 訓練内容一覧	.....	89
資料 1－39 緊急船着場一覧	.....	91
資料 1－40 市川市における震度の判定方法及び津波予報の概要	.....	91
資料 1－41 地震情報・津波情報の伝達系統図	.....	92
資料 1－42 本部会議及び県への報告一覧	.....	93
資料 1－43 被害の認定基準	.....	94
資料 1－44 災害救助法による救助の種類	.....	97
資料 1－45 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償	.....	99
資料 1－46 災害ボランティアセンターに係る委託契約	.....	103

<b>第2部 風水害等編</b>	.....	112
------------------	-------	-----

**【例規・水防施設等に関する資料】**

資料 2－1 テレメータ水位観測所一覧	.....	113
資料 2－2 市内排水機場一覧表	.....	115
資料 2－3 中継・仮設ポンプ一覧表	.....	118
資料 2－4 水門・樋管・樋門一覧	.....	122
資料 2－5 水防倉庫設置状況	.....	125
資料 2－6 市内の雨量観測所	.....	126
資料 2－7 調整池（市管理）の状況	.....	126
資料 2－8 土のうステーション一覧	.....	127
資料 2－9 指定水防管理団体整備基準	.....	128
資料 2－10 水防資機材備蓄状況	.....	129
資料 2－11 重要水防箇所一覧	.....	130
資料 2－12 海岸保全区域指定箇所	.....	141
資料 2－13 除雪対象路線一覧	.....	142

### **【避難情報、気象注意報・警報等に関する資料】**

資料 2-14 避難情報の発令区分及び伝達方法	147
資料 2-15 気象庁が単独で行う水防活動用警報等	148
資料 2-16 国土交通大臣及び県知事が行う洪水予報・水防警報等	149
資料 2-17 気象注意報・警報等の伝達系統図	151
資料 2-18 水防警報伝達系統図	152
資料 2-19 水門等の操作に係る連絡体制図	153
資料 2-20 水防信号	155

### **【浸水想定区域内の施設一覧】**

資料 2-21 浸水想定区域内の施設一覧	156
----------------------	-----

### **【水防計画における資料編】**

資料 1-35 緊急活動道路網計画	75
資料 2-1 テレメータ水位観測所一覧	113
資料 2-5 水防倉庫設置状況	125
資料 2-6 市内の雨量観測所	126
資料 2-10 水防資機材備蓄状況	129
資料 2-11 重要水防箇所一覧	130
資料 2-15 気象庁が単独で行う水防活動用警報等	148
資料 2-16 国土交通大臣及び県知事が行う洪水予報・水防警報等	149
資料 2-17 気象注意報・警報等の伝達系統図	151
資料 2-18 水防警報伝達系統図	152
資料 2-19 水門等の操作に係る連絡体制図	153
資料 2-20 水防信号	155

## **第1部 共通・震災編**

# 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（1）

昭和 55 年 10 月 9 日  
条例第 35 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、市川市を震災から守るため、市民と市が一体となって、震災の予防、震災の応急対策その他必要な措置を講ずることにより、震災を未然に防止するとともに被害を最小限に止めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震動により直接生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 震災を未然に防止し、地震が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、震災の復旧を図ることをいう。
- (3) 危険物 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条に規定する準危険物、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類、高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガス、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する高圧ガス以外の可燃性ガスその他これらに類するものをいう。
- (4) 有害物 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物、同条第 2 項に規定する劇物、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素その他これらに類するものをいう。
- (5) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 13 号に規定する警戒宣言をいう。

## 第 2 章 責務

### 第 1 節 市長の責務

#### (基本的責務)

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するため、最大の努力を払わなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、地震防災計画を作成し、その推進を図らなければならない。

#### (調査研究成果の公表)

第 4 条 市長は、震災の発生原因、発生状況その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行い、その成果を市民に公表しなければならない。

#### (公共施設の耐震性及び耐火性の配慮)

第 5 条 市長は、震災発生時に避難、消火、救急業務等に必要な機能を十分發揮し得るよう、庁舎及び市が所有し、又は管理する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期又は臨時に検査を行い、その安全性を確保し、適正な維持管理に努めなければならない。

#### (防災意識の高揚)

第 6 条 市長は、計画的に防災教育及び防災訓練を実施し、市民の自主的な地域防災組織の育成を図り、市民の防災意識の高揚に務めなければならない。

2 市長は、前項の地域防災組織に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

### 第 2 節 市民の責務

#### (基本的責務)

第 7 条 市民は、地震が発生したときに冷静に行動できるよう常に防災知識の修得に務め、震災を防止するため、相互に協力し、自ら生命、身体及び財産の安全確保に務めるとともに、市長が実施する防災事業に積極的に協力しなければならない。

#### (建築物等の耐震性及び耐火性の配慮)

第 8 条 市民は、建築物その他の工作物を建築するときは、震災を防止するため、耐震性及び耐火性について配慮しなければならない。

## 資料 1 – 1 市川市震災予防条例（2）

### （防災訓練等の参加）

第 9 条 市民は、市長又は地域防災組織が実施する防災訓練その他防災に関する行事に積極的に参加するよう努めなければならない。

### （初期消火）

第 10 条 市民は、火気を使用するときは、地震による出火を防止するため、常時監視するとともに、消火器具等を配備し、出火したときは、初期消火に努めなければならない。

### 第 3 節 事業者の責務

#### （基本的責務）

第 11 条 事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、震災を防止するため最善の努力を払うとともに、市長が実施する防災事業に積極的に協力しなければならない。

#### （防災計画の作成等）

第 12 条 事業者は、市長が作成する地震防災計画を基準とし、事業所ごとに防災計画を作成し、その適確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

2 事業所のうち規則で定める特定施設の事業者は、前項の防災計画を市長に提出し、承認を受けるとともにその実施状況を報告しなければならない。当該防災計画を変更しようとするときも同様とする。

#### （施設の耐震性及び耐火性の配慮）

第 13 条 事業者は、震災を防止するため、施設の耐震性及び耐火性について配慮し、常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。

#### （防災訓練）

第 14 条 事業者は、地震の発生に備え、定期又は臨時に初期消火訓練及び避難訓練等について特に配慮した防災訓練を実施しなければならない。

#### （緑地等の設置）

第 15 条 危険物又は有害物の製造施設、貯蔵施設、取扱施設又は運搬施設の事業者は、地震発生時において付近の住民への被害を阻止し、又は減少させるための当該施設の周囲に緑地、遮断帯その他防災上必要な施設を設置するよう努めなければならない。

## 第 3 章 震災予防対策

### （避難場所）

第 16 条 市長は、震災が発生したとき市民を安全に保護するため、地域ごとの人口並びに道路その他施設の立地状況等を考慮して避難場所を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により避難場所を指定したときは、告示するものとする。

3 市長は、避難場所が周囲の環境等に照らし適当でなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる

4 前項の指定の取消については、第 2 項の規定を準用する。

#### （建築物等の安全性）

第 17 条 市長は、地震により倒壊し、又は破損落下し、人の生命、身体及び財産に被害を与えるおそれがある建築物その他の工作物等の耐震性について調査し、研究し、その安全性を確保するため必要があると認めるときは、その改善について助言し、勧告することができる。

#### （宅地の安全性）

第 18 条 市長は、宅地の耐震性について調査し、研究し、その安全性を確保するため必要があると認めるときは、その改善について助言し、勧告することができる。

#### （地下埋設物の安全性）

第 19 条 電線、ガス管、上下水道管その他地震により被害を受けるおそれのある地下埋設物の管理者は、当該地下埋設物の安全性の確保に努めなければならない。

## 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（3）

(震災予防重点地区の指定等)

第 20 条 市長は、震災を予防するため対策を強化する必要があると認められる地域を震災予防重点地区として指定することができる。

2 市長は、震災予防重点区内における震災予防対策を積極的に推進しなければならない。

3 市長は、震災予防重点地区が震災予防対策の実施により地震に対する安全性の向上が認められたときは、その指定を取り消すことができる。

4 第 1 項の指定については第 16 条第 2 項の規定を、前項の指定の取消しについては第 16 条第 4 項の規定を準用する。

### 第 4 章 警戒宣言

(市長の措置)

第 21 条 市長は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、あらかじめ定められた地震防災計画に基づき、直ちに防災活動に従事するよう関係機関に指示しなければならない。

(市民の措置)

第 22 条 市民は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、防災上必要な限度において、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 火気使用の一時停止又は制限及び消火の準備
- (2) 自動車の運行の一時停止又は制限
- (3) 危険な作業等の自主的制限
- (4) 非常用品の準備その他防災上必要な措置

(事業者の措置)

第 23 条 事業者は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、防災上必要な限度において、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止若しくは制限
- (2) 危険物又は有害物の製造、貯蔵、販売、運搬及び消費又は廃棄の一時停止若しくは制限
- (3) 危険物又は有害物の所在場所の変更
- (4) その他防災上必要な措置

(措置命令)

第 24 条 市長は、事業者が前条各号に掲げる措置をとらないときは、当該事業者に対し必要な措置をとるよう命ずることができる。

(交通規制)

第 25 条 警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、走行中の自動車の運転者は、当該時において行われる交通規制を遵守しなければならない。

### 第 5 章 震災応急対策

(物資の確保)

第 26 条 市長は、震災に対処するため、必要な食糧、飲料水等の備蓄に努めなければならない。

2 市長は、震災による被災者の救助を行うため、物資の生産、集荷、販売、配給、保管及び運搬を業とする者（以下「業者」という。）と、その取り扱う物資の供給等についてあらかじめ協定を締結することができる。この場合において、業者は、市長から協定の締結を求められたときは、積極的に協力しなければならない。

(市民への協力要請等)

第 27 条 市長は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生し、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対し、当該応急措置の業務に協力するよう要請することができる。

2 前項の規定により応急措置に協力した者が、当該応急措置により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の例による。

## 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（4）

### 第6章 地域防災組織

(地域防災組織の結成等)

第28条 市民は、初期消火、避難誘導等により被害の拡大を防止するため、自主的な地域防災組織の結成に努めなければならない。

2 前項の規定により結成された地域防災組織は、地域の安全性について常に監視し、震災の発生に備え防災資器材の整備に努めるとともに防災教育を徹底し、初期消火訓練及び避難訓練等について特に配慮した防災訓練を実施しなければならない。

(地域防災組織に対する助成)

第29条 市長は、地域防災組織が前条第2項に規定する防災資器材を整備し、又は防災訓練を実施した場合において、必要があると認めるときは、助成することができる。

### 第7章 雜則

(報告の徴収)

第30条 市長は、防災上必要があると認めるときは、事業者に対し防災に関する事務又は業務について必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第31条 市長は、防災上必要があると認めるときは、当該職員をして事業所に立ち入り、その安全性について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨を事業者に通知しなければならない。ただし、防災上緊急の必要があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(防災訓練時の損害補償)

第32条 市長が実施し、又は地域防災組織が市長に届け出てその指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、当該訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合においては、第27条第2項の規定を準用する。

(市民の意見)

第33条 市民は、市長に対し震災の予防に関し必要な提言を行うことができる。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（1）

昭和 55 年 10 月 9 日  
規則第 41 号

### （目的）

第 1 条 この規則は、市川市震災予防条例（昭和 55 年条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （防災計画）

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の規定により作成する防災計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 震災に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 防災に関する訓練、教育及び広報に関すること。
- (3) 施設における防災要員の確保等自主的防災体制の整備に関すること。
- (4) 火気使用の制限、火気使用設備の点検等火気の管理に関すること。
- (5) 防災資器材、消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (6) 施設、設備等の倒壊、転倒、破損、落下等を防止するための点検、補強、固定等の保安措置に関すること。
- (7) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他救助体制に関すること。
- (8) 営業、操業の自主規制に関すること。
- (9) 危険物等の取扱い、移送等の規制等に関すること。
- (10) 破壊、爆発、流出等のおそれのある部分の保安措置に関すること。
- (11) 施設への立入制限及び施設周辺地域住民に対する防災措置の周知に関すること。
- (12) 震災発生時における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

2 事業者が複数である施設にあっては、事業者ごとの防災計画及び施設全体の共同防災計画を作成しなければならない。

### （特定施設）

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する規則で定める特定施設は、別表に定めるとおりとする。

### （防災計画の承認申請届）

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定により防災計画の承認を受けようとする特定施設の事業者は、事業所ごとに防災計画作成（変更）承認届出書（第 1 号様式）に防災計画を添えて市長に提出するものとする。

### （防災計画の実施状況報告）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の規定により防災計画の実施状況を報告しようとする事業者は、毎年 5 月末日までに防災計画実施状況報告書（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

### （事業所の防災訓練）

第 6 条 条例第 14 条の規定により実施すべき防災訓練の回数は、毎年 1 回以上とする。ただし、別表 6 の項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる施設並びに 7 の項第 5 号及び第 6 号に掲げる施設については、6箇月に 1 回以上とする。

### （避難場所の指定）

第 7 条 条例第 16 条第 1 項の規定により避難場所を指定しようとするときは、次の各号に掲げる要件を備えている場所でなければならない。

- (1) 震災による火災発生時において、ふく射熱に対して安全と認められる規模を有するもの
- (2) 震災発生時において、当該避難場所内に避難者の安全を損なうおそれのある建築物その他の工作物が存在しないもの

2 市長は、条例第 16 条第 1 項の規定により避難場所を指定したときは、避難場所である旨を表示した標識を市民が見やすい場所に設置しなければならない。

3 市長は、条例第 16 条第 2 項（条例第 16 条第 4 項及び第 20 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、広報へ掲載する等その周知を図らなければならない。

### （勧告書）

第 8 条 条例第 17 条又は第 18 条の規定により勧告する場合は、防災勧告書（第 3 号様式）により行うものとする。

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（2）

### （関係機関）

第9条 条例第21条に規定する関係機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所
- (2) 千葉県市川健康福祉センター
- (3) 千葉県企業局市川水道事務所
- (4) 千葉県葛南地域振興事務所
- (5) 千葉県葛南土木事務所
- (6) 千葉県市川警察署及び行徳警察署
- (7) 東日本電信電話株式会社千葉西支店
- (8) 東日本旅客鉄道株式会社市川駅、本八幡駅、市川大野駅、市川塩浜駅及び二俣新町駅
- (9) 京成電鉄株式会社国府台駅、市川真間駅、菅野駅、京成八幡駅及び鬼越駅
- (10) 東京地下鉄株式会社妙典駅、行徳駅及び南行徳駅
- (11) 北総鉄道株式会社北国分駅
- (12) 東京都交通局本八幡駅
- (13) 首都高速道路株式会社東京東局
- (14) 京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室
- (15) 東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
- (16) 一般社団法人市川市医師会
- (17) 一般社団法人市川市薬剤師会

### （地域防災組織）

第10条 条例第28条第1項に規定する地域防災組織とは、規約を作成し、地域防災組織結成届（第4様式）により市長に届け出たもので、次に掲げる事項をその事業内容としているものとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 震災予防に関すること
- (3) 震災応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資器材の整備に関すること

### （防災訓練等の届出）

第11条 条例第28条第2項の規定により地域防災組織が防災訓練等を実施しようとするときは、防災訓練等実施届出書（第5号様式）により防災訓練等実施予定日の14日前までに市長に届け出なければならない。

### （立入検査員証）

第12条 条例第31条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（第6号様式）とする。

### （委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和61年5月27日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和62年6月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成12年12月27日規則第115号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（令和2年1月17日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式（第3号様式を除く。）による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第3号様式による標識については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年8月23日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（市川市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の廃止）

- 2 市川市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年規則第9号）は、廃止する。

## 資料 1 – 2 市川市震災予防条例施行規則（3）

別表（第3条関係）

1 危険物施設	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定による許可を受けた施設、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第5条及び第12条第1項の規定による許可を受けた施設、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項及び第16条第1項の規定による許可を受けた施設並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項の規定による登録及び第36条第1項の規定による許可を受けた施設
2 有害物施設	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定による登録を受けた施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第3条第1項本文の規定による許可を受けた施設、同法第3条の2第第1項本文、第3条の3第1項及び第4条第1項本文の規定による届出をした施設並びに同法第4条の2第1項の規定による許可を受けた施設
3 供給事業施設	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定による登録及び同法第35条の規定による許可を受けた施設並びに同法第72条第1項、第86条第1項及び第106条の規定による届出（同条の規定による廃止の届出を除く。）をした施設、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による登録並びに同法第3条及び第27条の4の規定による許可を受けた施設、同法第27条の13第1項及び第27条の27第1項の規定による届出をした施設並びに同法第27条の31第1項の規定による許可及び同法第97条第1項の規定による指定を受けた施設、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項及び第26条の規定による許可を受けた施設並びに同法第32条の規定による確認を受けた施設並びに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第3条第1項の規定による届出をした施設及び同条第2項の規定による許可を受けた施設
4 運輸事業施設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項及び第32条の規定による許可を受けた施設、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項及び第43条第1項の規定による許可並びに同法第47条第1項の規定による免許を受けた施設並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条及び第35条第1項の規定による許可を受けた施設並びに同法第36条第1項の規定による届出をした施設
5 電気通信事業施設	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する事業の遂行に関する施設
6 次に掲げる施設のうち収容人員（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項第1号イに規定する収容人員をいう。以下同じ。）30人以上の施設	(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (2) 公会堂、集会場その他これらに類するもの (3) キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの (4) 遊技場又はダンスホール (5) 待合、料理店その他これらに類するもの (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 (7) 飲食店 (8) 旅館、ホテル又は宿泊所 (9) 病院、診療所又は助産所 (10) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
7 次に掲げる施設のうち収容人員50人以上の施設	(1) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの (2) 前項第10号に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 (3) 車両の停車場 (4) 神社、寺院、協会その他これらに類するもの (5) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの (6) 保育所、老人ホームその他これらに類する社会福祉施設 (7) 工場、作業場その他これらに類するもの (8) 前各号に該当しない施設
8 その他市長が指定する防災上重要な施設	

## 資料1－2 市川市震災予防条例施行規則（4）

第1号様式（第4条関係）

防災計画作成(変更)承認届出書			
年　月　日			
市川市長			
住所 <span style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">法人にあっては主たる住所の所在地</span>			
氏名 <span style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">法人にあってはその名称及び代表者の氏名</span>			
防災計画を別添のとおり作成(変更)したので、市川市震災予防条例第12条第2項の規定により届け出ます。			
事業所の名称			
施設の所在地			
施設の概要			
連絡先	住所		
	担当者氏名		電話番号

## 資料 1 – 2 市川市震災予防条例施行規則（5）

第2号様式（第5条関係）

防 災 計 画 実 施 状 況 報 告 書			
年 月 日			
市川市長			
住所 _____			
法人にあっては主たる住所の所在地			
氏名 _____			
法人にあってはその名称及び代表者の氏名			
市川市震災予防条例第12条第2項の規定により報告します。			
事 業 所 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
実施した防災計画の項目	実 施 状 況 及 び 内 容	実 施 年 月 日	摘 要
※備考 詳細は別紙とすること。			

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（6）

第3号様式（第8条関係）

市川市指令第 号

### 防 災 励 告 書

住 所

氏 名

市川市震災予防条例第<sup>17</sup>条の規定に基づき、次のとおり勧告する。

18

とるべき措置の内容

年 月 日

市川市長

印

## 資料1－2 市川市震災予防条例施行規則(7)

第4号様式(第10条関係)

### 地域防災組織結成届

年 月 日

市川市長

住 所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

市川市震災予防条例第28条第1項の規定により地域防災組織をつきのとおり結成しましたので、  
関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 地域防災組織名 \_\_\_\_\_

2 設立年月日 \_\_\_\_\_

3 添付書類 (1) 規約

(2) 組織編成名簿

## 資料1－2 市川市震災予防条例施行規則（8）

第5号様式（第11条関係）

防災訓練等実施届出書				
年月日				
市川市長				
地域防災組織名				
住所				
代表者				
氏名				
市川市震災予防条例第28条第2項の規定による防災訓練等を実施したいので届け出ます。				
実施日時	午時分から			
	年月日( )午時分まで			
予備日時	午時分から			
	年月日( )午時分まで			
会場				
参加予定人員	男 大人	男 子供	合計	
	女 名	女 名		名
訓練等項目	種別	使用資器材	責任者氏名	訓練等希望内容
※備考 実施日の14日前までに届け出ること。				

## 資料1－2 市川市震災予防条例施行規則（9）

第6号様式（第12条関係）

(表)

第 号	立 入 檢 査 員 証
	所 属
	職
	氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、市川市震災予防条例第31条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
市川市長	印

（縦 6センチメートル  
横 8センチメートル）

(裏)

市川市震災予防条例(抜粋)
(立入検査)
第31条 市長は、防災上必要があると認めるときは、当該職員をして事業所に立ち入り、その安全性について検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめ、その旨を事業者に通知しなければならない。ただし、防災上緊急の必要があるときは、この限りでない。
3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## 資料 1 – 3 市川市防災会議条例（1）

昭和 37 年 10 月 2 日  
条例第 24 号

### （趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

### （所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### （会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び 55 人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 千葉県警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が必要と認めた者

6 前項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることがある。

### （専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### （報酬及び費用弁償）

第 5 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

### （議事等）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 資料 1 – 3 市川市防災会議条例（2）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和 44 年 3 月 29 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和 46 年 10 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（昭和 61 年 3 月 27 日条例第 16 号）

#### （施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の市川市防災会議条例第 3 条第 6 項の規定により、新たに防災会議の委員となる者の最初の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

### 附 則（昭和 61 年 6 月 25 日条例第 23 号）抄

#### （施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則（昭和 61 年 9 月 29 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成 7 年 9 月 27 日条例第 16 号）

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定により、新たに同条第 5 項第 8 号及び第 9 号に掲げる委員となる者の最初の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日までとする。

### 附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 29 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄）

#### （施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 4 市川市防災会議運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市川市防災会議条例（昭和37年条例第24号）第5条の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

### (会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 防災会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集 年 月 日

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 議題及び審議経過

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

### (専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

### (防災会議の事務)

第6条 防災会議の事務は、危機管理室において処理する。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要領は、昭和46年2月25日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 資料1－5 市川市防災会議委員名簿（1）

令和7年9月5日 現在

会長

職名	氏名	所在地
市川市長	田中 甲	市川市八幡1-1-1

委員

区分	職名	氏名	任期	所在地
1号	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所長	小池 聖彦	R6.4.1～	野田市宮崎 134
1号	海上保安庁 千葉海上保安部長	岡光 豊	R7.4.15～	千葉市中央区 中央港1-12-2
1号	国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所長	山岡 敏之	R7.4.1～	松戸市竹ヶ花86
1号	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点 地方参事官	阿部 知康	R7.4.1～	千葉市中央区 本千葉町10-18
1号	銚子地方気象台長	白石 昇司	R6.4.1～	銚子市川口町 2-6431
2号	陸上自衛隊 需品学校長	児玉 龍	R7.3.24～	松戸市五香六実17
3号	千葉県 葛南地域振興事務所長	相葉 正宏	R7.4.1～	船橋市本町1-3-1 船橋エイスビル7階
3号	千葉県 市川健康福祉センター長	影山 育子	R4.4.1～	市川市南八幡 5-11-22
3号	千葉県 葛南土木事務所長	古橋 保孝	R6.4.1～	船橋市浜町2-5-1
3号	千葉県 葛南港湾事務所長	桐木 靖	R7.4.1～	船橋市浜町2-5
3号	千葉県 企業局 市川水道事務所長	久保 裕史	R6.4.1～	市川市南八幡 1-10-15
3号	千葉県 江戸川下水道事務所長	吉澤 寿二	R7.4.1～	市川市福栄4-32-2

## 資料1－5 市川市防災会議委員名簿（2）

区分	職 名	氏 名	任 期	所 在 地
4号	千葉県 市川警察署長	小林 淳一	R7.3.3～	市川市鬼高4-4-1
4号	千葉県 行徳警察署長	相川 隆一	R7.3.3～	市川市塩浜3-10-18
5号	市川市 副市長	松丸 多一	R4.7.13～	市川市八幡1-1-1
5号	市川市 副市長	本間 和義	R5.7.18～	
5号	市川市 危機管理監	今井 隆	R7.4.1～	
5号	市川市 防災総合統括理事	麻生 文喜	R6.4.1～	
5号	市川市 危機管理室長	立花 学	R7.4.1～	
5号	市川市 総務部長	蛸島 和紀	R5.4.1～	
5号	市川市 企画部長	小川 広行	R5.4.1～	
5号	市川市 財政部長	田中 雅之	R5.4.1～	
5号	市川市 保健部長	横山 京子	R6.4.1～	
5号	市川市 街づくり部長	小塙 真康	R5.4.1～	
5号	市川市 行徳支所長	秋本 賢一	R5.4.3～	
6号	市川市 教育長	高木 秀人	R7.4.1～	
7号	市川市 消防局長	吉村 和弘	R7.4.1～	市川市八幡1-8-1
7号	市川市 消防団長	岡本 宜幸	R6.4.1～	
8号	日本郵便株式会社 市川郵便局長	柳田 茂雄	R7.5.1～ R9.4.30	市川市平田2-1-1
8号	NTT東日本株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	藤沢 朋	R7.7.1～ R9.3.31	千葉市中央区富士見 1-12-17 ネクストサイト 千葉ビル5F 災害対策室
8号	東日本旅客鉄道株式会社 市川駅長	柳澤 和義	R7.4.1～ R9.3.31	市川市市川1-1-1

## 資料1－5 市川市防災会議委員名簿（3）

区分	職　　名	氏　名	任　期	所　在　地
8号	京成電鉄株式会社 市川真間駅長	永井 良典	R7.4.1～ R9.3.31	市川市真間1-11-1
8号	東京地下鉄株式会社 浦安駅務管区 行徳地区区長	伊藤 大補	R7.4.1～ R9.3.31	市川市行徳駅前 2-4-1
8号	京葉瓦斯株式会社 供給企画部 災害対策室長	塩澤 俊樹	R7.7.1～ R9.3.31	市川市市川南2-8-8
8号	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社長	宇戸谷 友益	R7.4.1～ R9.3.31	船橋市湊町2-2-16
8号	首都高速道路株式会社 東京東局 副局長	小沢 清隆	R7.4.1～ R9.3.31	東京都中央区日本橋 箱崎町43-5
8号	北総鉄道株式会社 東松戸駅務管区 北国分駅務区長	道上 成博	R7.4.1～ R9.3.31	松戸市東松戸2-158
8号	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所長	寺島 良太	R7.5.1～ R9.4.30	千葉市稲毛区 長沼原町177
8号	東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所長	皆方 忠雄	R7.5.1～ R9.4.30	埼玉県三郷市番匠免 2-101-1
9号	市川市自治会連合協議会 会長	小林 俊之	R7.4.1～ R9.3.31	市川市八幡1-1-1
9号	市川市自治会連合協議会 副会長	稻垣 カツ	R7.5.1～ R9.4.30	市川市八幡1-1-1
9号	市川災害ボランティアネットワーク 代表	福田 孝至	R7.5.1～ R9.4.30	市川市新田 3-22-11-402
9号	市川市赤十字奉仕団 委員長	秋元 幸子	R7.4.1～ R9.3.31	市川市高谷2-16-15
9号	市川市女性消防クラブ 会長	松島 和枝	R7.4.18～ R9.4.17	市川市八幡1-8-1

## 資料1－5 市川市防災会議委員名簿（4）

区分	職　　名	氏　名	任　期	所　在　地
10号	一般社団法人 市川市医師会 会長	佐々木 森雄	R7.4.1～ R9.3.31	市川市真間1-9-10
10号	一般社団法人 市川市歯科医師会 総務担当理事	佐藤 雅之	R7.4.1～ R9.3.31	市川市八幡2-9-9
10号	一般社団法人 市川市薬剤師会 会長	御代川 浩隆	R7.4.1～ R9.3.31	市川市南八幡3-1-1
10号	公益社団法人 千葉県柔道整復師会 市川浦安接骨師会 防災委員	石井 和弘	R7.4.1～ R9.3.31	市川市八幡6-3-27
10号	東京都交通局 馬喰駅務管区 本八幡駅務区長	小野瀬 昌利	R7.4.1～ R9.3.31	市川市八幡2-16-13
10号	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 常務理事	松尾 順子	R7.4.1～ R9.3.31	市川市東大和1-2-10
10号	株式会社ジェイコム千葉 市川・浦安局 局長	上野 隆史	R7.4.1～ R9.3.31	市川市南八幡4-17-8
10号	公益社団法人 千葉県看護協会 市川地区部会長	中山 聰子	R7.6.1～ R9.5.31	市川市本行徳5525-2
10号	市川市民生委員児童委員協議会 会長	松永 義昭	R6.9.1～ R8.8.31	市川市原木2-8-7

# 資料1－6 市川市災害対策本部条例

昭和37年10月2日

条例第25号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ、災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (対応本部)

第3条 災害対策本部に、次に掲げる対応本部を置く。

(1) 消防本部

(2) 医療本部

(3) 被災生活支援本部

(4) 被災市街地対応本部

(5) 行徳本部

2 対応本部に対応本部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 対応本部長は、対応本部の事務を掌理する。

4 対応本部に対応本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の必要な職員は、市の職員のうちから災害対策本部長が任命する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (雜則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧（1）

令和 7 年 9 月 5 日 現在

### 1. 物資供給（食料品、飲料水、生活必需品、燃料量等）に関する協定（54 協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	山口製パン株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.8	市川市若宮 2-9-5
2	一般社団法人千葉県 L P ガス協会市川支部	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.8	市川市本塙 2-17 (株)アキモト商店
3	フジパン株式会社 千葉工場	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.19	市川市塩浜 2-12
4	千葉県石油商業協同組合 市川支部	災害時における物資の供給に関する協定	S56.6.12	市川市二俣 555 (株)石元
5	株式会社門田商店	災害時における物資の供給に関する協定	S56.7.6	船橋市上山町 2-282
6	合同会社西友	災害時における物資の供給に関する協定	S56.7.17	東京都北区赤羽 2-1-1
7	山崎製パン株式会社 松戸工場	災害時における物資の供給に関する協定	S57.10.5	松戸市南花島向町 319
8	株式会社マルエツ 行徳店	災害時における物資の供給に関する協定	S59.1.25	東京都豊島区東池袋 5-51-12
9	株式会社マルエツ 南行徳店	災害時における物資の供給に関する協定	S59.2.28	東京都豊島区東池袋 5-51-12
10	ENEOS 株式会社 市川 油槽所	災害時における車両燃料の供給に関する協定	H9.6.30	市川市本行徳 2554-1 (市川油層所)
11	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H12.12.25	千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル 4F (千葉県本部)
12	市川市農業協同組合	災害時における支援に関する協定	H16.11.1	市川市北方町 4-1352-2
13	株式会社エムオーテック	災害時における支援に関する協定	H18.7.21	市川市塩浜 3-16-4
14	長印船橋青果株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	R7.8.12	船橋市市場 1-8-1
15	株式会社長崎屋 (MEGA ドン・キホーテ本八幡店)	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	習志野市芝園 2-6-7 (営業本部)
16	株式会社レンティ	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	東京都目黒区青葉台 2-19-10
17	株式会社フクシン	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	市川市鬼高 4-5-1
18	市川浦安木材組合	災害時における物資の供給に関する協定	H19.6.20	市川市鬼越 2-9-3 (有)石井材木店)
19	市川市燃料販売同業組合	災害時における物資の供給に関する協定	H19.7.4	市川市稻荷木 2-6-10 (有)山岩安野商会
20	市川ビル商店会	災害時等における支援に関する協定	H19.8.10	市川市市川 1-4-10

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（2）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
21	市川市米穀小売商組合連合会	災害時における物資の供給に関する協定	H19.8.13	市川市若宮 2-7-13 (有)栗原米店
22	株式会社ダイエー	災害時における物資の供給に関する協定	H20.2.25	江東区東陽 2-2-20 (関東総務部 総務・リスクマネジメント課)
23	コカ・コーラ－ストジャパン株式会社	災害時における救援物資の供給に関する協定	H20.7.25	市川市下新宿 3-7 (市川センター)
24	千葉県ヤクルト販売株式会社	災害発生時における乳酸菌飲料の供給に関する協定	H23.10.12	市川市二俣新町 17-13-1 (市川営業所)
25	株式会社アクティオ	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H23.10.12	千葉市若葉区加曾利町 63
26	内宮運輸機工株式会社	災害発生時等における運搬車両、クレーン等の支援に関する協定	H23.10.12	市川市塩浜 3-15-5 (総務部)
27	株式会社伊藤園	災害時における飲料等の供給に関する協定	H23.12.21	市川市原木 3020 (市川支店)
28	太陽建機レンタル株式会社	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.4.30	市川市二俣 651-1
29	株式会社レント 市川営業所	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.5.8	市川市加藤新田 202-16
30	コストコホールセールジャパン株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	H27.10.16	市川市塩浜 1-7-2 プロジェスパーク市川コストコ 市川物流センター
31	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	災害時における支援に関する協定	H18.7.21	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト 35F
32	デイリーヤマザキ事業統括本部（山崎製パン株式会社）	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H23.10.12	千代田区岩本町 3-10-1 (管理本部総務課)
33	王子コンテナー株式会社霞ヶ浦工場	災害発生時等における運搬車両、クレーン等の支援に関する協定	H23.10.12	茨城県水戸市見和 2-232-53 (関東地区委員長、関川畠商店)
34	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.4.30	茨城県稻敷市釜井 1737
35	イオンペット株式会社	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.5.8	市川市南八幡 4-17-8 コスモス本八幡
36	株式会社タカネス・コーポレーション	災害時等における自動車の貸渡しに関する協定	H31.1.25	市川市富浜 2-3-18
37	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時における移動式宿泊施設等の貸渡しに関する協定	H31.4.19	東京都港区浜松町 2-7-15 三電舎ビル 4F
38	株式会社プレナス	災害時における物資の供給に関する協定	H19.6.20	千葉市中央区問屋町 12-1-2 (2階)
39	日野屋株式会社	災害発生時等における仮設資材のレンタルに関する協定	H30.7.6	台東区東上野 1-14-4 (野村不動産上野ビル 8F)

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（3）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
40	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	H30.7.17	東京都世田谷区松原 5-2-4
41	株式会社カクタ	災害時等における自動車の貸渡しに関する協定	H31.1.25	松戸市秋山 653-3
42	株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の貸渡しに関する協定	H31.4.19	千葉県市川市市川 1-4-10 市川ビル 8F
43	一般社団法人市川青年会議所	災害時等における支援に関する協定	R2.11.2	市川市八幡 2-5-2 4F
44	株式会社ワンズネットワーク	災害時等における自動車の貸渡しに関する協定	R2.12.9	船橋市習志野 1-8-1
45	日立建機日本株式会社	災害時における支援に関する協定	R3.10.27	東京都江東区新砂 1-5-11
46	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー	災害時における物資の供給に関する協定	R3.11.30	松戸市牧の原 2 番地の 38
47	株式会社ヤマザキ	災害時等における店舗営業の継続又は早期再開等に関する協定書	R3.12.9	市川 1-9-2
48	株式会社 Jackery Japan	災害時における物資の供給に関する協定	R4.3.11	東京都港区新橋 1-11-2
49	永和貿易株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	R5.5.15	市川市行徳駅前 4-1-16-319
50	株式会社 内山アドバンス	災害時における生活用水等の搬送協力支援に関する協定	R6.5.9	市川市新井 3-6-10
51	株式会社 昭栄美術	災害時における保有資機材の提供に関する協定	R6.8.19	東京都中央区明石町 8 - 1 聖路加タワー 25 階
52	日立建機株式会社	災害時における資器材の提供に関する協定	R6.10.22	東京都台東区東上野二丁目 16 番 1 号
53	セツカートン株式会社 Jパックス株式会社	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	R7.3.25	兵庫県伊丹市東有岡 5 丁目 33 番地 大阪府八尾市太子堂 2 丁目 5 番 38 号
54	株式会社 新井商店	災害発生時等の協力体制に関する協定書	R7.8.18	東京都台東区根岸 5 丁目 14 番 13 号

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（4）

### 2. 物資輸送等に関する協定（15協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	株式会社東京パワーポートセンター	災害時における船舶、船着場及びその他施設の使用に関する協定	H14.1.16	市川市稻荷木 3-25-1
2	エム・ジーマリン株式会社	災害時における船舶、船着場及びその他施設の使用に関する協定	H14.1.16	市川市大和田 2-19-6
3	市川港開発協議会	災害時における協力に関する協定	H15.1.14	市川市高谷新町 5 番地 (淀川製鉄所市川工場内)
4	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 千葉県支部	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	H19.3.22	千葉市花見川区三角町 180-1
5	ビューテックローリー株式会社	災害時における車両燃料の移送に関する協定	H19.3.27	市川市福栄 4-3-17 (市川営業所)
6	千葉県トラック協会市川支部	災害時における救援物資の車両輸送に関する協定	H19.6.19	市川市南八幡 2-21-1 市川商工会議所内
7	ヤマト運輸株式会社 船橋主管支店	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	H31.2.12	船橋市浜町 3-3-2
8	特定非営利法人千葉レスキューサポートバイク	災害時における応急活動の協力に関する協定	H31.4.1	千葉県松戸市幸田 3 丁目 117 番地の 1
9	有限会社サポートマーケティングサービス	災害時等における水陸両用車を使用した後方支援活動に関する協定	R.1.12.17	埼玉県春日部市柏壁東 6-10-9
10	京成バスシステム(株)	災害発生時等における支援に関する協定	R3.2.16	船橋市栄町 1-10-10
11	京成トランジットバス(株)	災害発生時等における支援に関する協定	R3.2.24	市川市塩浜 2 丁目 17 番 4 号
12	京成バス(株)	災害発生時等における支援に関する協定	R3.3.5	市川市八幡 3 丁目 3 番 1 号
13	市川市漁業協同組合	災害時における船舶による緊急輸送支援に関する協定	R4.4.12	市川市塩浜 1-17-3
14	佐川急便株式会社 東関東支店	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R4.8.1	船橋市潮見町 42 番地 5
15	東京納品代行株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R4.9.9	市川市二俣新町 22-8

### 3. 災害復旧に関する協定（21協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川電業協同組合	災害時における災害活動拠点等の電気工事等の支援に関する協定	H10.2.19	市川市八幡 3-29-25 (友信電気(株)内)
2	市川造園建設業協同組合	災害時における支援に関する協定	H19.5.21	市川市北方町 4-2088

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（5）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
3	市川造園建設業協同組合	台風・豪雨等における支援に関する協定	H20.4.10	市川市北方町 4-2088 (ユアサ園芸内)
4	千葉土建一般労働組合市川支部	災害時等における支援に関する協定	H20.3.31	市川市若宮 3-23-1
5		台風・豪雨等における支援に関する協定	H27.9.7	
6	京葉建設業協同組合	災害時における支援に関する協定	H20.10.1	市川市東菅野 5-13-21
7		台風・雪害等における支援に関する協定	H20.10.1	
8	千葉県行政書士会	災害時における支援協力に関する協定	H25.1.15	千葉市中央区中央 4-13-10
9	千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	H25.5.31	千葉市中央区中央港 1-23-25
10	東芝インフラシステムズ株式会社	災害時における公共施設等の復旧支援に関する協定	H25.8.23	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 (東芝インフラシステムズ)
11	イカリ消毒株式会社	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	H26.6.3	市川市南行徳 4-11-19
12	株式会社シカマ体育施設	災害時における支援に関する協定	H26.6.30	市川市国分 1-18-19
13	株式会社市川環境エンジニアリング	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	H28.8.24	市川市田尻 2-11-25
14	千葉県弁護士会	災害時の法律相談等に関する協定	H30.7.6	千葉市中央区中央 4-13-9
15	株式会社アービック	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	R1.5.28	千葉県市川市市川 1-23-9
16	一般社団法人 市川市ビルメンテナンス協会	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	R1.6.13	千葉県市川市南八幡 3-3-6-2F(株)二ユーオーダー内
17	一般社団法人市川市上下水道空調設備インフラ協会	災害発生時等における協力支援及びボランティア水防活動支援に関する協定	R2.3.6	千葉県市川市鬼越 2-5-4
18	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R4.4.19	千葉県船橋市湊町 2-2-16
19	株式会社トラバース	災害発生時等における支援に関する協定	R5.11.20	市川市末広 2-4-10
20	エートス協同組合	災害時等における車両の移動等に関する協定	R6.7.16	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 2-1-1
21	株式会社電洋社	災害発生時等における支援に関する協定	R6.8.26	市川市市川南 3-14-37

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (6)

### 4. 廃棄物処理に関する協定 (5 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川市清掃業協同組合	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市曾谷 6-30-2
2	財団法人市川市清掃公社	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市二俣新町 13-1
3	市川市浄化槽清掃協力会	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市曾谷 6-30-2 ((株)市川衛生管理センター)
4	市川市資源回収協同組合	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市南八幡 2-21-1 市川商工会議所 4F
5	住友大阪セメント株式会社	災害時における廃棄物の処理等の支援に関する協定	R6.10.16	東京都港区新橋 1-9-2

### 5. 広報、報道、情報に関する協定 (8 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	京葉・西部地区タクシー運営委員会	災害時情報連絡活動協力に関する協定	H19.3.22	市川市千鳥町 7 番地 (浦安タクシー(有))
2	株式会社ジェイコム市川	防災情報等の広報に関する協定	H14.1.16	市川市南八幡 4-17-8
3	株式会社ベイエフエム	災害情報に放送に関する協定	H24.1.27	千葉市美浜区中瀬 2-6-1
4	エフエム浦安株式会社	災害情報の放送に関する協定	H30.7.6	市川市八幡 2-16-15 (本八幡駅西口ビル 8 階)
5	東京アンテナ工事株式会社	災害時等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	R1.8.19	東京都葛飾区東新小岩 5 丁目 19 番 2 号
6	損保ジャパン日本興亜株式会社 千葉西支店	災害時等における支援に関する協定	R2.1.15	千葉県船橋市本町 3 丁目 5 番 5 号
7	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	災害時等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	R5.2.10	市川市鬼高 4-3-5
8	株式会社ハミングバード	災害時等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	R6.5.23	東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 SHIBUYA SOLASTA 3F

### 6. 医療、衛生に関する協定 (22 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	一般社団法人 市川市医師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H20.7.15	市川市真間 1-9-10
2	市川浦安地域獣医師会	災害時における動物救護活動に関する協定	H31.4.1	市川市新田 4-8-18 (ひらたペットクリニック)
3	一般社団法人 市川市歯科医師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 2-9-9
4	一般社団法人 市川市薬剤師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 2-9-9

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（7）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
5	一般社団法人 千葉県接骨師会 市川浦安支部	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 2-9-9
6	医療法人財団 明理会 行徳総合病院	震災発生時における応急医療活動等に関する協定	R1.6.4	市川市本行徳 5 5 2 5 番地 2
7	特定非営利活動法人日本救助犬協会	災害救助犬の出動に関する協定	H13.1.16	東京都中野区中野 3-47-13 シグマウエストビル 501
8	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における協力に関する協定	H19.3.22	港区西新橋 1-18-12 COMS 虎ノ門 5,6F
9	千葉中央葬祭業協同組合	災害時における支援に関する協定	H21.6.3	千葉市中央区 3-5-3 始平堂玄昌ビル 5F
10	株式会社東京楽天地	災害時における浴場等の使用に関する協定	H20.7.25	市川市柏井町 1-1520
11	千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合市川市部	災害時における浴場等の使用に関する協定	H28.4.11	市川市菅野 5-2-6（月の湯）
12	東京歯科大学市川総合病院	災害時における医療救護所の設置場所等に関する協定	H22.8.20	市川市菅野 5-11-13
13		防災用井戸等の設置に関する協定	H22.8.20	
14	医療法人社団 市川クリニック	防災用井戸等の設置に関する協定	H8.4.1	市川市平田 1-17-19
15	国立国際医療研究センター 国府台病院	震災発生時における応急医療活動等に関する協定	H29.3.31	市川市国府台 1-7-1
16	千葉県理容生活衛生同業組合市川支部 千葉県理容生活衛生同業組合ベイサイド葛南支部	災害時における理容生活関係業務の支援に関する協定	H30.7.6	市川市市川南 1-1-4
17	一般財団法人千葉県介護福祉士会	福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	H31.1.25	千葉市中央区千葉港 4-3
18	一般財団法人千葉県タクシーアソシエーション京葉支部	タクシー車両による緊急輸送等に関する協定	H31.1.22	船橋市本町 7-1-1
19	千葉県ベストコントロール協会	感染症対策消毒業務等に関する協定	R2.4.24	千葉市中央区中央 3-3-1
20	株式会社フジイ	災害時等における支援に関する協定	R2.12.16	市川市南八幡 2-2 2-5
21	公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	災害発生時における応急医療活動等に関する協定	R3.3.1	浦安市当代島 3-4-32
22	医療法人社団嵐川	災害発生時における応急医療活動等に関する協定	R3.12.28	市川市下貝塚 3-31-2

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（8）

### 7. 避難所に関する協定（48協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	学校法人千葉学園 (千葉商科大学)	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	R3.3.22	市川市国府台 1-3-1 (大学庶務課)
2	学校法人日出学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H20.11.16	市川市菅野 3-23-1
3	学校法人市川学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.2.13	市川市本北方 2-38-1
4	学校法人平田学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.2.13	市川市菅野 3-24-1 (学園本部)
5	学校法人昭和学院	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.2	市川市東菅野 2-17-1 (中学校・高等学校)
6	学校法人和洋学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.25	市川市国府台 2-3-1
7	学校法人奥野木学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.26	市川市八幡 4-5-7 (学園事務)
8	千葉県立市川工業高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市平田 3-10-10
9	千葉県立国分高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市稻越町 310
10	千葉県立国府台高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市国府台 2-4-1
11	千葉県立行徳高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市塩浜 4-1-1
12	千葉県立市川東高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市北方町 4-2191
13	千葉県立市川南高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市高谷 1509
14	千葉県立市川昂高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H23.4.1	市川市東国分 1-1-1
15	イオンリテール株式会社 市川妙典店・妙典タウンセンター	災害時等における支援に関する協定	H23.7.26	市川市妙典 5-3-1
16	ニッケルトンプラザ	災害時等における支援に関する協定	H22.8.20	市川市鬼高 1-1-1
17	公益財団法人市川市文化振興財団	災害発生時等における市川市文化会館等の利用に関する協定	H23.9.7	市川市大和田 1-1-5
18	株式会社国府台自動車センター	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.10	千葉県市川市中国分3丁目16番1号
19	黒井産業株式会社 市川中央自動車教習所	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.11	千葉県市川市高谷1974番地11

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（9）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
20	株式会社市川自動車教習所	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.11	千葉県市川市柏井町1丁目1463番地
21	ESR 株式会社	災害時における避難場所等に関する協定	R2.2.6	東京都港区赤坂二丁目10番5号 (ESR ディストリビューションセンター：二俣 678-55)
22	株式会社市川市場	災害時等における避難場所等の提供に関する協定	R2.7.31	市川市鬼高4丁目5番1号
23	コーナン商事株式会社（ホームセンターコーナン市川原木店）	津波発生時等における一時避難施設としての使用に関する協定	H23.12.21	市川市原木2526-6（市川原木店）
24	株式会社ユーリビング（ユニディ千鳥町店）	津波発生時等における一時避難施設としての使用に関する協定	H23.12.21	市川市千鳥町1番地 (ユニディ千鳥町店)
25	株式会社オートバックスセブン	津波発生時等における避難場所の提供に関する協定締結について	R2.10.14	東京都江東区五丁目6番52号
26	筑波大学附属聴覚特別支援学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	R5.11.12	市川市国府台2-2-1
27	社会福祉法人 慶美会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市柏井町4-314（清山荘）
28	社会福祉法人 市川会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市高谷1854 (ホワイト市川本館)
29	社会福祉法人 市川朝日会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町537（市川あさひ荘）
30	社会福祉法人 松涛会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町552（太陽と緑の家）
31	社会福祉法人 幸志会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町438-2（やわらぎの郷）
32	医療法人社団 蕎会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市大野町3-2128-1 (蕎の家・市川)
33	医療法人社団 寿光会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市高谷3-1-20 (エスボール市川)
34	医療法人 静和会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市北方町4-1460 (サンシルバー市川)
35	医療法人社団 泰正会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市大町43-3 (グレースケア市川)
36	医療法人社団 哺育会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市奉免町59-2 (ハートケア市川)
37	社会福祉法人 天祐会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H24.5.28	市川市広尾2-3-1 (広尾苑)
38	社会福祉法人南台五光福祉協会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H24.12.12	市川市奉免町191-2 (やまぶき園)

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（10）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
39	社会福祉法人 佑啓会	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	H25.5.31	市川市国分 3-20-2 (ふる里学舎松香園)
40	社会福祉法人 一路会	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	H28.9.29	市川市柏井町 3-637-1 (かしわい苑)
41	社会福祉法人 長寿の里	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	H29.6.19	市川市末広 1-1-48 (行徳翔裕園)
42	社会福祉法人 大久保学園	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	H30.7.18	船橋市金堀町 499-1 (対象施設は梨香園)
43	社会福祉法人 親愛会	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	R1.8.2	松戸市東松戸 1-2-34
44	株式会社オアゾ	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	R1.12.19	東京都港区六本木 6 丁目 15 番 1 号 (オアゾ市川: 稲越 1-25-35)
45	医療法人社団 緑友会	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	R3.6.18	市川市柏井町 4-296-2 (らいおんハート)
46	社会福祉法人 桐和会	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定	R5.12.20	市川市高谷 3-1-1 (タムスさくらの杜市川)
47	TDK 株式会社	災害時における避難所等の提供及び帰宅困難者支援に関する協定	R7.7.1	東京都中央区日本橋 2-5-1
48	学校法人 創志学園 環太平洋大学	災害発生時における緊急避難場所等の提供に関する協定	R7.8.26	市川市二俣 625-1

### 8. 帰宅困難者支援に関する協定（9協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	株式会社スーパーホテル	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市妙典 4-4-27 妙典センタービル (スーパーホテル東西線・市川・妙典駅前)
2	株式会社妙典タウンセンター	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市妙典 4-4-1 イオン 3 番街 2F (妙典センタービル会議室)
3	山崎製パン企業年金基金	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市市川 1-3-14 (企業年金基金会館)
4	公益財団法人市川市文化振興財団	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H27.2.18	市川市大和田 1-1-5
5	山崎製パン株式会社総合クリーションセンター	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H29.9.4	市川市市川 3-23-27
6	ブリーズベイホテル株式会社市川グランドホテル	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.10.4	市川市市川 1-3-18
7	ペイスパ市川 CC 株式会社	災害発生時における浴場等の使用及び帰宅困難者支援に関する協定	H29.8.29	市川市上妙典 1554 (クリーンスパ市川)
8	福日観光株式会社	災害発生時における浴場等の使用及び帰宅困難者支援に関する協定	R3.7.29	東京都葛飾区新小岩 1-33-8
9	株式会社東横イン	災害時における帰宅困難者支援及び宿泊施設の提供に関する協定	R7.4.21	東京都大田区新蒲田 1-7-4

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（11）

### 9. その他（14協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川市内郵便局	災害時における市川市と市川市内郵便局間の協力に関する覚書	H9.12.12	市川市平田 2-1-1 (市川郵便局総務部)
2	特定非営利活動法人日本防災標識協会	避難誘導標識の設置及び管理に関する協定	H10.7.14	市原市八幡 2059-7
3	京葉ガス株式会社	市川市防災行政無線（固定系）子局の活用に関する協定	H12.6.23	市川市市川南 2-8-8
4	パークシティー市川	防災備蓄倉庫及び備蓄品の管理に関する覚書	H15.8.8	市川市市川南 3-12-1 (管理防災センター)
5	本八幡キャピタルタワー・大芝原自治会	防災備蓄倉庫及び備蓄品の管理に関する覚書	H15.8.26	八幡 3-5-1 (キャピタルタワー防災センター)
6	市川市国際交流協会	災害時における支援に関する協定	H21.6.3	市川市八幡 2-1-7 第1藤ビル 2F
7	一般社団法人関東地域づくり協会	大規模災害時における防災工キスパート支援に関する協定	H25.5.31	さいたま市大宮区吉敷町 4-262-16
8	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H27.1.28	松戸市新松戸 1-243 (松戸営業所)
9	東電タウンプランニング株式会社	広告付き避難所等電柱看板に関する協定	H27.2.5	千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル 6F (千葉総支社)
10	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	市川市防災行政無線の使用に関する協定	H28.11.29	船橋市湊町 2-2-16
11	市川市私立幼稚園協会	備蓄物資等の支援物資の提供	R3.11.1	市川市大町 103 番地
12	市川市社会福祉協議会	市川市災害ボランティアセンターの設置及び運営	R4.3.28	市川市東大和田 1-2-10
13	日清食品株式会社	家庭での食料備蓄の啓発に関する協定	R5.8.18	東京都新宿区新宿 6 丁目 28 番 1 号
14	NTT ドコモビジネス株式会社	市川市とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との連携に関する協定	R6.8.19	東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスウエストタワー

### （相互応援協定先）

No.	協定先	〒	所在地
1	千葉県	260-8677	千葉市中央区市場町 1-1
2	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1
3	銚子市	288-8601	銚子市若宮町 1-1
4	船橋市	273-8501	船橋市湊町 2-10-25
9	茂原市	297-8511	茂原市道表 1
5	館山市	294-8601	館山市北条 1145-1
6	木更津市	292-8501	木更津市富士見 1-2-1
7	松戸市	271-8588	松戸市根本 387-5
8	野田市	278-8550	野田市鶴奉 7-1
9	茂原市	297-8511	茂原市道表 1
10	成田市	286-8585	成田市花崎町 760
11	佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町 97
12	東金市	283-8511	東金市東岩崎 1-1
13	旭市	289-2595	旭市二 1920

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（12）

No.	協定先	〒	所在地
14	習志野市	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1
15	柏市	277-8505	柏市柏 5-10-1
16	勝浦市	299-5292	勝浦市新官 1343-1
17	市原市	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1
18	流山市	270-0192	流山市平和台 1-1-1
19	八千代市	276-8501	八千代市大和田新田 312-5
20	我孫子市	270-1192	我孫子市我孫子 1858
21	鴨川市	296-8601	鴨川市横渚 1450
22	鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
23	君津市	299-1192	君津市久保 2-13-1
24	富津市	293-8506	富津市下飯野 2443
25	浦安市	279-8501	浦安市猫実 1-1-1
26	四街道市	284-8555	四街道市鹿渡無番地
27	袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
28	八街市	289-1192	八街市八街ほ 35-29
29	印西市	270-1396	印西市大森 2364-2
30	白井市	270-1492	白井市復 1123
31	富里市	286-0292	富里市七栄 652-1
32	南房総市	299-2492	南房総市富浦町青木 28
33	匝瑳市	289-2198	匝瑳市八日市場八 793-2
34	香取市	287-8501	香取市佐原口 2127
35	山武市	289-1392	山武市殿台 296
36	いすみ市	298-8501	いすみ市大原 7400-1
37	酒々井町	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11
38	栄町	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2
39	神崎町	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿 163
40	多古町	289-2292	香取郡多古町多古 584
41	東庄町	289-0692	香取郡東庄町笛川い 4713-131
42	大網白里市	299-3292	大網白里市大網 115-2
43	九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099
44	芝山町	289-1692	山武郡芝山町小池 992
45	横芝光町	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902
46	一宮町	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457
47	睦沢町	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1
48	長生村	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77
49	白子町	299-4292	長生郡白子町閔 5074-2
50	長柄町	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712
51	長南町	297-0192	長生郡長南町長南 2110
52	大多喜町	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93
53	御宿町	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522
54	鋸南町	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間 3458
55	ひたちなか市	312-8501	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1

## 資料1－7 災害時における協定締結先一覧（13）

No.	協定先	〒	所在地
56	茅ヶ崎市	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
57	富士市	417-8601	静岡県富士市永田町 1-100
58	江戸川区	132-8501	東京都江戸川区中央 1-4-1
59	葛飾区	124-8555	東京都葛飾区立石 5-13-1
60	明石市	673-8686	兵庫県明石市中崎 1-5-1
61	加美町	981-4292	宮城県加美郡加美町字西田 3-5
62	神栖市	314-0192	茨城県神栖市溝口 4991-5
63	喜多方市	966-8601	福島県喜多方市字御清水東 7244-2
64	西会津町	969-4495	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
65	北塩原村	966-0485	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151
66	宇土市	869-0492	熊本県宇土市浦田町 51
67	相良村	868-8501	熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
68	岩沼市	989-2480	宮城県岩沼市桜 1-6-20
69	市川郵便局	272-8799	市川市平田 2-1-1
70	行徳郵便局	272-0141	市川市香取 2-1-16
71	国土交通省 関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館
72	多治見市	507-8703	岐阜県多治見市日ノ出町 2-15
73	総社市	719-1192	岡山県総社市中央 1-1-1
74	国土交通省関東地方整 備局首都国道事務所	271-0072	松戸市竹ヶ花 86

## 資料1－8 消防応援協定等一覧（1）

令和7年9月5日 現在

### ○隣接都市との協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和25年6月16日締結 令和3年 1月25日改定	松戸市	
昭和31年8月18日締結 平成18年11月1日改定	船橋市	
昭和31年11月10日締結 令和2年12月8日改定	浦安市	
昭和32年7月5日締結 平成19年9月18日改定	東京消防庁	
昭和49年5月1日締結 令和2年12月8日改定	鎌ヶ谷市	非常災害に備え、消防組織法第39条に基づき、左記都市と相互応援協定を締結し、当該協定に基づき相互に応援している。
昭和57年4月27日締結 平成25年4月10日改定	東関東自動車道及び新空港自動車道関係都市	
平成30年6月2日締結 令和4年4月1日改定	東京外環自動車道路管内市間の関係都市	

### ○広域消防応援協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和40年7月19日締結	県下全市町村	千葉県広域消防相互応援協定

### ○京葉ガスとの協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和56年6月10日締結	京葉ガス株式会社市川支社	業務協定

### ○千葉海上保安部との協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和57年10月1日締結	千葉海上保安部	業務協定

## 資料 1 – 8 消防応援協定等一覧（2）

令和7年9月5日 現在

### ○東京湾消防相互応援協定

協定年月日	協定都市等	備 考
平成2年6月1日締結	東京都、川崎市、千葉市、横浜市	東京湾消防相互応援協定

### ○医療機関との協定等

協定年月日	協定都市等	備 考
平成24年4月12日締結 平成25年5月30日改定	日本医科大学千葉北総病院	ラピッドカー運用に関する協定
平成25年8月7日締結 平成26年3月25日改定 令和2年2月6日改正	順天堂大学医学部附属浦安病院	ラピッド・レスポンスカーの運用に関する協定
平成27年1月14日締結	東京歯科大学市川総合病院	救急現場等への医師派遣に関する協定
令和7年4月1日締結	東京ベイ・浦安市川医療センター	災害現場への医師等の派遣に関する協定

## 資料 1 – 9 小学校区防災拠点の配置

令和 7 年 9 月 5 日 現在

No.	学校名	所在地	短縮	TEL・FAX	無線
1	市川小学校	市川 2-32-5	7411	325-4758・9	302
2	真間小学校	真間 4-1-1	7412	372-4726・7	303
3	中山小学校	中山 1-1-5	7413	335-2711・2	314
4	八幡小学校	八幡 3-24-1	7414	325-4763・4	309
5	国分小学校	東国分 2-4-1	7415	371-6793・4	320
6	大柏小学校	大野町 2-1877	7416	337-8141・2	334
7	宮田小学校	新田 4-8-15	7417	379-7647・8	304
8	富貴島小学校	八幡 6-10-11	7418	334-2624・5	310
9	若宮小学校	若宮 3-54-10	7419	339-2177・8	315
10	国府台小学校	国府台 5-25-4	7420	372-4672・3	301
11	平田小学校	平田 3-28-1	7421	379-6761・2	338
12	鬼高小学校	鬼高 2-13-5	7422	335-0304・5	313
13	菅野小学校	菅野 6-14-1	7423	324-5955・6	311
14	信篤小学校	原木 2-16-1	7425	328-0165・6	321
15	稻荷木小学校	稻荷木 1-14-1	7426	376-5961・2	308
16	鶴指小学校	大和田 4-11-1	7428	379-3588・9	307
17	宮久保小学校	宮久保 5-7-1	7429	371-2747・8	312
18	二俣小学校	二俣 678	7430	328-0105・6	322
19	中国分小学校	中国分 1-22-1	7431	371-7886・7	337
20	曾谷小学校	曾谷 7-18-1	7432	371-7888・9	319
21	大町小学校	大町 84-10	7433	337-3610・35	335
22	北方小学校	北方町 4-1356-1	7434	339-1701・2	316
23	百合台小学校	曾谷 6-10-1	7436	374-1811・2	318
24	柏井小学校	柏井町 1-1149-1	7438	337-8877・8	336
25	大洲小学校	大洲 4-18-1	7439	370-0300・15	305
26	大野小学校	南大野 1-42-1	7443	338-3000・1	333
27	稻越小学校	稻越 3-21-8	7445	373-8401・2	317
28	大和田小学校	大和田 1-1-3	7447	378-5001・32	306
29	行徳小学校	富浜 1-1-40	7424	357-3116・7	323
30	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	7427	357-3126・7	324
31	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1	7435	395-5331・2	328
32	富美浜小学校	南行徳 2-3-1	7437	396-2522・3	327
33	幸小学校	幸 1-11-1	7440	396-0770・3	332
34	新井小学校	新井 1-18-13	7441	357-1722・7	325
35	南新浜小学校	新浜 1-26-1	7442	396-9731・57	329
36	塩焼小学校	塩焼 5-9-8	7444	397-1231・2	331
37	塩浜学園	塩浜 4-6-1	7446	397-1250・1	330
38	福栄小学校	南行徳 2-2-1	7448	397-8115・6	326
39	妙典小学校	妙典 2-14-2	7449	399-5891・2	339

## 資料1－10 消防署所の配置

令和7年9月5日 現在

No.	名 称	所 在 地
1	東消防署	八幡1-8-1
2	中山出張所	北方3-10-11
3	高谷出張所	高谷2023-10
4	西消防署	市川1-24-2
5	国府台出張所	国府台1-6-8
6	大洲出張所	大洲1-18-1
7	南消防署	行徳駅前4-6-19
8	行徳出張所	本行徳12-10
9	広尾出張所	広尾2-2-12
10	北消防署	大野町4-2163-1
11	曾谷出張所	曾谷2-7-2

## 資料1－11 臨時消防署の配置

令和7年9月5日 現在

No.	名 称	配 置 場 所	所 在 地	管 脊署所	無線
1	中国分臨時消防署	中 国 分 小 学 校	中国分1-22-1	国府台出張所	337
2	大和田臨時消防署	第 八 中 学 校	大和田4-9-1	大 洲 出 張 所	358
3	曾谷臨時消防署	曾 谷 小 学 校	曾谷7-18-1	曾 谷 出 張 所	319
4	大町臨時消防署	第 18 分 団	大町273	北 消 防 署	—
5	大野町臨時消防署	第 五 中 学 校	大野町3-1993	北 消 防 署	355
6	南大野臨時消防署	大 柏 出 張 所	南大野2-3-19	北 消 防 署	—
7	東菅野臨時消防署	菅 野 終 末 处 理 場	東菅野2-23-1	西 消 防 署	866
8	本北方臨時消防署	東 部 公 民 館	本北方3-19-16	中 山 出 張 所	404
9	中山臨時消防署	中 山 法 華 寺	中山2-10	中 山 出 張 所	—
10	稻荷木臨時消防署	稻 荷 木 小 学 校	稻荷木1-14-1	東 消 防 署	308
11	鬼高臨時消防署	地 方 卸 売 市 場	鬼高4-5-1	東 消 防 署	421
12	二俣臨時消防署	二 俣 小 学 校	二俣678	高 谷 出 張 所	322
13	末広臨時消防署	行 德 支 所	末広1-1-31	行 德 出 張 所	873
14	相之川臨時消防署	南 行 德 公 民 館	相之川1-3-7	広 尾 出 張 所	407
15	南行徳臨時消防署	富 美 浜 小 学 校	南行徳2-3-1	広 尾 出 張 所	327
16	八幡臨時消防署	富 貴 島 小 学 校	八幡6-10-11	東 消 防 署	310
17	高谷臨時消防署	信 篤 公 民 館	高谷1-8-1	高 谷 出 張 所	409
18	北国分臨時消防署	小 塚 山 公 園	北国分1-28	国府台出張所	—
19	新井臨時消防署	新 井 小 学 校	新井1-18-13	広 尾 出 張 所	325
20	北台臨時消防署	第 1 3 分 团	中国分1-6-19	国府台出張所	—

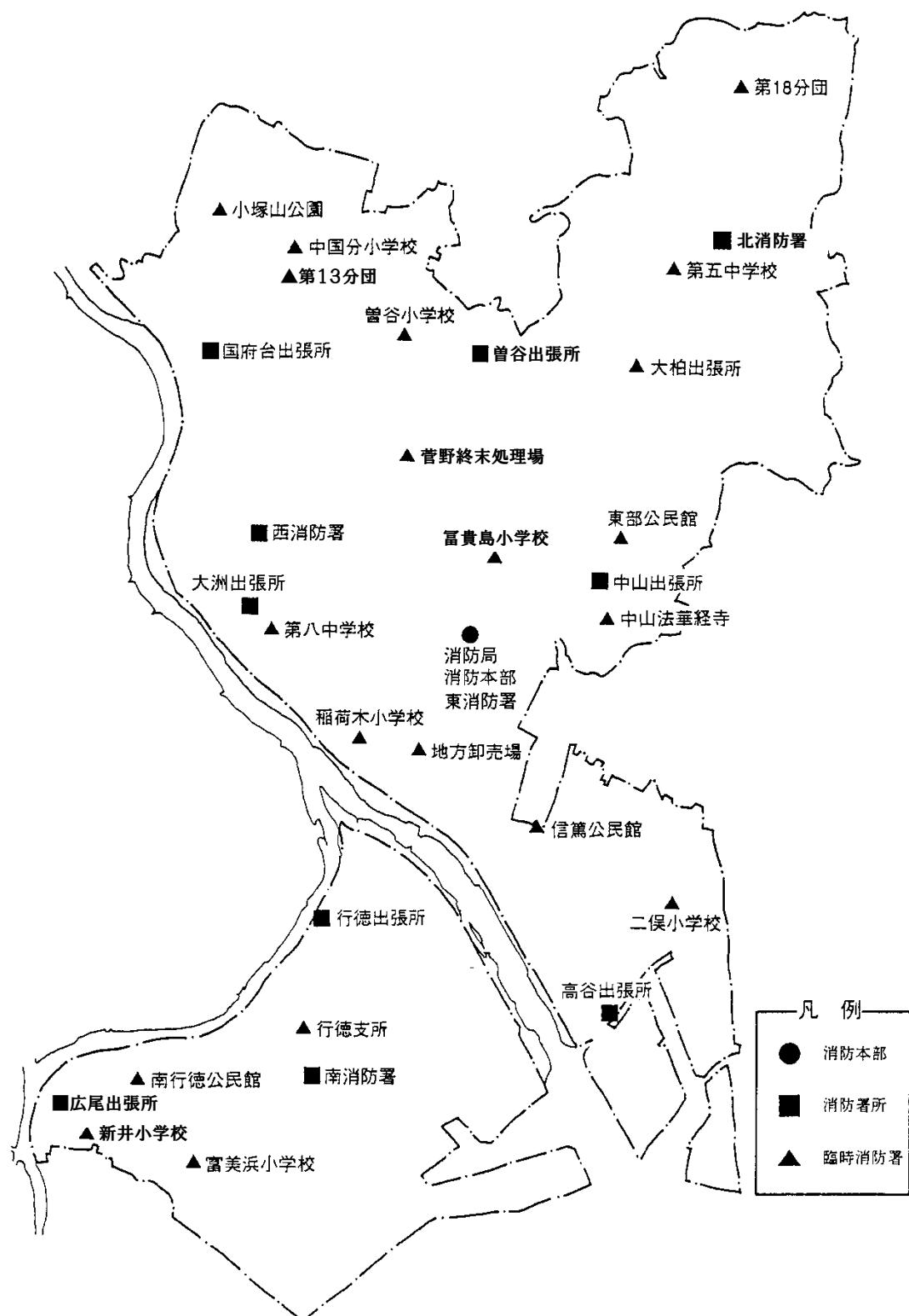
## 資料1－12 消防団詰所の配置

令和7年9月5日 現在

方面区分	分 団 名	所 在 地
西部方面隊	第1分団	国府台1-9-6
	第2分団	市川3-25-3
	第3分団	市川2-25-16
	第4分団	真間2-7-9
	第12分団	北国分4-10
	第13分団	中国分1-6-19
	第15分団	須和田2-22-7
北部方面隊	第8分団	宮久保5-16-9
	第14分団	曾谷2-7-2
	第16分団	大野町3-1948
	第17分団	柏井町2-1312
	第18分団	大町273
東部方面隊	第5分団	平田2-23-10
	第6分団	南八幡3-23-17
	第7分団	菅野1-16-22
	第9分団	鬼越2-17-6
	第10分団	中山2-10-3
	第11分団	本北方3-19-15
	第19分団	田尻5-5-20
南部方面隊	第20分団	妙典1-11-22
	第21分団	富浜3-4-18
	第22分団	香取1-9-2
	第23分団	相之川1-23-3

## 資料 1-13 消防・救出活動拠点配置図

令和7年9月5日 現在



凡 例

- 消防本部
- 消防署所
- ▲ 臨時消防署

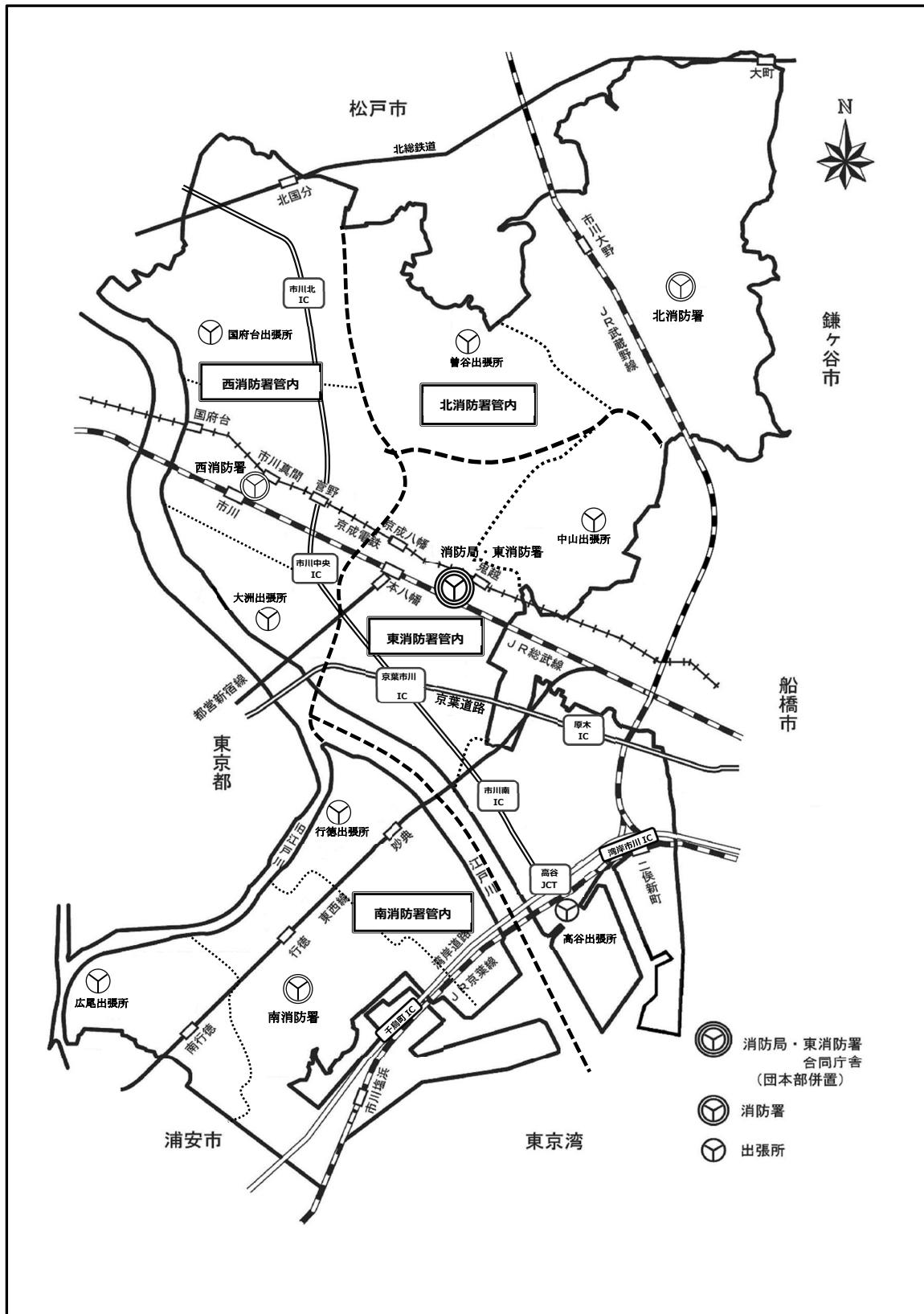
## 資料1-14 警備担当区域表

令和7年4月1日 現在

区分 署所別		面 積 km <sup>2</sup>	世帯数	人 口	管 轄 町 名
東 消 防 署	小 計	15.613	67,810	129,267	
	本 署	5.684	42,504	79,839	八幡、南八幡、鬼越、鬼高、高石神、東菅野、東大和田、稻荷木、田尻1～5丁目
	中 山 出 張 所	3.731	14,491	30,556	北方、本北方、北方町4丁目、中山、若宮
	高 谷 出 張 所	6.198	10,815	18,872	原木、原木1～4丁目、二俣、二俣新町、高谷、高谷1～3丁目、高谷新町、東浜、上妙典、田尻、二俣1～2丁目、本郷飛地、二子飛地
西 消 防 署	小 計	11.172	63,258	121,893	
	本 署	4.271	35,657	65,119	市川、市川南1、3丁目、須和田、新田1、2、4、5丁目、平田1～3丁目、菅野、真間
	国 府 台 出 張 所	5.186	13,083	28,577	国府台、国分、中国分、北国分、堀之内
	大 洲 出 張 所	1.715	14,518	28,197	市川南2、4、5丁目、新田3丁目、平田4丁目、大洲、大和田
南 消 防 署	小 計	12.614	94,713	168,679	
	本 署	6.591	40,266	71,052	押切、湊、湊新田、湊新田1～2丁目、塙浜、福栄、行徳駅前、末広、新浜、入船、日之出、宝、幸、千鳥町、香取、高浜町、加藤新田
	行 德 出 張 所	3.469	24,630	46,683	河原、下新宿、妙典、下妙典、本塙、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塙焼、
	広 尾 出 張 所	2.554	29,817	50,944	欠真間、相之川、新井、島尻、広尾、南行徳
北 消 防 署	小 計	15.265	36,266	76,250	
	本 署	10.908	18,751	38,824	大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町
	曾 谷 出 張 所	4.357	17,515	37,426	曾谷、東国分、稻越、下貝塚、宮久保
	その他の	1.726			
合 計		56.390	262,047	496,089	

### 資料 1 - 15 警備担当区域図

令和7年9月5日 現在



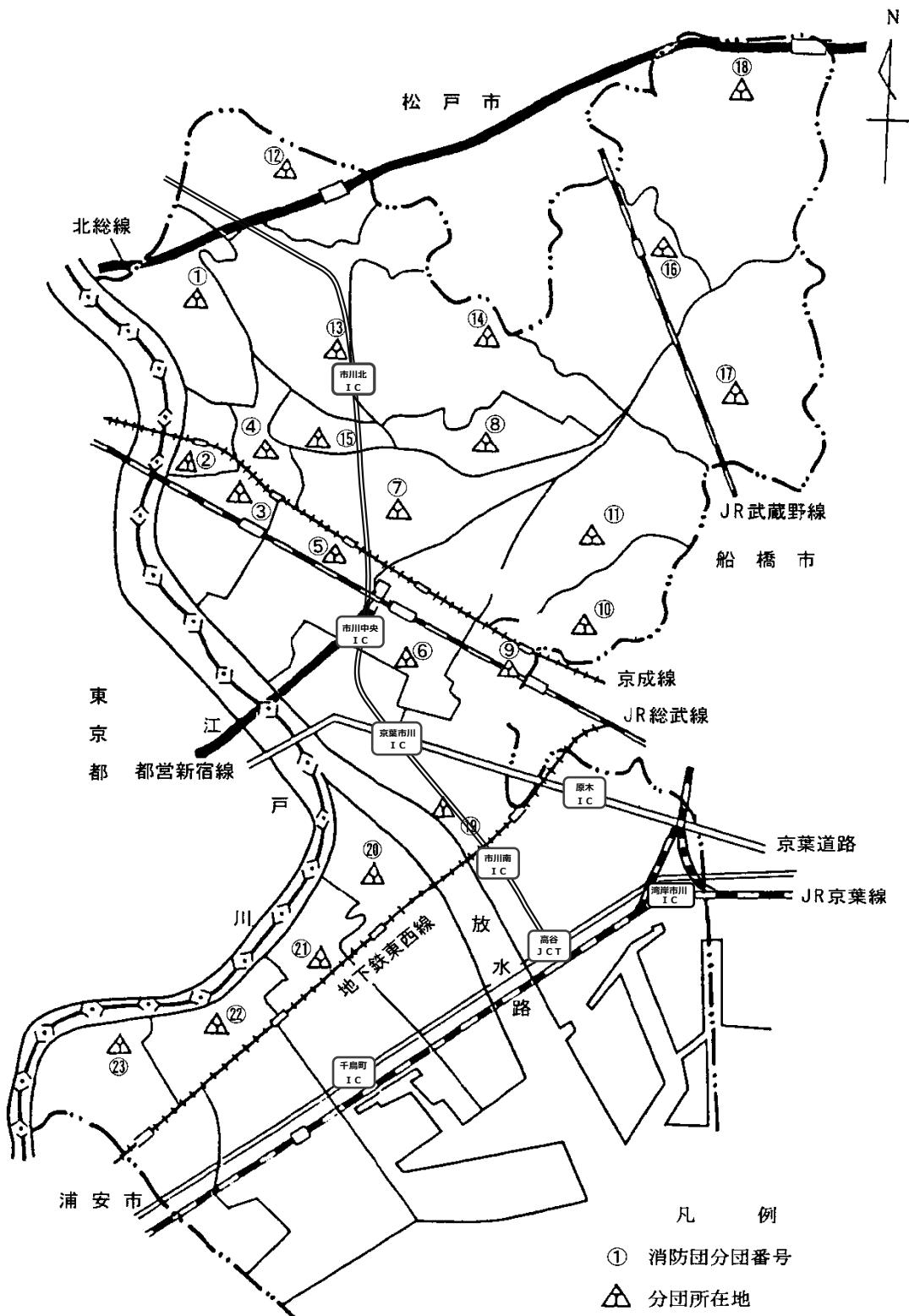
## 資料1－16 消防団分団別管轄区域町丁別表資料

令和7年9月5日 現在

分団名	管 轄 町 丁 名
第1分団	国府台
第2分団	市川3.4丁目
第3分団	市川1.2丁目、市川南
第4分団	真間
第5分団	新田、平田、大洲
第6分団	八幡、南八幡
第7分団	菅野、東菅野
第8分団	宮久保
第9分団	鬼越、鬼高、高石神
第10分団	中山、若宮
第11分団	北方、本北方、北方町4丁目
第12分団	北国分、堀之内
第13分団	国分、中国分、稻越、東国分
第14分団	曾谷、下貝塚
第15分団	須和田
第16分団	大野町1.2.3丁目、南大野
第17分団	柏井町、奉免町
第18分団	大野町4丁目、大町
第19分団	大和田、東大和田、稻荷木、田尻、田尻1丁目～5丁目、原木、原木1丁目～4丁目、高谷、高谷1丁目～3丁目、二俣、高谷新町、上妙典、二俣新町、二俣1.2丁目、東浜1丁目
第20分団	河原、下新宿、妙典、下妙典、本行徳1番～16番、18番～21番、本行徳、富浜1.2丁目、塩焼1.2.4.5丁目
第21分団	本行徳17番、22番～38番、伊勢宿、関ヶ島、塩焼3丁目、富浜3丁目、本塩、末広、入船、宝、日之出、幸、千鳥町、高浜町、塩浜1丁目、行徳駅前1.3丁目、加藤新田
第22分団	押切、湊、湊新田、湊新田1,2丁目、香取、福栄、行徳駅前2.4丁目、塩浜2.3丁目、欠真間、新浜
第23分団	相之川、南行徳、広尾、新井、島尻、塩浜4丁目

## 資料 1 – 17 消防団分団警備担当区域図

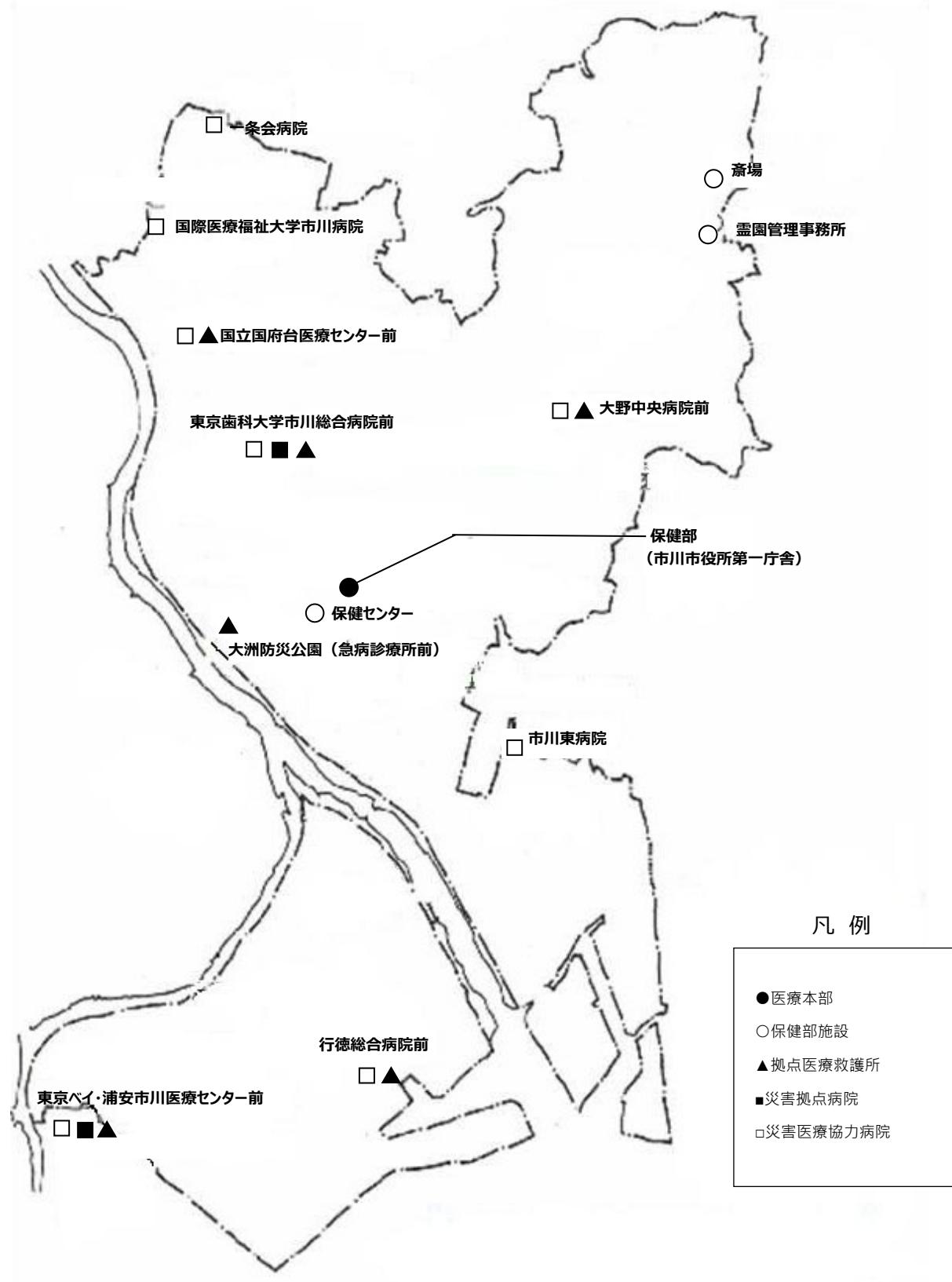
令和7年9月5日 現在



## 資料 1-18 応急医療活動拠点（1）

令和7年9月5日 現在

応急医療活動拠点配置図



## 資料 1 - 18 応急医療活動拠点（2）

令和7年9月5日 現在

### （1）医療救護所 6箇所

No.	名 称	所 在 地
1	国立国府台医療センター前	国府台 1-7-1
2	東京歯科大学市川総合病院前	菅野 5-11-13
3	大野中央病院前	下貝塚 3-20-3
4	大洲防災公園（急病診療所前）	大洲 1-18
5	行徳総合病院前	本行徳 5525-2
6	東京ペイ・浦安市川医療センター前	浦安市当代島 3-4-32

### （2）基幹災害拠点病院 <千葉県内>

No.	名 称	所 在 地
1	日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715
2	総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326
3	亀田総合病院	鴨川市東町 929
4	君津中央病院	木更津市桜井 1010
5	千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂 6-1

### （3）地域災害拠点病院 <東葛南部医療圏内>

No.	名 称	所 在 地
1	東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野 5-11-13
2	船橋市立医療センター	船橋市金杉 1-21-1
3	順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡 2-1-1
4	東京女子医科大学附属八千代医療センター	八千代市大和田新田 477-96
5	東京ペイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島 3-4-32
6	千葉県済生会習志野病院	習志野市泉町 1-1-1

## 資料 1 - 18 応急医療活動拠点（3）

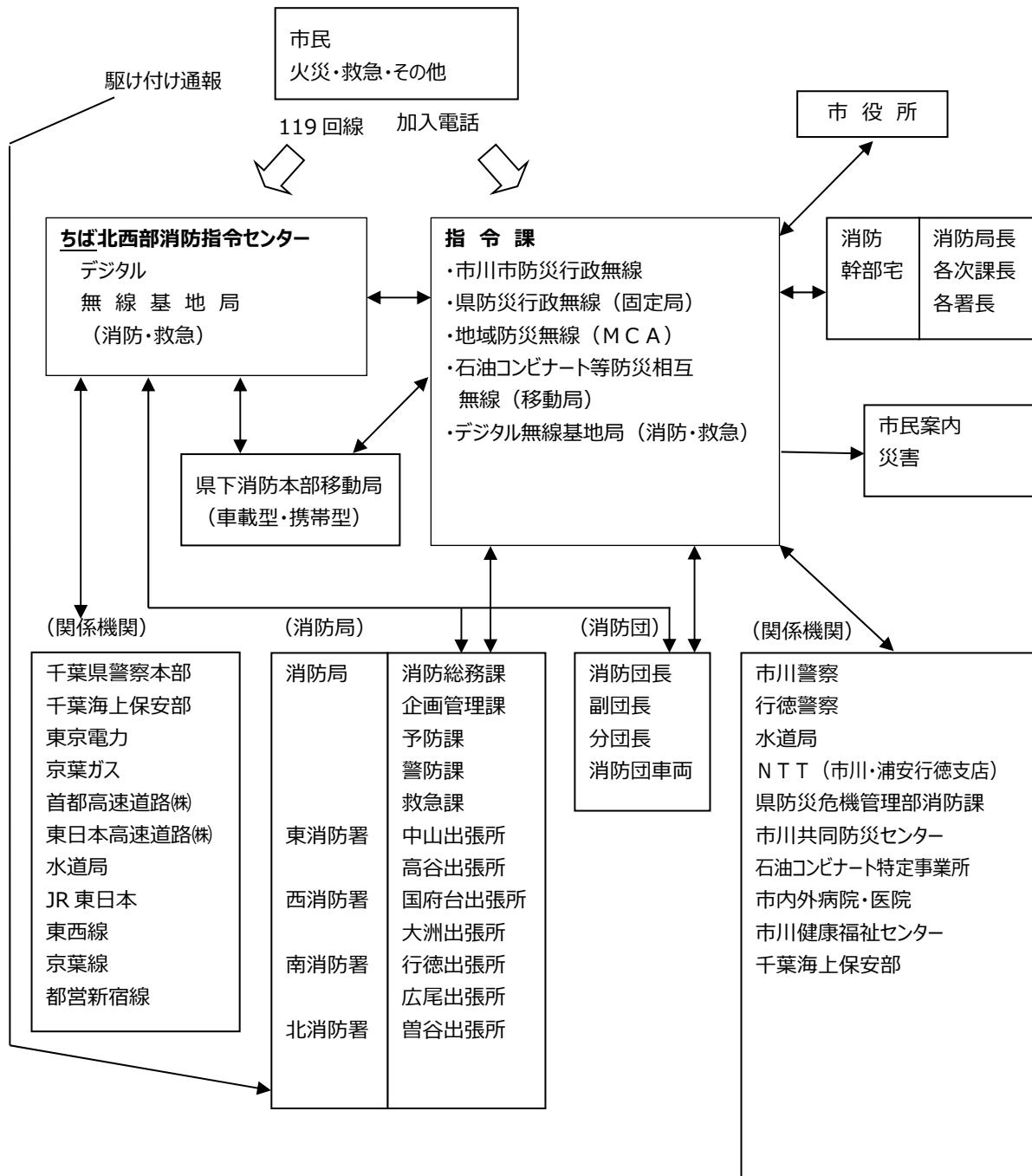
令和7年9月5日 現在

### （4）災害医療協力病院

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	国立国府台医療センター	国府台 1-7-1	
2	東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島 3-4-32	災害拠点病院 人工透析設備保有
3	一条会病院	北国分 4-26-1	
4	国際医療福祉大学市川病院	国府台 6-1-14	人工透析設備保有
5	大野中央病院	下貝塚 3-20-3	人工透析設備保有
6	東京歯科大学市川総合病院	菅野 5-11-13	災害拠点病院 人工透析設備保有
7	市川東病院	二俣 2-14-3	人工透析設備保有
8	行徳総合病院	本行徳 5525-2	人工透析設備保有

## 資料 1 - 19 情報連絡体制図

令和 7 年 9 月 5 日 現在



## 資料1－20 生活必需品・資機材の基本内容（1）

○小学校・義務教育学校

令和7年9月5日 現在

品 目	数量	備 考	品 目	数量	備 考
食糧（クラカーマヨナビスケット）	1350 食		食糧（アルファ米）	550 食	5年保存
キューブミルク	60 食		飲料水	96 本	
使い捨て哺乳瓶	50 本		液体ミルク	6 缶	
どんぶり	200 個		非常用飲料水袋	500 枚	10ℓ
やかん	10 個	4ℓ4個 5ℓ4個、10ℓ2個	スプーン、フォーク、箸	各200本	
携帯トイレ	4000 回	800 セット	簡易トイレ	30 個	ボックストイレ
紙おむつ	874 枚		トイレットペーパー	24 個	200m/巻
汚物処理袋	500 枚	ペット用	生理用品	696 枚	
ウェット手袋	80 枚	水のいらないシャンプー	石鹼	120 個	
歯磨きシート	80 枚		ウェットボディータオル	100 枚	
衛生用品セット	100 セット	消毒液、非接触体温計、マスク、極薄手袋、ウェットティッシュ、健康チェックシート、避難所でのお願い A5 版 など			
集団災害用救急箱	1 セット		レスキューシート	100 枚	
毛布	100 枚	真空パック	避難所用マット	20 卷	1m×20m
ポータブル蓄電池	2 台	2～3台	ソーラーパネル	2 台	
LED ライト	5 個		LED バルーンライト	1 セット	1～2 セット
プライベートテント（屋根なし）	25 張		プライベートテント（屋根あり）	2 張	
パーソナルテント	1 張		簡易ビブス	1 箱	100 枚入り
簡易筆談器	2 個		トーチバーナー	1 個	
防災拠点セット		筆記用具、乾電池、携帯電話充電器、ダイナモライト、下げ振り、メジャー、マニュアル綴り、災害時多言語シート、名札、手袋、模造紙、避難所懸垂幕、受水槽災害時水栓ハンドル、布担架 など			
カセットコンロ	1 セット	カセットボンベ 3 本	炊飯装置	1 式	LPG・薪両用
小型発電機	1 台		小型投光機	1 台	
ガソリン	4 ℓ	缶詰型 1 ℓ × 4 缶	エンジンオイル	1 ℓ	
延長コード	2 台	30m	リヤカー	1 台	
救助工具セット	1 セット		パンタジャッキ	1 個	
拡声器	1 個		防水シート	50 枚	3.6m×5.4m
バケツ	20 個		ゴミ袋	850 袋	

## 資料1－20 生活必需品・資機材の基本内容（2）

○小学校・義務教育学校（市川小学校に追加されている資機材）

品目	数量	備考	品目	数量	備考
ハンドマイク	2個		炊飯装置	1セット	LPG・薪両用
ジャッキ	15台	ジャッキ	毛布	500枚	
チェンソー	1台		エンジンカッター	1台	
折畳みリヤカー	1台	アルミ製ノーパンク	集団災害救急箱	1セット	
防雨シート	240枚	3.6×5.4m			

○中学校

品目	数量	備考	品目	数量	備考
食糧（グラム一袋あたり）	1350食		食糧（アルファ米）	550食	5年保存
キューブミルク	60食		飲料水	96本	
使い捨て哺乳ビン	50本		液体ミルク	6缶	
どんぶり	200個		非常用飲料水袋	500枚	10ℓ
やかん	10個	4ℓ4個、5ℓ4個、10ℓ2個	スプーン、フォーク、箸	各200本	
携帯トイレ	3500回	700セット	簡易トイレ	30個	ボックストイレ
紙おむつ	874枚		トイレットペーパー	24個	200m/巻
汚物処理袋	500枚	ペット用	生理用品	696枚	
ウェット手袋	80枚	水のいらないシャンプー	石鹼	120個	
歯磨きシート	80枚		ウェットボディータオル	100枚	
衛生用品セット	200セット	消毒液、非接触体温計、マスク、極薄手袋、ウェットティッシュ、健康チェックシート、避難所でのお願いA5版など			
集団災害用救急箱	1セット		レスキューシート	100枚	
毛布	100枚	真空パック	避難所用マット	20巻	1m×20m
ポータブル蓄電池	2台		ソーラーパネル	2台	
LEDライト	3個		LEDバルーンライト	1セット	
プライベートテント（屋根なし）	25張		プライベートテント（屋根あり）	2張	
パーソナルテント	1張		簡易ビブス	1箱	100枚入り
簡易筆談器	2個		トーチバーナー	1個	
防災拠点セット		筆記用具、乾電池、携帯電話充電器、ダイナモライト、下げ振り、メジャー、マニュアル綴り、災害時多言語シート、名札、手袋、模造紙、避難所懸垂幕、受水槽災害時水栓ハンドル、布担架など			
カセットコンロ	1セット	カセットボンベ3本	炊飯装置	1式	LPG・薪両用
小型発電機	2台		小型投光機	5台	
ガソリン	4ℓ	缶詰型1ℓ×4缶	エンジンオイル	1ℓ	

延長コード	2 台	30m	リヤカー	1 台	
救助工具セット	1 セット		パンタジャッキ	1 個	
拡声器	1 個		防水シート	50 枚	3.6m×5.4m
バケツ	20 個		ゴミ袋	850 袋	

## 資料 1 – 21 防災倉庫等設置状況

令和 7 年 9 月 5 日 現在

設置年月	施設名	所在地	構造・面積等
昭和54年9月	柏井防災倉庫	柏井 2 丁目844番地	RC平屋建 90.00m <sup>2</sup>
昭和57年2月	須和田防災倉庫	真間 5 丁目 1 番13号	RC平屋建 45.00m <sup>2</sup>
昭和58年3月	相之川防災倉庫	相之川 1 丁目 6 番	RC平屋建 87.77m <sup>2</sup>
昭和59年12月	北方防災倉庫	本北方 3 丁目19番16号	RC平屋建 41.50m <sup>2</sup>
昭和61年2月	塩浜防災倉庫	塩浜 4 丁目 3 番 1 号棟	RC 9 階建 (1 階部分) 66.15m <sup>2</sup>
昭和62年3月	大洲防災倉庫	大洲 4 丁目18番 1 号	RC平屋建 41.50m <sup>2</sup>
平成元年2月	曾谷防災倉庫	曾谷 6 丁目10番 1 号	RC平屋建 40.80m <sup>2</sup>
平成3年3月	国分防災倉庫	中国分 1 丁目22番 1 号	RC 2 階建 (2 階部分) 50m <sup>2</sup>
平成9年2月	塩浜第二防災倉庫 5 号棟	塩浜 4 丁目 2 番 5 号棟	RC 8 階建 (1 階部分) 334.1m <sup>2</sup>
平成9年2月	塩浜第二防災倉庫 9 号棟	塩浜 4 丁目 2 番 9 号棟	RC14階建 (1 階部分) 281.7m <sup>2</sup>
平成11年2月	妙典防災倉庫	妙典 2 丁目14番 2 号	RC 5 階建 (1 階部分) 74.57m <sup>2</sup>
平成16年4月	大洲防災公園備蓄倉庫	大洲 1 丁目18番	鉄骨ALC 2 階建 (1 階部分) 334m <sup>2</sup>
平成17年12月	信篠防災倉庫	高谷 1 丁目8番3号	鉄骨平屋建 52.99m <sup>2</sup>
平成22年4月	広尾防災公園備蓄倉庫	広尾 2 丁目3番2号	鉄骨 2 階建 320m <sup>2</sup> (1階部210m <sup>2</sup> 、2階部110m <sup>2</sup> )

## 資料 1 – 22 防災倉庫における食糧・物資備蓄状況（1）

令和7年9月5日 現在

品名	単位	柏井防災倉庫	須和田防災倉庫	相之川防災倉庫	北方防災倉庫	塩浜防災倉庫	大洲防災倉庫	曾谷防災倉庫
食糧（アルファ米）	食	0	0	0	0	0	0	0
給水槽	台	3	0	47	2	2	0	2
給水袋	枚	500	2,200	400	1050	300	0	200
炊飯装置	台	18	6	1	9	2	6	5
やかん	個	1	4	0	6	13	5	0
紙おむつ（小児・新生児用）	枚	0	0	0	0	0	2268	0
生理用品	個	0	0	0	0	0	10800	0
組立式トイレ※ 1	基	3	3	6	3	3	0	3
簡易トイレ	個	150	150	160	150	150	150	150
携帯トイレ	回	0	0	0	0	0	0	0
トイレットペーパー	個	0	0	0	0	14376	0	0
石鹼	個	0	0	90	0	253	90	360
毛布	枚	2190	0	0	4,000	70	0	240
防水シート	枚	60	50	60	50	90	50	0
避難所用マット	枚	0	0	0	6	6	0	29
集会用テント	張	4	2	2	0	4	3	5
小型発電機	台	3	4	1	1	11	2	1
小型灯光機	台	11	2	1	7	24	2	0

※ 1 建屋の組み立てを必要とする大規模なタイプのもの（貯留型・下水道直結型などすべて）の合計

（予備便槽は含まない）

※ 2 上記のほか、各防災倉庫に個別の備蓄品あり

## 資料1－22 防災倉庫における食糧・物資備蓄状況（2）

令和7年9月5日 現在

品名	単位	国分防災倉庫	塩浜第二防災倉庫5号棟	塩浜第二防災倉庫9号棟	妙典防災倉庫	信篠防災倉庫	大洲防災公園備蓄倉庫	広尾防災公園備蓄倉庫
食糧（アルファ米）	食	0	0	0	0	0	26350	16450
給水槽	台	0	11	0	0	2	0	0
給水袋	枚	600	0	0	1400	600	2600	2000
炊飯装置	台	1	17	1	2	2	7	1
やかん	個	0	0	318	0	4	8	0
紙おむつ（小児・新生児用）	枚	0	0	0	0	5128	0	0
生理用品	個	0	0	0	0	32280	0	0
組立式トイレ※1	基	0	13	51	3	9	10	8
簡易トイレ※2	個	150	150	1810	150	150	210	240
携帯トイレ	回	0	0	2450	0	5000	7000	7000
トイレットペーパー	個	240	0	0	0	48	768	960
石鹼	個	0	0	1320	0	0	840	1,080
毛布	枚	110	24450	0	0	0	160	0
防水シート	枚	3170	0	0	60	100	30	0
避難所用マット	枚	8	0	93	0	0	0	0
集会用テント	張	3	0	5	0	0	7	0
小型発電機	台	1	1	0	0	3	26	9
小型灯光機	台	0	0	0	0	6	12	0

※1 建屋の組み立てを必要とする大規模なタイプのもの（貯留型・下水道直結型などすべて）の合計

（予備便槽は含まない）

※2 上記のほか、各防災倉庫に個別の備蓄品あり

## 資料 1 – 23 医療救護所内容品（医療救護所）

令和 7 年 9 月 5 日 現在

品 名	医療救護所（1ヶ所あたり）	備 考
大型発電機	1 台	東京ベイ・浦安市川医療センターは 0 台
小型発電機	1 台	
蓄電池	1 台	東京ベイ・浦安市川医療センターは 3 台
バッテリー	1 台	
大型投光機	1 台	
LED バルーンライト	1 台	
エアコン	2 台	
エアーテント	2 張	42 m <sup>2</sup>
エアーテント付属品	1 式	
ワンタッチタープテント	2 張	
防水シート	14 枚	
担架	4 台	
リヤカー	2 台	
机	5 脚	
椅子	16 脚	医療用 4、診察用 12
簡易ベッド	12 台	
毛布	100 枚	
納体袋	3 枚	
拡声器	3 個	
携帯照明器具	6 個	
コードリール	4 個	
事務用品セット	1 セット	
衛生材料	1 式	
救急医療セット	2 セット	

## 資料1－24 備蓄医薬品・場所別備蓄数（1）

【外用薬】

令和7年9月5日 現在

品 名	規格	医療救護所 (1カ所あたり)	大洲防災公園前
アドフィードパップ 40mg	6枚×20袋	8 箱	4 箱
アンヒバ坐剤小児用50mg	100個	2 箱	1 箱
アンヒバ坐剤小児用100mg	100個	2 箱	1 箱
イソジン液10%	250ml	2 本	1 本
オキシドール	500ml	2 本	1 本
キシロカインゼリー2%	30g×5本	2 箱	1 箱
キシロカイン点眼液4%	20ml	2 箱	1 箱
ゲンタシン軟膏0.1%	10g×10本	2 箱	1 箱
タリビット点眼液0.3%	5ml×10本	2 箱	1 箱
ダイアップ坐剤6	50個	2 箱	1 箱
ナウゼリン坐剤10	20個	2 箱	1 箱
ナウゼリン坐剤30	20個	2 箱	1 箱
ナウゼリン坐剤60	20個	2 箱	1 箱
0.05%ヘキザック水W	250ml	4 本	2 本
ホクナリンテープ0.5mg	70枚	10 箱	5 箱
ボルタレンサポ25mg	50個	2 箱	1 箱
ボルタレンサポ50mg	50個	2 箱	1 箱
メブチンエア10μg 吸入100回	5ml×10キット	2 箱	1 箱
リンデロンVG軟膏0.12%	5g×50本	2 箱	1 箱
消毒用エタノール	500ml	4 本	2 本
精製水（滅菌）	500ml	4 本	2 本
アドフィードパップ40mg	6枚×20袋	8 箱	4 箱

## 資料1－24 備蓄医薬品・場所別備蓄数（2）

【注射薬】

令和7年9月5日 現在

品名	規格	医療救護所 (1カ所あたり)	大洲防災公園前
アタラックスP注射液(25mg/ml)	1ml×10管	10 箱	5 箱
アドレナリン注0.1%シリンジ	1ml×10筒	5 箱	2 箱
アトロピン注0.05%シリンジ	1ml×10筒	2 箱	1 箱
イノパン注100mg	5ml×10管	2 箱	1 箱
キシロカイン注ボリアンプ1%	10ml×10管	4 箱	2 箱
ソセゴン注射液15mg	1ml×50管	4 箱	2 箱
ソリターT 3号輸液	500ml×20袋	2 箱	1 箱
ソル・コーテフ注射用100mg	5瓶(溶解液付)	16 箱	8 箱
ネオフィリン注250mg	10ml×10管	4 箱	2 箱
ビクシリント注射用2g	2g×10瓶	4 箱	2 箱
フェノバール注射液100mg	1ml×10管	20 箱	10 箱
ブスコパン注20mg	1ml×10管	4 箱	2 箱
ボスマシン注1mg	1ml×20管	2 箱	1 箱
ホリゾン注射液10mg	2ml×10管	20 箱	10 箱
メイロン静注7%	20ml×50管	2 箱	1 箱
ラクテック注	500ml×20袋	2 箱	1 箱
ロセфин点滴静注用1g/バッグ	1g1キット(生食100ml付) ×10袋	4 箱	2 箱
生理食塩液20ml	20ml×50管	2 箱	1 箱
生理食塩液100ml	100ml×10本	2 箱	1 箱
生理食塩液500ml	500ml×20袋	2 箱	1 箱
ブドウ糖注射液5%	500ml×20袋	2 箱	1 箱
ブドウ糖注射液20%	20ml×50管	12 箱	6 箱
沈降破傷風トキソイド	0.5ml×1キット	40 箱	20 箱
低分子デキストランL注	500ml×20袋	2 箱	1 箱

## 資料1－24 備蓄医薬品・場所別備蓄数（3）

【内服薬】

令和7年9月5日 現在

品名	規格	医療救護所 (1カ所あたり)	大洲防災公園前
P L配合顆粒	1g×1,000包	4 箱	2 箱
P L配合顆粒（幼児用）	1g×100包	20 箱	10 箱
アレロックOD錠5	100錠	6 箱	3 箱
カロナール錠200	1,000錠	2 箱	1 箱
クラビット錠250mg	100錠	2 箱	1 箱
クラリシッド錠50mg小児用	100錠	2 箱	1 箱
クラリス錠 200	100錠	2 箱	1 箱
サワシリン細粒10%	1g×100包	8 箱	4 箱
スイニー錠100mg	100錠	2 箱	1 箱
セルシン錠2mg	1000錠	2 箱	1 箱
テオドール錠100mg	100錠	10 箱	5 箱
ニトロペン舌下錠0.3mg	100錠	8 箱	4 箱
ノルバスクOD錠2.5mg	100錠	2 箱	1 箱
ビオスリー配合錠	630錠	2 箱	1 箱
プロモックス錠75mg	100錠	8 箱	4 箱
プロモックス錠100mg	100錠	16 箱	8 箱
ブスコパン錠10mg	100錠	8 箱	4 箱
マイスリー錠5mg	100錠	2 箱	1 箱
メブチンミニ錠25μg	500錠	2 箱	1 箱
ランソプラゾールOD錠30mg	100錠	4 箱	2 箱
ロキンプロフェンNa錠60mg	1,000錠	2 箱	1 箱
ロペミンカプセル1mg	500カプセル	2 箱	1 箱

## 資料1－25 学校給食施設一覧（1）

令和7年5月1日 現在

学校名	給食能力				燃料
	満水量 (㍑)	かま数	最適炊飯量 (k)	1食1合とした 食数(食)	
1 大野小	150	7	15	700	都市ガス
2 大町小	150	5	15	500	都市ガス
3 大柏小	150	7	15	700	都市ガス
4 柏井小	110	4	15	700	都市ガス
	150	3	15		
5 五中	150	5	15	500	都市ガス
6 宮久保小	110	4	15	700	都市ガス
	150	3	15		
7 北方小	110	1	15	600	都市ガス
	150	5	15		
8 下貝塚中	150	8	15	800	都市ガス
9 国分小	150	7	20	933	都市ガス
10 曽谷小	150	5	15	500	都市ガス
11 百合台小	150	8	15	800	都市ガス
12 稲越小	150	5	15	500	都市ガス
13 国府台小	150	7	15	700	都市ガス
14 中国分小	90	1	9	560	都市ガス
	150	5	15		
15 市川小	150	4	15	400	都市ガス
16 真間小	150	6	15	600	都市ガス
17 二中	150	6	15	600	都市ガス
18 須和田の丘支援学校	110	3	7.5	150	都市ガス
19 八幡小	150	5	15	500	都市ガス
20 菅野小	150	7	15	700	都市ガス
21 中山小	150	6	15	600	都市ガス
22 富貴島小	150	6	15	600	都市ガス
23 若宮小	150	6	15	600	都市ガス
24 宮田小	150	4	15	400	都市ガス
25 平田小	150	8	15	800	都市ガス
26 鶴指小	150	5	15	500	都市ガス
27 大洲小	150	8	15	800	都市ガス
28 鬼高小	150	9	15	900	都市ガス
29 稲荷木小	150	6	15	600	都市ガス
30 信篤小	150	7	15	700	都市ガス
31 二俣小	150	8	15	800	都市ガス
32 行徳小	150	8	15	800	プロパン
33 塩焼小	150	7	15	700	都市ガス
34 七中	150	6	20	800	都市ガス
35 南行徳小	150	6	20	800	都市ガス
36 富美浜小	150	7	15	700	都市ガス
37 新浜小	150	7	15	700	都市ガス
38 南新浜小	150	7	15	700	都市ガス
39 新井小	150	8	15	800	都市ガス
40 塩浜学園	150	7	15	700	都市ガス

## 資料1－25 学校給食施設一覧（2）

学校名	給食能力				燃料
	満水量 (ドッ)	かま数	最適炊飯量 (kg)	1食1合とした 食数(食)	
41 福栄中	150	7	15	700	都市ガス
42 大和田小	230	8	30	1,600	都市ガス
43 南行徳中	150	8	15	800	都市ガス
44 幸小	150	6	15	600	都市ガス
45 妙典中	110	1	15	700	都市ガス
	150	6	15		
46 妙典小	110	6	15	600	都市ガス

## 資料 1 – 26 千葉県企業局による応急給水拠点

令和 7 年 9 月 5 日 現在

浄・給水所名	所在地	有効貯水量 (m <sup>3</sup> )	池数	緊急遮断弁	
				配水池数	確保水量
栗山給水場	松戸市栗山198	19,760	7	2	5,500
ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山478-1	30,000	2	-	30,000
妙典給水場	市川市妙典2-14-1	100,000	2	2	100,000
船橋給水場	船橋市行田町345	18,000	3	-	-

## 資料 1 – 27 千葉県企業局による拠点給水体制

令和 7 年 9 月 5 日 現在

項目 施設名	注水用資機材 (給水車に対応)			応急仮設用資機材 (仮設給水栓に対応)			保安用 資材
	ポンプ	(φ65) ホース	(φ65) 注水口数	ポンプ	(φ65) ホース	仮設 給水栓	バリケード、照明用具、 ロープ等
栗山給水場	1台	2本	4口	1台	2本	1基	1式
ちば野菊の里 浄水場	0台	3本	1口	0台	0本	0基	1式
妙典給水場	0台	2本	2口	0台	0本	0基	0式
船橋給水場	0台	0本	0口	1台	2本	1基	1式

## 資料1－28 市有防災井戸等

令和7年9月5日 現在

種類	設置場所	貯水槽容量	処理(揚水能力)		給水栓口径	備考
			時間	日		
雑排水用井戸 (緊急汚水槽)	第1庁舎	100t (630t)	6t	144t		
受水槽	同上	24t	21t	504t		水道管直結
雑排水用井戸 (緊急汚水槽)	第2庁舎 (南八幡2-20-2)	3t (150t)	5.4t	129t		
受水槽	同上	28t	24t	576t		水道管直結
市有耐震性 貯水槽付井戸	須和田公園 (須和田2-34)	40t	9t	216t	65mm	浄水装置、 非常電源装置付
市有井戸	じゅん菜池緑地 (中国分4-27)	—	33t	792t	40mm	非常電源装置付
市有井戸	姥山貝塚公園 (柏井町1-1235)	—	3t	72t	40mm	
市有耐震性 貯水槽付井戸	行徳支所 (末広1-1-31)	40t	5t	120t	50mm	浄水装置、 非常電源装置付
市有井戸	市営住宅柏井第一団地 (柏井町2-1344)	—	16.5t	396t		
市有井戸	福栄中学校 (福栄3-4-1)	—	1t	24t		手押しポンプ
市有井戸	第3中学校 (曾谷3-2-1)	—	1t	24t		手押しポンプ
市有井戸	第4中学校 (中山1-11-1)	—	1t	24t		手押しポンプ
市有井戸	曾谷小学校 (曾谷7-18-1)	—	1t	24t		
市有耐震性 貯水槽	大洲防災公園 (大洲1-18)	100t	—	—		水道管直結
市有耐震性 貯水槽	広尾防災公園 (広尾2-3-2)	120t	—	—		水道管直結
市有井戸 (揚水機)	北方小学校 (北方町4-1356-1)	—	18t	432t		
合計		455t	144.9t	3,477t		

## 資料1－29 100 m<sup>3</sup>耐震性貯水槽設置場所一覧

令和7年9月5日 現在

No.	設置箇所	所 在 地	設置時期	備 考
1	東消防署	八幡1丁目8-1	昭和60年	
2	西消防署	市川1丁目24-2	平成4年	
3	市川小学校	市川2丁目32-5	平成8年	
4	第六中学校	鬼高3丁目16-1	平成9年	
5	力湯裏児童公園	若宮3丁目35	平成13年	
6	中国分小学校	中国分1丁目22-1	平成14年	
7	曾谷小学校	曾谷7丁目18-1	平成15年	
8	大洲出張所	大洲1丁目18-1	平成16年	
9	妙典中学校	妙典5丁目22-1	平成16年	
10	新井小学校	新井1丁目18-13	平成17年	
11	南行徳小学校	欠真間1丁目6-38	平成17年	
12	福栄中学校	福栄3丁目4-1	平成18年	
13	信篤小学校	原木2丁目16-1	平成18年	
14	稻荷木小学校	稻荷木1丁目14-1	平成19年	
15	塩焼小学校	塩焼5丁目9-8	平成19年	
16	常夜灯	本行徳28	平成20年	
17	市川南ロータリー内	市川南1丁目1	平成22年	
18	大野小学校	南大野1丁目42	平成20年	
19	南行徳中学校	南行徳2丁目2	平成20年	
20	北消防署	大野町4丁目2163-1	平成23年	
21	宮久保小学校	宮久保5丁目7-1	平成24年	
22	行徳駅前公園	湊新田2丁目4	平成25年	
23	国分小学校	東国分2丁目4-1	平成26年	
24	市川市八幡市民会館	八幡4丁目2-1	平成29年	
25	市川市役所第2庁舎	南八幡2丁目20-2	平成29年	
26	北市川運動公園	柏井町4丁目277-1	平成29年	
27	道の駅いちかわ	国分6丁目10-1	平成29年	
28	高谷出張所	高谷2023-10	平成30年	

## 資料 1 - 30 洪水機保管場所

令和 7 年 9 月 5 日 現在

(1) 防災倉庫台数分 5 台

保管場所	所在地	保管場所	所在地
相之川防災倉庫	相之川 1-6	-	-

(2) 井戸用 1 台

保管場所	所在地	保管場所	所在地
市川総合病院	菅野 5-11-13	-	-

※ 1 台あたりの処理能力 : 2t/時間 (48t/日)

## 資料 1 - 31 運搬給水用資機材

令和 7 年 9 月 5 日 現在

所管	種別 容量			給水車 ( t )	ポリ容器	給水袋	水槽タンク	貯水タンク	ウォーターバック
	10	5	2	20㎘	10㎘	500㎘	970㎘	—	—
千葉県企業局 市川水道事務所			1	110	200	6			
千葉県企業局 市川水道事務所 葛南支所			1	149	5000 ( 6 ℥ )	5			
市川市役所				240	32,100	6	25	2 台	
市川市消防局	1								
計	1	0	2	499	37,300	17	25	2 台	

## 資料 1 - 32 消防水利

令和 7 年 4 月 1 日 現在

消火栓 (公設)			防火水そう	プール	利用可能河川	転用貯水槽
双口	单口	計				
504	4,488	4,992	1,782	75	5	12

## 資料 1 – 33 臨時消防署資機材一覧表

令和 7 年 9 月 5 日 現在

【消防隊用（左表）】

No.	資機材名	数量	備 考
1	小型ポンプ	1 式	C-1級
2	ホースカー	2 式	50mmホース 5本入
3	チエーン・ソー	1 機	救助・救出 活動用
4	エンジン・カッター	1 機	"
5	エンジン破碎機	1 機	"
6	ベンケイ	1 本	"
7	かけ矢	1 本	"
8	とび口	1 本	"
9	ジャッキ	1 機	"
10	防火衣	3 着	
11	発電機	1 式	
12	投光器	1 台	電池含む
13	水容器	1 缶	18㍑入ポリ容器
14	救急医薬品	1 箱	12種類
15	担架	2 基	
16	携帯ラジオ	1 台	電池含む
17	燃料缶	1 缶	20㍑入り鋼製
18	市川市住宅 地図	1 冊	
19	懐中電灯	1 個	電池含む

【自主防災用（右表）】

No.	資機材名	数量	備 考
1	小型ポンプ	2 式	D-1級
2	ホースカー	2 式	40mmホース 10本入
3	バール	5 本	救助・救出 活動用
4	大ハンマー	5 丁	"
5	のこぎり	5 丁	"
6	スコップ	1 丁	"
7	ジャッキ	1 機	"
8	発電機	1 式	"
9	投光器	1 台	
10	懐中電灯	1 個	電池含む
11	燃料缶	1 缶	20㍑入り鋼製

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（1）

令和7年9月5日 現在

親 局			遠隔制御装置		
名 称 所在地	市川市消防局(4F) 市川市八幡1-8-1		名 称 所在地	市川市役所(無線室) 市川市八幡1-1-1	

### 【大町・大野地区】

連番	呼出 番号	地区 連番	時差 放送	アンサー バック	電話 番号	名 称	所在地
1	101	A-01	C	○	3001	市営住宅大町第一団地 B 棟 搭屋	大町 95
2	102	A-02	A			大町植竹医院	大町 271
3	103	A-03	B			フィールドアスレチック駐車場	大町 226-1
4	104	A-04	B			大膳商店	大町 503-2
5	105	A-05	C			動植物園バス停付近	大町 347 地先付近
6	106	A-06	A			中村様 私有地	大野町 4-2904
7	107	A-07	A			三社宮	大野町 3-1625-1
8	108	A-08	C			庚塚公園	大野町 2-598
9	109	A-09	A			迎米公民館	大野町 2-925
10	110	A-10	C	○	3002	市立大柏小学校	大野町 2-1877
11	117	A-11	B			大柏出張所 塔屋	南大野 2-3-19
12	118	A-12	A	○	3003	市立大野小学校	南大野 1-42-1
13	119	A-13	C			ほうせんか公園	大野町 1-403 地先
14	135	A-14	A			富士建設前駐車場	大町 71-116
15	139	A-15	B			市川市少年自然の家 塔屋	大町 280-4
16	140	A-16	B			市川靈園	大野町 4-2481
17	141	A-17	B			市立第五中学校 塔屋	大野町 3-1993
18	142	A-18	B			市川大野駅前	大野町 2-215 地先付近
19	144	A-19	B			市営住宅大町第二団地 1 号棟	大町 124-1 地先
20	145	A-20	C			田中鉄工所前	大町 488
21	146	A-21	A			市川市斎場 ※建て替え工事に伴い現在停止中	大町 364
22	147	A-22	C			みかど公園	大野町 3-206 付近
23	148	A-23	C			県立特別支援学校	大野町 4-2274
24	149	A-24	B			おおさき公園	南大野 3-8-2 地先付近
25	155	A-25	B			梨風公園	大野町 1-466 地先

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（2）

【曾谷・宮久保地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー ハック	電話番号	名 称	所在地
26	18	B-01	A			八幡野公園	須和田 1-29-8
27	25	B-02	B			マリエッタ駐車場(東京歯科大学用地)	菅野 4-18 地先
28	26	B-03	C			市立菅野保育園	菅野 4-12-16
29	27	B-04	A			アーティルフィットネスリゾート前	菅野 1-8-18 地先
30	120	B-05	C			市立下貝塚中学校	下貝塚 3-13-1
31	121	B-06	A	○	3004	市立宮久保小学校	宮久保 5-7-1
32	122	B-07	B			市立宮久保保育園	宮久保 3-17-10
33	123	B-08	B			宮久保市有地	宮久保 1-1-24 地先
34	124	B-09	B			西ノ下公園	宮久保 1-19 地先
35	125	B-10	C			市立第三中学校入口	宮久保 2-22 地先
36	126	B-11	B			石井建材地先	下貝塚 1-15-7 地先
37	127	B-12	C			北消防署曾谷出張所 塔屋	曾谷 2-7-2
38	128	B-13	A	○	3005	百合台公園	曾谷 3-37 地先
39	129	B-14	C	○	3006	市立国分小学校	東国分 2-4-1
40	130	B-15	B	○	3007	市立曾谷小学校	曾谷 7-18-1
41	131	B-16	C			曾谷第四市営住宅付近	曾谷 5-20-5 地先
42	132	B-17	A			市立東国分中学校	東国分 3-5-1
43	133	B-18	B	○	3008	総武台公園	稻越 3-8 地先
44	134	B-19	A			安穏寺付近	稻越 2-5 地先
45	137	B-20	A			森様 私有地	宮久保 4-18 地先
46	138	B-21	A			曾谷緑地	曾谷 4-8 地先
47	143	B-22	A			加バーハイツ付近	下貝塚 1-11-15 地先
48	153	B-23	A			宮久保公園	宮久保 3-9 地先
49	202	B-24	C			市営住宅東菅野団地	東菅野 3-12
50	210	B-25	B			菅野児童公園	東菅野 1-12 地先

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（3）

### 【国府台・国分地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名 称	所在地
51	1	C-01	A			北国分公園	北国分 4-10 地先
52	2	C-02	B			北国分友愛住宅	北国分 1-12-32
53	3	C-03	A			中国分公園	中国分 5-25 地先
54	4	C-04	C			市川考古博物館	堀之内 2-26-1
55	5	C-05	B			堀之内野菜集出荷場	堀之内 5-4-7
56	6	C-06	A	○	3009	市立中国分小学校	中国分 1-22-1
57	7	C-07	B			白樺公園	中国分 3-13 地先
58	8	C-08	C	○	3010	市立国府台小学校	国府台 5-25-4
59	9	C-09	A			谷津公園	国府台 4-10 地先
60	10	C-10	B			国府台児童公園	国府台 5-8 地先
61	11	C-11	C			西部公民館	中国分 2-13-8
62	12	C-12	B			松香園	国分 3-20-2
63	13	C-13	A			国府台公園	国府台 1-6 地先
64	14	C-14	C			市立第一中学校	国府台 2-7-1
65	15	C-15	B			新根本橋北側	市川 4-1-14 地先
66	16	C-16	C			須和田公園	須和田 2-34 地先
67	17	C-17	A			塚田公園	国分 1-10 地先
68	19	C-18	C			須和田橋北側	須和田 1-4-4 地先
69	20	C-19	B	○	3011	桜土手公園	真間 3-2-1 地先
70	24	C-20	A			大久保宅付近	菅野 3-19-30 地先
71	39	C-21	A			堀之内公園	堀之内 3-2 地先
72	40	C-22	A	○	3012	真間小学校	真間 4-1-1
73	41	C-23	A			須和田自治会館	須和田 2-22-7

### 【柏井地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名 称	所在地
74	111	D-01	A			柏井第2公園	柏井町 3-149 地先
75	112	D-02	C			柏井4丁目水神宮	柏井町 4-441
76	113	D-03	B			柏井公民館	柏井町 2-844
77	114	D-04	A	○	3013	市立柏井小学校	柏井町 1-1149-1
78	115	D-05	C			県営住宅柏井団地	柏井町 1-1603-1
79	116	D-06	A			大六天神社付近	奉免町 37-94 地先
80	136	D-07	C			市営住宅柏井第一団地	柏井町 2-1344 地先
81	150	D-08	A			奉免公園	奉免 310 地先
82	151	D-09	B			今島田公園	柏井町 1-1702 地先
83	152	D-10	A			保健医療福祉センター	柏井町 4-229-4 地先付近
84	154	D-11	A			前田南公園	柏井町 1-1940 地先

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（4）

### 【北方・中山地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー <sup>バック</sup>	電話番号	名 称	所在地
85	201	E-01	B			市川東高校	北方町 4-2171
86	203	E-02	B			市川学園第二運動場	本北方 2-4-1
87	204	E-03	B			子の神東公園	本北方 2-31 地先
88	205	E-04	A			わかたけ幼稚園	北方町 4-1798
89	206	E-05	B	○	3014	若宮児童公園	若宮 3-20 地先
90	207	E-06	A			東消防署中山出張所	北方 3-10-11
91	208	E-07	C			子の神西公園	本北方 1-42 地先
92	212	E-08	A			北方児童公園	北方 1-12 地先
93	213	E-09	B	○	3015	市立中山小学校	中山 1-1-5
94	214	E-10	C			法華経寺	中山 2-10-1
95	215	E-11	A			ひなげし公園	若宮 2-19-16 地先
96	216	E-12	C			鬼越公園	鬼越 1-19 地先
97	241	E-13	C	○	3016	市立北方小学校 塔屋	北方町 4-1356-1
98	242	E-14	C			東部公民館 塔屋	本北方 3-19-16
99	245	E-15	C			市民プール	北方町 4-2270-3
100	248	E-16	B			北方第二市営住宅	北方町 4-2008-4
101	251	E-17	A			桜見橋付近	東菅野 4-31 地先

### 【八幡地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー <sup>バック</sup>	電話番号	名 称	所在地
102	34	F-01	B	○	3017	市立平田小学校	平田 3-28-1
103	35	F-02	A			松本靴店際	平田 1-10-2 地先
104	209	F-03	B	○	3018	市立富貴島小学校	八幡 6-10-11
105	211	F-04	C	○	3019	市立八幡小学校	八幡 3-24-1
106	217	F-05	B			市川市消防局 塔屋	八幡 1-8-1
107	218	F-06	C			八幡児童公園	南八幡 3-8 地先
108	219	F-07	C	○	3020	勤労福祉センター分館	南八幡 5-20-3
109	220	F-08	B	○	3021	東大和田公園	東大和田 2-18 地先
110	221	F-09	A			勤労福祉センター	南八幡 2-20-1
111	222	F-10	A	○	3022	市立鬼高小学校	鬼高 2-13-5
112	223	F-11	A			ショッピング市川付近	鬼高 3-31 地先
113	224	F-12	C			市立鬼高保育園	鬼高 1-11-20
114	225	F-13	B			地方卸売市場	鬼高 4-5-1
115	243	F-14	B			しろばら公園	南八幡 5-9 地先
116	244	F-15	A			市川市保健センター 塔屋	南八幡 4-18-8
117	246	F-16	B			市立第六中学校 塔屋	鬼高 3-16-1
118	250	F-17	A			全日警ホール(市川市八幡市民会館)	八幡 4-2-1
119	252	F-18	C			八幡 5 丁目ヶ原公園	八幡 5-9 地先
120	253	F-19	B			メテイアルーク市川(塔屋)	鬼高 1-1-4

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（5）

【市川地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名 称	所在地
121	21	G-01	C			国府台3号踏切際	市川 1-17-21 地先
122	22	G-02	A	○	3023	あおぎり公園	市川 2-24 地先
123	23	G-03	C			西消防署 塔屋	市川 1-24-2
124	28	G-04	B			新田胡録神社	新田 1-3 地先
125	29	G-05	B	○	3024	市立宮田小学校	新田 4-8-15
126	30	G-06	A			市立市川南保育園	市川南 4-1-15
127	31	G-07	C	○	3025	大洲公園	大洲 4-18 地先
128	32	G-08	B			市立大洲幼稚園	大洲 4-3-12
129	33	G-09	A			市立新田保育園	新田 3-21-1
130	36	G-10	B	○	3026	市立第八中学校	大和田 4-9-1
131	37	G-11	C			市立大洲保育園	大洲 2-3-8
132	38	G-12	B			大和田ポンプ場	大和田 2-22
133	42	G-13	B			(株)電洋社(塔屋)	市川南 3-14-37
134	43	G-14	C			大和田公園	大和田 1-15 地先
135	44	G-15	C			大洲神社先	大洲 2-10-4 地先

【田尻・高谷地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名 称	所在地
136	226	H-01	A			市営住宅稻荷木団地	稻荷木 3-2-8
137	227	H-02	C			京葉道路市川インターチェンジ付近	稻荷木 2-15 地先
138	228	H-03	A			まゆみ公園	田尻 4-12-7 地先
139	229	H-04	C			大鷦神社	高谷 2-12-10
140	230	H-05	A			信篤公民館	高谷 1-8-1
141	231	H-06	B			さくら公園	原木 3-1 地先
142	232	H-07	C			原木山妙行寺	原木 1-24-1
143	233	H-08	B	○	3027	市立信篤小学校 塔屋	原木 2-16-2
144	234	H-09	A			みとめ公園	原木 4-3-13 地先
145	235	H-10	B	○	3028	市立二俣小学校	二俣 678
146	247	H-11	C			市立高谷中学校 塔屋	高谷 1627-4
147	249	H-12	B			二俣2丁目原木インターチェンジ付近	二俣 2-5-2 地先
148	254	H-13	C			(株)市川環境エンジニアリング	田尻 4-12-7 地先

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（6）

### 【旧江戸川地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名称	所在地
149	301	I-01	C			新宿前公園	河原 9 地先
150	302	I-02	A			行徳児童公園	本行徳 12 地先
151	305	I-03	B			三町畠公園	本塩 28 地先
152	306	I-04	C			押切公園	押切 18 地先
153	324	I-05	C	○	3029	香取公園	香取 1-5 地先
154	325	I-06	A			相之川公園	相之川 2-3 地先
155	327	I-07	A			広尾公園	広尾 1-11 地先
156	328	I-08	B	○	3030	市立新井小学校 塔屋	新井 1-18-13
157	340	I-09	C			市営住宅相之川第2団地	相之川 1-7 地先
158	351	I-10	C			常夜灯公園	本行徳 28 地先
159	352	I-11	B			押切排水機場	押切 5-2
160	353	I-12	B			蟹田公園	新井 2-7 地先

### 【行徳地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー バック	電話番号	名称	所在地
161	303	J-01	B			春日神社	妙典 3-10-12
162	304	J-02	C	○	3031	市立行徳小学校	富浜 1-1-40
163	307	J-03	A			行徳中央公園	富浜 3-10 地先
164	308	J-04	C			みこし公園	塩焼 3-10 地先
165	309	J-05	B			塩の花公園	塩焼 1-13 地先
166	310	J-06	C	○	3032	市立塩焼小学校	塩焼 5-9-8
167	312	J-07	B			行徳南部公園	幸 2-4 地先
168	313	J-08	A			八幡前公園	宝 2-8 地先
169	318	J-09	C			東浜公園	入船 9 地先
170	343	J-10	C			市立妙典中学校	妙典 5-22-1
171	345	J-11	C	○	3033	市立妙典小学校 塔屋	妙典 2-14-2
172	346	J-12	A			元新田公園	妙典 1-12 地先
173	347	J-13	A			小宮山公園	妙典 5-12 地先
174	349	J-14	A			浜道公園	塩焼 2-9 地先
175	350	J-15	A			東沖公園	末広 1-4 地先
176	355	J-16	A	○	3034	市立幸小学校 搭屋	幸 1-11-1

## 資料1－34 市川市防災行政無線無線局一覧表（同報系）（7）

### 【南行徳地区】

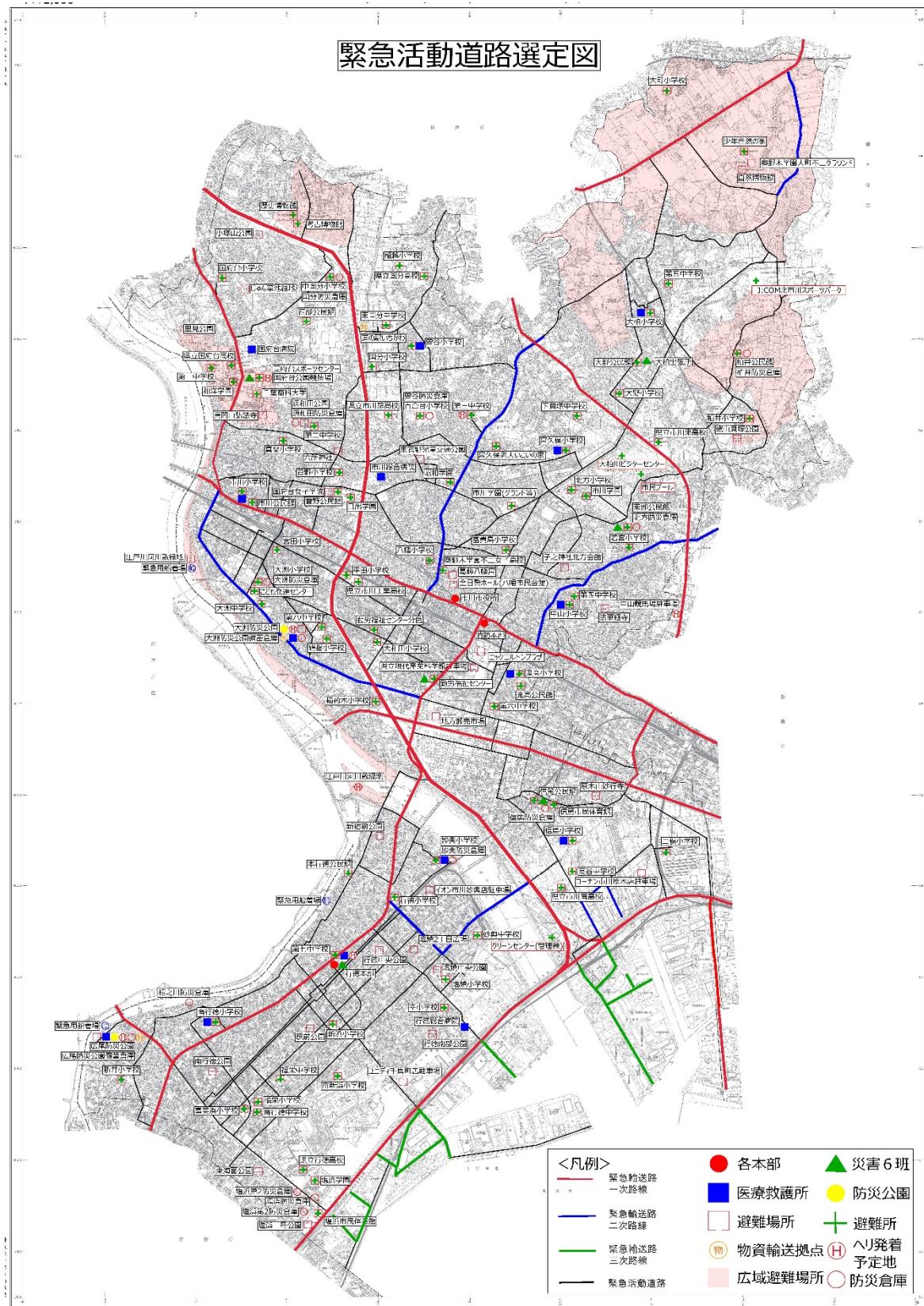
連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー <sup>バック</sup>	電話番号	名称	所在地
177	314	K-01	B			南沖公園	行徳駅前 3-4 地先
178	315	K-02	A			弁天公園	行徳駅前 2-19 地先
179	316	K-03	B			胡録公園	湊新田 1-11 地先
180	317	K-04	C	○	3035	行徳駅前公園	湊新田 2-4 地先
181	321	K-05	A			もくせい公園	行徳駅前 4-26-2 地先
182	322	K-06	B	○	3036	新浜公園	福栄 3-9 地先
183	323	K-07	C			東場公園	福栄 1-20 地先
184	326	K-08	B			南行徳公園	相之川 4-1 地先
185	329	K-09	C			北浜公園	新井 3-18 地先
186	330	K-10	A			満世公園	南行徳 2-16 地先
187	331	K-11	B			東海面公園	南行徳 4-7 地先
188	332	K-12	C	○	3037	塩浜学園(塔屋)	塩浜 4-5-1
189	333	K-13	B			塩浜市民体育館	塩浜 4-9 地先
190	339	K-14	A			桜場公園	福栄 1-4 地先
191	341	K-15	A	○	3038	市立富美浜小学校 塔屋	南行徳 2-3-1
192	342	K-16	A			かもめ公園	福栄 4-19-7 地先
193	344	K-17	A			ハイタツ塩浜 38	塩浜 4-2-38 地先
194	348	K-18	C	○	3039	南新浜小学校 搭屋	新浜 1-26-1
195	354	K-19	B			南行徳市民センター 搭屋	南行徳 1-21-1

### 【港湾地区】

連番	呼出番号	地区連番	時差放送	アンサー <sup>バック</sup>	電話番号	名称	所在地
196	311	L-01	C			西濃運輸敷地内	本行徳 2554 地先
197	320	L-02	A			千鳥町交差点付近	千鳥町 3 地先
198	334	L-03	A			三菱製鋼株式会社付近	塩浜 3-15 地先
199	335	L-04	C			塩浜多目的運動広場付近	塩浜 2-23 地先
200	336	L-05	B			京成バス塩浜営業所付近	塩浜 2-16 地先
201	337	L-06	A			丸一鋼管株式会社付近	塩浜 1-10 地先
202	338	L-07	B			福山通運株式会社付近	塩浜 1-13 地先
203	236	L-08	A			衛生処理場	二俣新町 15
204	237	L-09	C			杉田製線市川工場	二俣新町 17
205	238	L-10	B			東消防署高谷出張所 塔屋	高谷 2023-10
206	239	L-11	A			日新製鋼株式会社付近	高谷新町 7 地先
207	240	L-12	C			福山通運付近	高谷新町 6 地先

## 資料 1 - 35 緊急活動道路網計画

令和 7 年 9 月 5 日 現在



## 資料1－36 避難所運営の様式（1）避難者名簿記入用紙

様式1

### 避 難 者 名 簿 記 入 用 紙

※太線枠内に記入してください。

記入日	年 月 日		居住組 組		計 人			
ふりがな			性別	国籍	生年月日	年齢	避難確認	
家族代表者 氏 名								
住 所	〒							
電話番号 携帯番号								
特技・資格								
緊急連絡先		第一順位			第二順位			
	氏 名							
	住 所							
	電話番号							
家 族 構 成	ふり 氏 名	続柄	性別	国籍	年齢	生年 月日	特技・資格	避難確認
その他、負傷（疾病）の状況や特別な要望があれば記入してください。								
安否確認のための情報開示								
①親族・同居者からの照会に対し情報を提供することを					希望する・希望しない			
②知人からの照会に対し氏名・負傷（疾病）情報を提供することを					希望する・希望しない			
③上記以外の者からの照会に対する回答又は公表について					同意する・同意しない			
避難所記入欄（退所状況等）								

※同居家族ごとに記入する。

## 資料1－36 避難所運営の様式（2）居住組別避難者名簿

様式2

### 居 住 組 別 避 難 者 名 簿

居住組		組	人数	家族・人		作成年月日	年 月 日	
	家族	氏 名		性別	年齢	役職・活動班等	要配慮者	退所日
1								/
2								/
3								/
4								/
5								/
6								/
7								/
8								/
9								/
10								/
11								/
12								/
13								/
14								/
15								/
16								/
17								/
18								/
19								/
20								/

## 資料1－36 避難所運営の様式（3）要配慮者名簿記入用紙

様式3

### 外泊届用紙

外泊期間	年　月　日～　年　月　日 (計　　日間)	
外泊者氏名		居住組　　組
家族の同行者		居住組　　組
緊急の場合の 連絡先 (希望者のみ)		

## 資料1－36 避難所運営の様式（4）退所届用紙

様式4

### 退 所 届 用 紙

退 所 日	年 月 日	居住組	組
退所者代表氏名			
同時退所家族	氏 名	続 柄	
退所後の連絡先	住 所		
	電話番号		
備 考 (他の家族の有無)	避難所記入欄		

## 資料1－36 避難所運営の様式（5）避難所運営日誌

様式5

### 避 難 所 運 営 日 誌

日付	月 日 ( )			天 气	
人数確認	就寝 (宿泊)	食 事			記載者
		朝	昼	夜	
組					新規入所者数
組					退所者数
組					朝
組					獻立
組					昼
組					夜
組					物資受入の有無
組					ボランティアの 有無
合 計					外部取材の有無
運営委員会会議 議題（連絡事項 ・検討事項）					

## 資料1－36 避難所運営の様式（6）取材者用受付用紙

様式6

### 取 材 者 用 受 付 用 紙

※太枠内に記入してください。

受付日時 年　月　日 (　　:　　)			退所日時 年　月　日 (　　:　　)		
代 表 者	氏　名				
	所　属				
	連絡先 (住所・電話番号)				
同 行 者	氏　名			所　属	
	氏　名			所　属	
	氏　名			所　属	
	氏　名			所　属	
	氏　名			所　属	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：				
	避難所付添者			<名刺添付場所>	
特記事項					

## 資料1－37 市川市罹災証明書等交付要綱

### 市川市罹災証明書等交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害によって生じた被害の状況について 罷 災証明書等を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 罷災証明書等 罷災証明書及び被災家屋等証明書をいう。
- (3) 罷災証明書 住家（現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物をいう。以下同じ。）について、本市が現地調査等により被害の事実を確認することができる場合に、法第90条の2第1項の規定により市長が被害の程度を証明するものをいう。
- (4) 被災家屋等証明書 次に掲げる物件について、本市が現地調査等により被害の事実を確認することができる場合に、市長が被害の程度又は被害を受けた事実を証明するものをいう。
  - ア 非住家（住家以外の建物をいう。）又は住家に附帯する工作物
  - イ 車両、家財道具等の動産
  - ウ その他市長が適当と認めるもの

#### (罹災証明書等の交付申請)

第3条 罷災証明書等の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 罷災証明書にあっては、災害により被害を受けた住家の居住者
  - (2) 被災家屋等証明書にあっては、災害により被害を受けた前条第4号アからウまでに掲げる物件の所有者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認める者
- 2 罷災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罷災証明書等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、当該書類の添付を要しない。
- (1) 被害状況が分かる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、公的証明書の写し等を提出させ、又は提示させることにより、申請者の本人確認を行うものとする。
- 4 第2項の申請書は、災害により被害を受けた日から起算して1年以内に提出しなければならない。ただし、その期限までに当該申請書を提出することができない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (罹災証明書等の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、被災した物件が住家であるときは、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準により被災状況を審査し、その結果に基づき罹災証明書（様式第2号）を速やかに交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、被災した物件が住家以外であるときは、その被災状況を確認し、その結果に基づき被災家屋等証明書（様式第3号）を速やかに交付するものとする。

3 市長は、前2項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について前条の規定による申請があったときは、第1項の規定による審査又は前項の規定による確認を省略して罹災証明書等を交付することができる。

4 罹災証明書等においては、災害による被害額の証明は行わないものとする。

（再調査の申請）

第5条 罹災証明書等の交付を受けた者は、当該罹災証明書等により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書等の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、罹災証明書等の交付を受けた者が、市長に被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

（代理人）

第6条 第3条の規定による申請及び前条の規定による申請に係る手続は、代理人により行うことができる。

2 前項の規定により代理人が同項の手続を行う場合には、当該代理人は、委任状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、罹災者の同居の家族その他市長が適当と認める者が代理人になるときは、委任状の提出を要しない。

（手数料）

第7条 罹災証明書等の交付に係る手数料は、徴収しない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 罹災証明交付申請書（地震等・風水害）

**証明書が必要な方** （所有者・居住者） いずれかに○

フリガナ

氏名： 生年月日： 大昭平令 年 月 日

住所：

日中連絡のつく電話番号：

**被害場所の住所** (上記の住所と同じ場合は、「同上」と記入)

市川市

**被害場所区分** (該当するものに○)

1. 一戸建住宅（持家・借家）
2. アパート・マンション等
3. 店舗・工場等
4. その他（ ）

**被害状況** (被害状況、部位等を具体的に記載)

※風水害の場合は該当に○・記入

1. 浸水（床上・床下・店舗工場内）
2. その他（ ）

**証明書の使用枚数**

( ) 通

**添付資料** (未補修の被害状況が確認できるもの)

1. 写真
2. その他（ ）

**写真判定の同意について** (いずれかに○)

被害状況の判定にあたり、現地調査を行いますが、被害の程度が軽微かつ「一部損壊(半壊に至らない)」という判定結果に同意いただける場合に限り、現地調査を省略し、添付写真のみで被害を確認する「写真判定方式」を取ることがあります。

このことを踏まえ、「写真判定方式」に同意いただけるか選択してください。ただし、被害の程度が軽微と認められない場合は、同意の有無にかかわらず現地調査を行います。なお、建物以外の被害(門扉や塀、物置など)については写真判定(被害の有無の判定のみ)となります。

1. 写真判定方式に同意する (被害状況は「一部損壊」となります)

2. 写真判定方式に同意しない  
(現地調査を実施します。原則平日10時から16時半で、立ち会いが必要です)

**受取予定者** (いずれかに○)

1. 本人
2. 同一世帯家族
3. 郵送
4. その他（ ）

※罹災証明書の交付には審査が必要であるため、申請から2~3週間後に交付(郵送)いたします。

また住家の被害に係る罹災証明書の判定にあたっては、原則審査の前に現地調査が必要となりますので、現地調査を行った日から2~3週間後に交付(郵送)いたします。

**備考** (罹災原因)

平成・令和 による

※以下は市川市が記入します

**罹災証明交付番号**

**受付職員所属・氏名**

## 罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
罹災原因			
被災住家の所在地			
住家の被害の程度			
浸水区分			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日  
市川市長

## 被災家屋等証明書

所有者住所	
所有者氏名	
物件所在地	
家屋番号	
建物用途	
罹災原因	
被害の程度	
その他の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年       月       日  
市川市長

## 被 害 認 定 再 調 査 申 請 書

証明書が必要な方（所有者・居住者）いずれかに○

フリガナ

氏名： 生年月日： 大・昭・平・令 年 月 日

住所：

日中連絡のつく電話番号：

交付済み 罹災証明書等番号	
罹災（被災）場所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ
罹災（被災）者	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ
交付済み罹災証明書等の被 害程度	
再調査理由	

## 委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の代理人に、

罹災証明書の交付申請及び受領

被災家屋等証明書の交付申請及び受領

罹災証明書等に係る再調査申請

に関する権限を委任します。

年           月           日

委任者 住所

氏名

記入するすべての項目は、委任する本人が記入してください。

## 資料1－38 訓練内容一覧（1）

令和7年9月5日 現在

実施主体	訓練名	実施時期	内 容
市	総合防災訓練	原則として 防災の日 (9月1日) または 防災週間内	市職員、市民、および防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合防災訓練で実施することにより、これらの協力体制を高め防災知識の向上、技能の修得を目的に毎年一回以上実施するものとする。内容については、次の事項を基本として最も効果的な方法により実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火訓練</li> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・救助・救護訓練</li> <li>・情報収集訓練</li> <li>・広報訓練</li> <li>・非常招集訓練</li> <li>・津波対策訓練</li> </ul>
市、地域防災組織、または事業者	初期消火訓練		自治（町）会等において、消火器、消火バケツ等を使用した消火訓練を実施し消火活動の知識と修得を図る。
	避難誘導訓練		地震発生時および警戒宣言発令時に避難の勧告、または指示がなされた場合に市民が速やかに避難を行えるよう、市職員、市民および防災関係機関相互に対し、避難時の注意事項の周知と知識の修得を図る。
	救助・救護訓練		地震発生時に市職員、市民および防災関係機関が速やかに負傷者等の救助・救護活動にあたれるよう、市職員、市民および防災関係機関に対し、救急救助技術の修得を図るとともにこれらを実施する上での注意事項等を含めた訓練を行い、知識、技能の修得を図る。
市	情報収集・伝達訓練		震災時には電話線の切断、道路の破壊等により有線電話、自動車等は利用できないことが予想される。そこで、市および防災関係機関が災害時に適切に対処できるよう、市職員および防災関係機関に対し、情報連絡の有効な手段と考えられる無線機、自転車および徒步を考慮した訓練を実施する。
	広報訓練		震災時に冷静かつ沈着に、また状況に応じ手段を考慮して広報活動ができるよう、市職員および防災関係機関に対し、正確な情報伝達のための訓練を実施する。なお、広報放送文はあらかじめ次の区分により用意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れている最中に行うもの</li> <li>・揺れがほぼおさまったときに行うもの</li> <li>・地震後ある程度時間が経過してから行うもの</li> <li>・その他</li> </ul>
	非常招集訓練		地震発生時および地震が発生する恐れがある場合に、必要な人員を早期に確保できるよう、市職員および防災関係機関に対し、あらゆる状況を考慮した非常招集訓練を実施する。また、市職員動員のための連絡方法の検討、参集方法、参集所用時間等の確認を行う。

## 資料1－38 訓練内容一覧（2）

実施主体	訓練名	実施時期	内 容
市	津 波 対 策 訓 練		地震発生時に市職員、市民および防災関係機関が一体となって津波に関する情報のより早く正確な伝達と避難ができるよう、訓練を実施する。
	水 防 訓 練	4～6月の出水期前	水害発生時において、被害を最小限にとどめ迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員に対し、土のう作成、排水ポンプ稼動訓練、無線通信訓練等を実施する。
消防署 (所)	消 防 訓 練		大規模災害に備え、市民による「自助」・「共助」体制の構築を図るため、市民参加型の消火・救助・応急救護訓練を実施する他、N B C災害対応訓練、多数傷病者対応訓練を実施する。併せて、大規模な風水害事案を想定した警備本部図上訓練を実施する。
	救 助・救 急 訓 練		高度救助資機材を活用した震災対応訓練を実施し、震災対応能力の向上に努める。 また、水辺の事故や多発する集中豪雨など、多様な水難事故に対応するため、各部隊との連携強化を目的とした水難救助訓練を定期的に実施する。
	総 合 訓 練		消防署（所）および消防団と震災対応訓練、機械器具取扱い訓練（ロープワーク等）、放水・防ぎよ訓練等を合同で実施する。
	水 防 訓 練		風水害等の災害に対し、部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、水防工法訓練を実施する。

## 資料 1 - 39 緊急船着場一覧

令和 7 年 9 月 5 日 現在

No.	設置箇所	所 在 地	整備年度
1	市川緊急用船着場	市川南 4 丁目地先	平成 13 年度
2	常夜灯公園緊急船着場	本行徳 5 地先～関ヶ島 2 1 番地先	平成 21 年度
3	広尾防災公園緊急船着場	広尾 2 丁目地先	平成 27 年度

## 資料 1 - 40 市川市における震度の判定方法及び津波予報の概要

令和 7 年 9 月 5 日 現在

### 1 市川市における震度の判定方法

気象庁が発表する震度は、地域単位または観測点単位で表示されるが、市川市の震度が発表された場合には、その震度に従い、市川市の震度がなんらかの原因で発表されない場合には、以下の要領で市川市の震度に読み替えるものとする。

- 千葉県北西部及び東京 23 区の震度が発表された場合  
→両者のうちどちらか大きい方を市川市の震度として読み替える

### 2 津波予報の概要

市川市は、気象庁津波予報区の「東京湾内湾」に含まれ、以下の津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分によって、注意報・警報が発表される。

#### ●気象庁の津波予報区

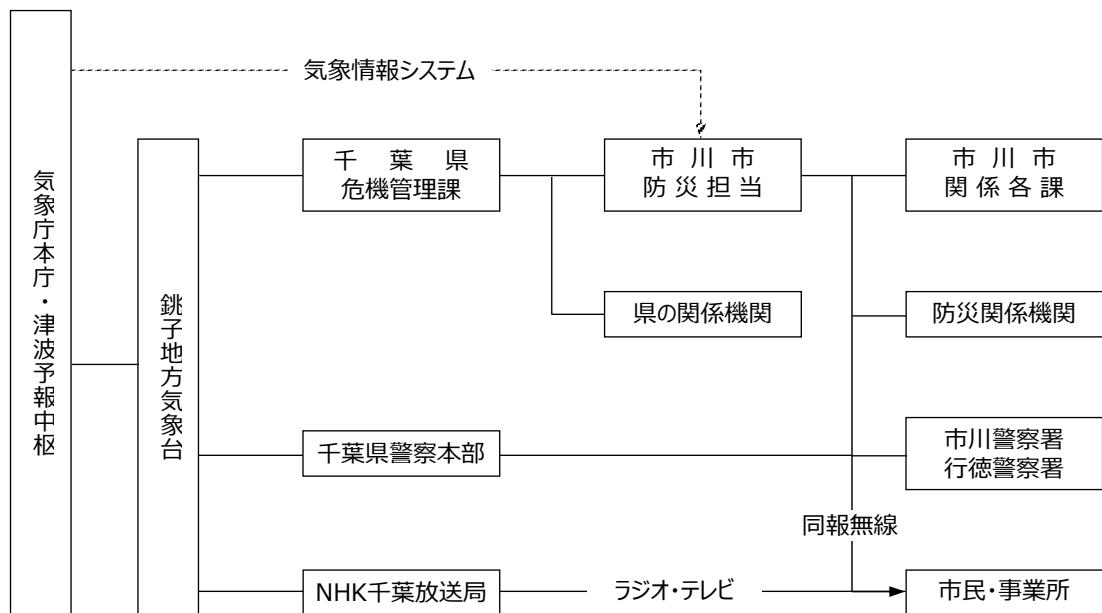
津波予報区	区 域
東京湾内湾	富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。

#### ●津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	区分	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	1 0 m～ 5 m～1 0 m 3 m～5 m	1 0 m < 予想高さ 5 m < 予想高さ ≤ 1 0 m 3 m < 予想高さ ≤ 5 m	1 0 m超 1 0 m 5 m	巨大
津波警報	1 m～3 m	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0 . 2 m～1 m	0 . 2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

## 資料 1 – 41 地震情報・津波情報の伝達系統図

令和 7 年 9 月 5 日 現在



## 資料1－42 本部会議及び県への報告一覧

令和7年9月5日 現在

報告の種類	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	<p>1 庁舎等の状況</p> <p>2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況</p> <p>3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告</p> <p>4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①覚知後直ちに</li> <li>②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに</li> <li>●県への報告方法 [電話、FAX]</li> </ul>
定時報告	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定期的に報告</p> <p>1 被害情報 市川市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数）</p> <p>2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</li> <li>②本部会議または県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで</li> <li>●県への報告方法 [電話、FAX及び端末入力]</li> </ul>
災害総括報告	<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。</p> <p>1 被害情報 市川市内の全般的な被害状況（件数）</p> <p>2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況</p> <p>3 被害額情報 市川市内の施設被害額及び産業別被害額</p>	<p>応急対策終了後10日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告方法 [端末入力及び文書]</li> </ul>
年報	4月1日 現在で明らかになった、1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	<p>4月20日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告方法 [端末入力及び文書]</li> </ul>
災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで</li> <li>②本部会議または県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで</li> <li>●県への報告方法 [電話、FAX及び端末入力]</li> </ul>

## 資料 1 - 43 被害の認定基準（1）

令和 7 年 9 月 5 日 現在

被 害 区 分		認 定 基 準	
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療をする見込みの者とする。	
	軽傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。	
住 家 被 害	住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。		
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	準半壊に至らない（一部破損）	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が10%未満のもの。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非 住 家 被 害		住宅以外の建物で、この報告中、他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊を受けたものののみ記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。	
	その他	公共用建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

## 資料1－43 被害の認定基準（2）

被 告 区 分		認 定 基 準
その 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畠の流失・埋没 畠の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）が適用され、維持管理上必要な管渠、ポンプ場、処理場施設とする。
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上、重要な輸送施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で、断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

## 資料1－43 被害の認定基準（3）

被 告 区 分		認 定 基 準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 告 金 額		災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書き
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他 公共施設		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害 市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他公共施設の被害を受けた市町村とする。
その 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 資料 1 - 44 災害救助法による救助の種類（1）

令和 7 年 9 月 5 日 現在

救助の種類	救助の対象・期間等
避難所の設置 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に被害を受け、又被害を受けるおそれのある者に供与する。</li> <li>被災発生の日から 7 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
応急仮設住宅の供与 (県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</li> <li>災害発生の日から 20 日以内着工（着工期間延長あり）</li> <li>供与期間 2 年以内</li> </ul>
炊き出しその他による食品の給与 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に収容された者</li> <li>2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者</li> <li>災害発生の日から 7 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
飲料水の供給 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）</li> <li>災害発生の日から 7 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は賃与 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</li> <li>災害発生の日から 10 日以内に完了（期間延長あり）</li> </ul>
医療 (県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療の途を失った者（応急的処置）</li> <li>災害発生の日から 14 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
助産 (県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</li> <li>災害が発生した日から 7 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
被災者の救出 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</li> <li>2 生死不明な状態にある者</li> <li>災害発生の日から 3 日以内（期間延長あり）</li> <li>期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う</li> </ul>
被災した住宅の応急修理（市）（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</li> <li>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</li> <li>災害発生の日から 3 ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては 6 ヶ月以内）</li> </ul>
被災した住宅の応急修理（市）（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</li> <li>災害発生の日から 10 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
学用品の給与 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</li> <li>災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内（文房具及び通学用品） 15 日以内（期間延長あり）</li> </ul>
埋葬 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する場合に支給</li> <li>災害発生の日から 10 日以内（期間延長あり）</li> <li>災害発生の日以前に死亡した者であって、埋葬が行われていない場合も対象</li> </ul>
死体の搜索 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者</li> <li>災害発生の日から 10 日以内（期間延長あり）</li> <li>災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定</li> </ul>

## 資料1－44 災害救助法による救助の種類（2）

救助の種類	救助の対象・期間等
死体の処理 (県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）</li> <li>・災害発生の日から10日以内（期間延長あり）</li> </ul>
障害物の除去 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、炊事場、玄関、便所等、日常生活上欠くことのできない場所に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者。</li> <li>・災害発生の日から10日以内（期間延長あり）</li> </ul>
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 被災者の避難</li> <li>・2 医療及び助産</li> <li>・3 被災者の救出</li> <li>・4 飲料水の供給</li> <li>・5 死体の捜索</li> <li>・6 死体の処理</li> <li>・7 救援用物資の整理配分</li> </ul> <p>・応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間以内</p>
実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 医師、歯科医師</li> <li>・2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</li> <li>・3 保健師、助産師、看護師及び准看護師</li> <li>・4 土木技術者、建築技術者</li> <li>・5 大工、左官、とび職</li> <li>・6 救急救命士</li> </ul> <p>・救助の実施が認められる期間以内 ・時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</p>

## 資料1－45 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（1）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考(費用の対象等)
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	避難所設置費 1人1日当たり340円以内  福祉避難所を設置した場合、当該地域の通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 避難所生活が長期にわたる場合等、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能（利用金額7,000円/泊・人の範囲内）
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は原則2年以内	1 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費として、6,775,000円以内であればよい 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用する施設を設置できる。（50戸未満でも小規模施設を設置可） 3 高齢者等の要援護者等が利用する福祉仮設住宅を設置できる。
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から速やかに借上げ提供 供与期間は建設型仮設住宅に準じる	費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸、仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

## 資料1－45 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（2）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考(費用の対象等)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする 2 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに算	
		全壊 全焼 流失	夏季 冬季	19,200 31,800	24,600 41,100	36,500 57,200	43,600 66,900	55,200 84,300	8,000 11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏季 冬季	6,300 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,100	2,700 3,700
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用的した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他治療及び施術等、病院又は診療所への収容、看護 2 患者等の輸送費は別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産をする状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の輸送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費 2 輸送費、人件費は、別途計上					

## 資料1－45 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（3）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考(費用の対象等)
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	・住家が半壊、半焼、若しくはこれに準ずる損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 一世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	・住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	・居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり 706,000 円以内 ・半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から 6 か月以内に完了）	世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具費及び通学用品費は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から  ・教科書： 1 月以内 ・文房具及び通学用品： 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	一体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	棺（付属品含む）、埋葬又は火葬（賃金職員等雇用費を含む）、骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費 2 輸送費、人件費は別途
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、消毒等： 一体当たり 3,500 円以内 ・一時保存： 既存建物借上費は通常の実費 既存建物以外は一体当たり 5,400 円以内 ・検案： 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

## 資料1－45 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（4）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考(費用の対象等)
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり138,300円	災害発生の日から10日以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費に支出
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法の定める費用	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師 24,200円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 14,100円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 14,800円以内 ・救急救命士 13,700円以内 ・土木技術者、建築技術者 14,200円以内 ・大工 24,500円以内 ・左官 26,100円以内 ・とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料1－46 災害ボランティアセンターに係る委託契約

### ○○（災害名）におけるボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務等に関する業務委託契約書（案）

市川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人市川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、○○（災害名）における、甲の実施する救助と、乙が設置・運営する災害ボランティアセンターのボランティア活動の調整事務等に関し、「市川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」第8条第2項に基づき、下記のとおり委託契約を締結する。

#### （目的）

第1条 甲は、本契約の定めるところにより、以下のボランティア活動と甲の実施する救助との調整に係る業務等を乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### （委託業務の範囲）

第2条 乙が行う委託業務の範囲は次のとおりとする。

##### （1）情報収集

被害状況や甲による救助の内容、被災者のニーズ等の情報を収集する。

##### （2）ボランティアの派遣・活動調整

（1）で把握した状況に応じて、ボランティアの派遣及び活動内容等の検討、調整を行う。

#### （契約期間）

第3条 本契約期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

#### （契約金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

3 第1項の契約金額は、契約時に想定される金額であり、精算の際には第5条で定める費用の実費を支払うものとする。

#### （委託費の負担）

第5条 甲は、この契約により委託した事項を実施するため、乙が実施した調整事務に関し、下記費用を負担する。

- （1）人件費（乙の職員（既存の臨時職員及び非常勤職員を含む）及び被災自治体の災害ボランティアセンターに派遣される社会福祉協議会職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿直を含む））
- （2）人件費（乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
- （3）旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）

#### （契約保証金）

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(新規職員雇用の承認)

第7条 乙は、第2条(1)、(2)に定める業務を実施するために臨時職員及び非常勤職員を新たに雇用する場合、あらかじめ甲の承認を得ることとする。承認の手続きは、電子メール等によって行うこととする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務上知り得た甲の秘密又は業務事項を第三者に漏らしてはならない。

(報告義務)

第9条 乙は、業務終了後、甲に実績報告書を提出しなければならない。

(報告結果確認の通知)

第10条 甲は、前条による報告を受領し内容を確認したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

(委託費の請求及び支払)

第11条 乙は前条の規定により委託費を請求するときは、甲が別に示す様式及び算出基準に従つて、甲に請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、乙の請求に関し必要があると認めたときは、乙の行った業務について監査することができる。
- 4 国の監査等により、災害救助法の対象経費と認められない費用が発生した場合は、乙は、甲の指示に従つて当該費用を甲に対して返還しなければならない。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
- 3 前二項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に書面により通知を行い、契約を解除することができる。なお、本条による契約解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 甲又は乙がその責に帰すべき事由により、本契約の全部又は一部を履行しない場合又は履行できない場合
- (2) 甲又は乙がその責に帰すべき事由により、本契約の条項又は法令に違反した場合
- (3) 甲又は乙の信用又は経営に重大な変化が生じた場合
- (4) 甲又は乙に背信行為があった場合

2 前項各号の事由以外に、甲乙いずれか一方の申し出により、甲乙双方の協議及び合意のうえ、本契約を解除できるものとする。なお、その場合の契約解除に関わる違約金及び損害賠償金の支払いについては、甲乙双方の協議及び合意のうえ、これを決定するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲又は乙は、本契約の履行に関し、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合、その当事者が賠償する責任を負うこととし、不明な場合は甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(紛争の解決)

第16条 この契約書に定めのない事項又は契約内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第17条 本契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれで記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号  
市川市  
市川市長 田 中 甲 印

乙 千葉県市川市東大和田1丁目2番10号  
社会福祉法人 市川市社会福祉協議会  
会 長 桑 原 経 子 印

(文書番号)  
令和 年 月 日

### 実績報告書

市川市長  
田中 甲 様

社会福祉法人 市川市社会福祉協議会  
会長 桑原 経子

令和 年 月 日付けで締結した〇〇（災害名）におけるボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務等に関する業務委託が完了したので、関係書類を添えて報告します。

完了年月日 令和 年 月 日

#### 【関係書類】

- ・別紙、若しくはこれと同等の報告様式

別紙

1 市町村災害ボランティアセンター開設状況

市町村	名称	設置期間	募集期間

2 活動件数及び人数

(1) 活動件数

(2) 活動人数

3 主な活動実績

例) 救助活動とボランティアの役割分担、被災者とのマッチング等の調整  
(主な関係団体: ○○、××、△△… 等)

覧一泊宿・旅費費

樣式 1

被災都道府県社協名	被災市区町村社協名
当部所 :	担当部所 :
担当者名 :	担当者名 :
電話番号 :	電話番号 :
FAX番号 :	FAX番号 :
E-MAIL :	E-MAIL :
MAIL :	MAIL :

黄色部分は自動入力になっています

上野書店の証跡を活かすことを

美眞記載を以て、別行申邊、旅眞詣書

軍用車又は公用車を指す。

## 時間外(休日、夜間含む)勤務手当表

## 様式2

所属社協名:

所属部所・記入者氏名:

社会福祉協議会

個人コード	氏名	所属・役職名	勤務年月日(期間)	勤務の内容	勤務場所	時間外勤務手当	備考
						時間外勤務 合計時間(h)	金額(円)
例 001	社協 太郎	部員	2020/9/10～17	災害ボランティアセンターの設置・運営・支援	市民活動センター	0	00,000円
002							
003							
004							
005							
006							
007							
008							
009							
010							
※勤務日ごとの活動報告書や金額の算定に用いた給与規程等の証拠書類を添付すること。						合計	0 円

## 臨時職員及び非常勤職員雇上台帳

## 様式3

所属社協名:

所属部所・記入者氏名:

## 社会福祉協議会

個人コード	氏名	基本賃金			勤務内容		備考	
		※日給、時給どちらかにご記入ください		(3)合計((1)+(2))	時間外勤務手当			
		日給	時給		時間	(4)支給額		
例	社協 太郎	0	00,000円	0	00,000円	0	(5)支給総額(③+④) 00,000円	
001					円	円		
002					円	円		
003					円	円		
004					円	円		
005					円	円		
006					円	円		
007					円	円		
008					円	円		
009					円	円		
010					円	円		

※雇用契約書や給与額の算定に用いた給与規程等の証拠書類を添付すること。

(文書番号)  
令和 年 月 日

市川市長  
田中 甲 様

社会福祉法人 市川市社会福祉協議会  
会長 桑原 経子

請求書

金 円

令和 年 月 日付けで締結した〇〇（災害名）におけるボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務等に関する業務委託の委託費として、上記のとおり請求します。

銀 行 名 \_\_\_\_\_ 銀行 支店

預 金 種 別 普通預金 • 当座預金

口 座 番 号 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_  
口 座 名 義 \_\_\_\_\_

## **第2部 風水害等編**

## 資料2－1 テレメータ水位観測所一覧（1）

令和7年9月5日 現在

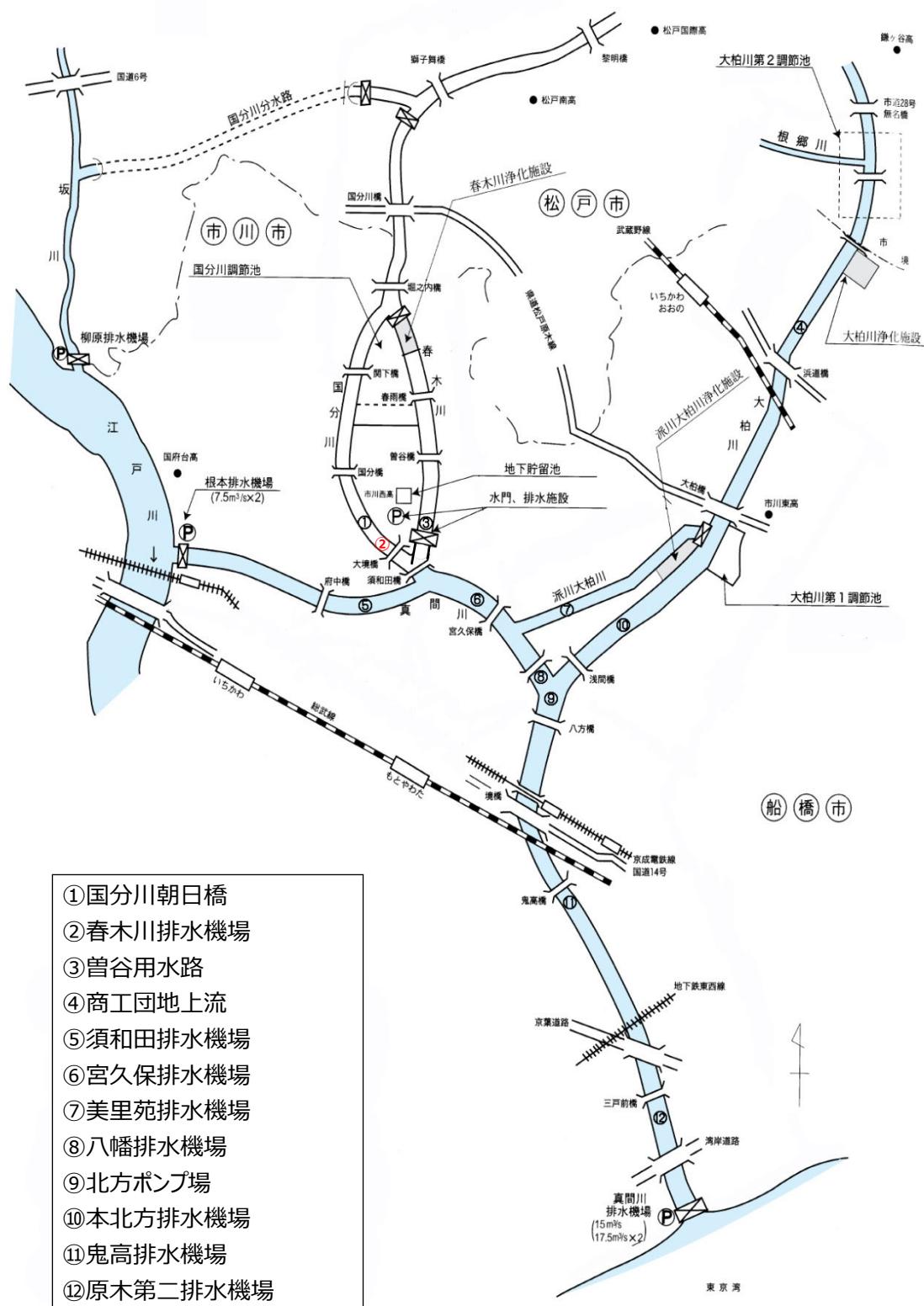
場 所	河川水位 (m)		内水位 (m)	
	はん濫 危険水位 HWL	溢水 水位 HHWL	停止 水位 LWL	始動 水位 HHWL
国分川朝日橋（国分川右岸）	3.86	4.63	—	—
春木川昂高前（曾谷用水合流）	2.90	3.69	—	—
春木川排水機場（国分川左岸）	3.83	4.63	2.00	2.30
商工団地上流（大柏川）	6.36	6.96	—	—
須和田排水機場（真間川本川）	3.84	4.30	1.20	2.40
宮久保排水機場（真間川本川）	3.77	5.54	2.00	2.50
本北方排水機場（大柏川）	4.13	4.73	3.10	3.70
北方ポンプ場（真間川一大柏合流点）	3.52	4.32	0.84	2.04
八幡排水機場（真間川本川）	3.55	4.15	0.90	2.05
美里苑排水機場（派川大柏川）	3.71	4.02	1.50	2.55
鬼高排水機場（真間川本川）	3.02	4.32	1.00	1.25
原木第二排水機場（真間川本川）	2.70	3.50	-0.50	0.10

## 資料2-1 テレメータ水位観測所一覧（2）

令和7年9月5日 現在

テレメータ水位観測所設置位置

鎌ヶ谷市



## 資料2－2 市内排水機場一覧表（1）

令和7年9月5日 現在

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	操 作 管 理 者	設 置 年 度	構 造			
						口 径 (φ)	台 数 (台)	動 力	排 水 量 (m³/min)
1	真間川排水機場	原木2489-1	県 市	S54	1,800	1	E	570PS	450.00
			県 市	S51	1,800	1	E	570PS	450.00
			県 市	S59	2,800	1	E	1,400PS	1,050.00
			県 市	S61	2,800	1	E	1,400PS	1,050.00
2	湊排水機場	新浜2-1-19	県 市	S49	1,000	2	M	150KW	240.00
			県 市	S60	1,650	1	E	700PS	390.00
3	中江川排水機場	加藤新田211-10	県 市	S51	1,200	1	M	220KW	180.00
			県 市	S52	1,200	1	M	220KW	180.00
4	猫実排水機場	浦安市北栄4-1-1	県 市	S50	1,350	1	M	300KW	240.00
			県 市	S57	1,650	1	E	630KW	360.00
5	秣川排水機場	大和田2-18-1	県 市	S54	1,350	2	M	330KW	420.00
			県 市	S57	1,800	2	E	1,000PS	960.00
6	春木川排水機場	東国分1-1-1	県 市	H11	1,000	2	M	150KW	300.00
7	北原木橋排水機場	原木1-3	県 市	H13	500	2	M	22KW	67.80
8	高谷川排水機場	高谷2022	県 市	H26	1,500	2	GTE	440KW	720.00
9	二俣排水機場	二俣717番地々先	市 市	R4	600	1	ME	90KW/120PS	47.40
			市 市	R4	600	1	M	90KW	47.40
10	原木第一排水機場	高谷2015	市 市	H18	700	2	M	90Kw	136.00
			市 市	S52	600	1	ME	69KW/45PS	45.00
			市 市	S56	600	1	M	55KW	55.00
11	原木第二排水機場	原木3-10-14	市 市	H2	600	2	M	45KW	90.00
			市 市	H28	900	1	E	120PS	103.20
12	原木第三排水機場	原木2130-4	市 市	S55	600	1	M	37KW	50.00
			市 市	S62	600	1	E	70PS	53.50
13	鬼高排水機場	鬼高2-13-17	市 市	R3	400	1	M	22KW	20.52
			市 市	R3	400	1	E	31PS	20.52

## 資料2－2 市内排水機場一覧表（2）

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	操 作 管 理 者	設 置 年 度	構 造			
						口 径 (φ)	台 数 (台)	動 力	排 水 量 (m <sup>3</sup> /min)
14	河原ポンプ場	下新宿1-34	市	市	H4	700	1	M 75KW	50.00
			市	市	H4	700	1	M 75KW	46.50
			市	市	H9	450	1	M 45KW	27.00
15	本行徳ポンプ場	本行徳26-15	市	市	H2	700	2	M 90KW	138.00
			市	市	H2	1,000	1	E 210KW	132.00
16	押切ポンプ場	押切5-2	市	市	R5	600	1	M 100KW	48.00
			市	市	R5	900	1	M 132KW	103.00
			市	市	H20	700	1	M 132KW	78.00
17	香取ポンプ場	香取1-8-1	市	市	S47	400	2	M 37KW	40.00
			市	市	S52	450	1	E 75.5PS	25.00
			市	市	H7	300	1	M 37KW	15.00
			市	市	H13	700	1	M 75KW	35.70
18	欠真間ポンプ場	相之川1-1-1	市	市	S54	900	2	E 170PS	188.00
			市	市	R4	500	2	M 65KW	60.00
			市	市	R5	500	1	M 65KW	60.00
19	相之川第一 ポンプ場	相之川1-7-16	市	市	R5	400	1	M 45KW	18.00
			市	市	S51	300	1	M 30KW	18.00
			市	市	H7	300	1	M 37KW	15.00
20	相之川第二 ポンプ場	広尾2-1-6	市	市	H20	450	2	M 45KW	74.00
			市	市	H20	200	1	M 11KW	6.40
21	新井ポンプ場	広尾2-9-17	市	市	H20	700	1	M 120KW	84.20
			市	市	H1	1,000	2	E 210PS	234.00
			市	市	H20	800	2	M 110KW	180.00
22	北方ポンプ場	北方2-37-5	市	市	S62	600	1	M 37KW	49.80
			市	市	S62	1,200	1	E 150PS	177.60

## 資料2－2 市内排水機場一覧表（3）

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	操 作 管 理 者	設 置 年 度	構 造			
						口 径 (φ)	台 数 (台)	動 力	排 水 量 (m <sup>3</sup> /min)
23	本北方排水機場	北方町4-1206-4	市	市	S60	500	2	M 11KW	50.00
24	須和田排水機場	須和田1-8-10	市	市	S61	600	1	M 39KW	50.00
			市	市	S62	600	1	M 60PS	50.00
25	宮久保排水機場	宮久保1-6-4	市	市	S61	450	2	M 30KW	60.00
26	美里苑排水機場	東管野4-27-11	市	市	H1	500	1	M 15KW	29.19
			市	市	H1	500	1	E 20PS	29.19
27	八幡排水機場	八幡6-20-18	市	市	H3	400	2	M 15KW	38.80
28	妙典ポンプ場	妙典5-23-1	市	市	H7	800	2	M 100KW	146.40
			市	市	H12	800	1	M 100KW	64.50
			市	市	H7	1,200	1	E 390PS	193.80
			市	市	H18	1,200	1	E 390PS	193.80
			市	市	R6	1,200	1	E 390PS	193.80
29	本郷排水機場	原木3-1-1	市	市	R6	500	1	M 30KW	25.00
			市	市	S52	1,900	1	E 115PS	65.00
30	大和田ポンプ場	大和田2-22-27	市	市	H28	1,200	1	M 560KW	160.50
			市	市	H28	1,200	1	GTE 590KW	160.50
			市	市	H28	1,800	2	GTE 1,560KW	856.00

## 資料2-3 中継・仮設ポンプ一覧表（1）

令和7年9月5日 現在

番号	名 称	設 置 場 所	口径 (mm)	台数 (台)	吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	放 流 先
1	大町中継第1	大 町 430番地先	150	4	14.4	中継（松戸市・春木川）
2	大町中継第2	大 町 76番地先	150	2	6.0	中継（松戸市・春木川）
3	大町中継第3	大 町 1-8地先	150	1	3.0	中継（松戸市・春木川）
4	大町調整池	大 町 588番地	200	2	7.8	中継（松戸市・春木川）
5	中国分中継	中 国 分 4-9地先	150	2	5.0	中継（国分川）
6	春木川仮設第3	東 国 分 2-7地先	125	1	2.0	春 木 川
7	春木川仮設第4	曾 谷 6-3地先	200	1	3.5	春 木 川
8	春木川仮設第5	宮 久 保 1-27地先	125	1	2.0	春 木 川
9	春木川仮設第6	曾 谷 7-30地先	300	1	7.8	春 木 川
10	春木川仮設第7	曾 谷 6-12地先	150	1	2.5	春 木 川
11	春木川仮設第8	曾 谷 6-4地先	200	1	3.5	春 木 川
12	春木川仮設第9	曾 谷 7-10地先	200	1	3.5	春 木 川
13	春木川仮設第10	曾 谷 6-20地先	200	1	3.5	春 木 川
14	春木川仮設第11	東 国 分 2-13地先	200	1	5.0	春 木 川
15	春木川仮設第12	東 国 分 1-21地先	150	2	7.6	春 木 川
16	春木川仮設第13	東 国 分 1-1地先	200	1	5.0	春 木 川
17	国分川仮設第1	国 分 1-21地先	250	1	7.0	国 分 川
18	国分川仮設第2	宮 久 保 1-25地先	200	1	3.5	国 分 川
19	国分川仮設第3	宮 久 保 1-25地先	200	1	3.5	国 分 川
20	大柏川仮設第7	南 大 野 2-1地先	300	2	25.0	大 柏 川
21	大柏川仮設第8	南 大 野 2-2地先	250	1	7.4	大 柏 川
22	大柏川仮設第9	南 大 野 1-2地先	200	1	5.3	大 柏 川
23	大柏川仮設第10	南 大 野 3-3地先	200	1	5.5	大 柏 川
24	大柏川仮設 13	奉 免 町 83地先	200	1	5.0	大 柏 川
25	大柏川仮設 14	奉 免 町 175地先	200	1	5.0	大 柏 川

## 資料2-3 中継・仮設ポンプ一覧表（2）

番号	名 称	設 置 場 所	口径 (mm)	台数 (台)	吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	放 流 先
27	派川大柏川仮設第1	宮久保 3-11地先	125	1	2.0	派川大柏川
28	派川大柏川仮設第2	宮久保 3-13地先	150	1	3.3	派川大柏川
29	派川大柏川仮設第3	宮久保 5-2地先	100	1	2.5	派川大柏川
30	派川大柏川仮設第4	宮久保 5-3地先	100	1	2.5	派川大柏川
31	派川大柏川仮設第5	宮久保 3-5地先	100	1	2.0	派川大柏川
32	真間川仮設第1	須和田 2-6地先	150	1	3.3	真間川
33	真間川仮設第2	須和田 2-13地先	100	1	2.5	真間川
34	真間川仮設第3	須和田 2-1地先	125	1	2.0	真間川
35	真間川仮設第4	宮久保 3-1地先	100	1	1.5	真間川
36	真間川仮設第5	宮久保 1-24地先	300	2	24.5	真間川
37	真間川仮設第6	八幡 6-10地先	200	1	5.0	真間川
38	真間川仮設第7	鬼越 2-16地先	150	2	7.0	真間川
39	真間川仮設第8	須和田 2-5地先	150	1	3.5	真間川
40	真間川仮設第9	宮久保 3-1地先	100	1	1.5	真間川
41	真間川仮設第10	宮久保 1-2地先	150	1	3.5	真間川
42	八幡6丁目仮設第1	八幡 6-21地先	125	1	2.0	真間川
43	曾谷用水仮設 1	宮久保 1-31地先	200	1	3.8	曾谷用水
44	曾谷用水仮設 2	宮久保 1-28地先	150	1	2.4	曾谷用水
45	曾谷用水仮設 3	曾谷 6-3地先	100	2	3.6	曾谷用水
46	柏井調整池	北方町 4-2140地先	100	1	1.4	大柏川
47	大野町3丁目中継	大野町 3-1857地先	80	2	0.6	中継(大野第一排水区)
48	河原中継第1	河原 16-11地先	150 80	2 2	6.0 2.2	江戸川
49	河原中継第2	妙典 1-15地先	150	1	6.0	江戸川
50	河原中継第3	妙典 1-16地先	200 250	1 1	8.6	江戸川

### 資料2-3 中継・仮設ポンプ一覧表（3）

番号	名 称	設 置 場 所	口径 (mm)	台数 (台)	吐出量 (m³/min)	放 流 先
51	相之川中継第3	相之川 1-3地先	200 100	1 2	8.2	中継（旧江戸川）
52	大洲中継	大洲 3-6地先	150	2	5.12	中継（江戸川）
53	大洲中継第2	大洲 2-10地先	200	2	8.0	中継（秣川）
54	新井中継第1	新井 1-22地先	150	2	7.0	中継（旧江戸川）
55	新井中継第2	新井 1-12地先	150	1	3.2	中継（旧江戸川）
56	市川南中継	市川南 4-1地先	200	2	11.0	中継（秣川）
57	新田4丁目中継	新田 4-18地先	200	2	7.6	中継（秣川）
58	新田2丁目中継	新田 2-33地先	150	2	5.2	中継（秣川）
59	南八幡3丁目中継	南八幡 3-14地先	250	2	11.0	中継（秣川）
60	原木地下道	原木 1-6地先	100 250	2 1	10.2	中継（真間川）
61	二俣地下道	二俣 717番地々先	80	2	0.8	中継（東京湾）
62	原木中継第1	原木 1-12地先	300	2	30.0	真間川
63	原木中継第2	原木 1-6地先	150	2	6.0	真間川
64	原木中継第3	原木 3-1地先	300	2	20.0	真間川
65	原木1丁目仮設	原木 1-25地先	250	2	14.4	真間川
66	原木2丁目中継	原木 2-4地先	250	2	12.0	中継（真間川）
67	二俣川仮設第一	二俣 768-2地先	300	2	18.0	二俣川
68	北原木中継	原木 1-2地先	300	2	14.0	真間川
69	鬼高中継	鬼高 2-21地先	125	1	2.4	中継（高谷川）
70	鬼越仮設	鬼越 2-4地先	300	2	23.0	真間川
71	行徳駅前中継	行徳駅前4-27地先	150	2	5.0	中継（東京湾）
72	田尻中継第一	田尻 3-9地先	80	1	0.8	中継（高谷川）
73	市川樋管ゲートポンプ	市川南 5-4地先	500	2	42.0	江戸川
74	東菅野5丁目 マンホールポンプ	東菅野 5-6-13	200	2	9.0	東菅野調整池

## 資料2-3 中継・仮設ポンプ一覧表（4）

番号	名 称	設 置 場 所	口径 (mm)	台数 (台)	吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	放 流 先
75	美里苑中継	東菅野 4-4地先	250	2	17.4	派川大柏川
76	田尻4丁目 マンホールポンプ	田 尻 4-9	150	2	2.1	田尻4-8地先水路
77	香取1丁目 マンホールポンプ	香 取 1-5	250	2	7.4	旧江戸川
78	加藤新田調整池	加藤新田 211	125	2	39.6	中江川排水機場 内遊水池
79	柏井調整池	北方町 4-2140	100	1	1.4	中継（大柏川）

## 資料2-4 水門・樋管・樋門一覧（1）

令和7年9月5日 現在

番号	名称	所在地	開閉方法	設置年度	高さ(m)	門扉幅(m)	管理	構造	放流先
1	本北方水門(外)	北方町4-1206	手動開閉式	S60	2.05	2.00	市	スピンドル アルミ製	大柏川
2	本北方水門(内)	北方町4-1206	電動開閉式	S60	2.05	2.00	市	スピンドル アルミ製	大柏川
3	北方水門(内)	北方2-37-5	電動開閉式	S63	2.00	2.00	市	スピンドル アルミ製	真間川
4	北方第2樋管	北方町4-1398	電動開閉式	H2	4.10	1.80	市	ピンラック式 アルミ製	大柏川
5	美里苑水門(外)	東菅野4-27-11	手動開閉式	H1	1.50	1.50	市	スピンドル アルミ製	派川大柏川
6	美里苑水門(内)	東菅野4-27-11	電動開閉式	H1	1.50	1.50	市	スピンドル アルミ製	派川大柏川
7	須和田水門(外)	須和田1-8-10	手動開閉式	S58	1.80	1.96	市	スピンドル 鋼製	真間川
8	須和田水門(内)	須和田1-8-10	電動開閉式	S61	1.80	1.96	市	スピンドル アルミ製	真間川
9	宮久保水門(外)	宮久保1-6-4	手動開閉式	S61	1.40	1.40	市	スピンドル アルミ製	真間川
10	宮久保水門(内)	宮久保1-6-4	電動開閉式	S61	1.40	1.40	市	スピンドル アルミ製	真間川
11	宮久保樋管	宮久保1-3	電動開閉式	H5	1.20	1.20	市	スピンドル アルミ製	真間川
12	八幡水門(外)	八幡6-20-18	手動開閉式	H3	0.80	0.90	市	ラック式 ステンレス製	大柏川
13	八幡水門(内)	八幡6-20-18	電動開閉式	H3	0.80	0.90	市	ラック式 ステンレス製	大柏川
14	宮下橋樋管	宮久保3-5	電動開閉式	H4	1.60	1.60	市	スピンドル アルミ製	真間川
15	春木川水門	東国分1-1	電動開閉式	H11	5.60	5.00	県	2段式 ローラーゲート 鋼製	春木川
16	国分樋管	国分1-9	電動開閉式	H1	3.00	2.40	市	スピンドル アルミ製	国分川
17	南大野1号樋門	南大野1-44	電動開閉式	H5	1.00	1.60	市	スピンドル アルミ製	大柏川
18	南大野3号樋門	南大野3-1	電動開閉式	H5	2.00	2.00	市	スピンドル アルミ製	大柏川
19	大野西第1排水区樋管	南大野1-47	電動開閉式	H7	1.70	2.50	市	ピンラック式 アルミ製	大柏川
20	柏井南第1排水区樋門	北方町4-1439	電動開閉式	H6	2.80	2.80	市	ピンラック式 アルミ製	大柏川

## 資料2-4 水門・樋管・樋門一覧（2）

番号	名称	所在地	開閉方法	設置年度	高さ(m)	門扉幅(m)	管理	構造	放流先
21	中国分第1排水区樋管	国分7-6	電動開閉式	H7	2.00	2.00	市	スピンドル アルミ製	国分川
22	北国分第2排水区樋管	国分7-11	電動開閉式	H7	1.70	3.00	市	スピンドル アルミ製	国分川
23	真間川水門	原木2492	電動開閉式	S47	8.80	15.70	県	ワイヤー吊 2門 鋼 製	東京湾
24	原木樋門(外)	原木2481	電動開閉式	S56	1.80	1.75	県	スピンドル アルミ製	東京湾
25	原木樋門(内)	高谷2015	電動開閉式	S52	1.90	1.80	市	ピンラック式 ステンレス製	東京湾
26	原木第2水門(外)	原木3-1496-2	電動開閉式	H2	1.65	1.65	市	スピンドル ステンレス製	真間川
27	原木第2水門(内)	原木3-10-14	電動開閉式	H2	1.65	1.65	市	スピンドル ステンレス製	真間川
28	原木第3水門	原木2130-4	電動開閉式	S56	1.50	1.66	市	スピンドル 鋼 製	真間川
29	丸浜1号水門	南行徳4-2	手動開閉式	S48	2.50	4.00	市	スピンドル 鋼 製	東京湾
30	丸浜2号水門	南行徳4-2	手動開閉式	S48	2.00	3.00	市	スピンドル 鋼 製	東京湾
31	塩浜水門	塩浜4-2	手動開閉式	S61	1.50	1.50	市	ピンラック式 ステンレス製	東京湾
32	塩浜樋管	塩浜3-27	手動開閉式	S63	0.90	0.90	市	ピンラック式 ステンレス製	東京湾
33	二俣2号水門	二俣753	電動開閉式	S48	3.60	6.00	県	ワイヤー吊 鋼 製	東京湾
34	高谷川水門	高谷1028	電動開閉式	H26	5.90	8.00	県	ローラーゲー ステンレス製	東京湾
35	高谷樋門	高谷新町10	電動開閉式	S56	2.00	3.00	県	スピンドル アルミ製	東京湾
36	高谷樋管	高谷1360-2	電動開閉式	H27	4.10	4.20	市	ローラー <sup>ゲート</sup> ステンレス製	高谷川
37	中江川水門	加藤新田211	電動開閉式	S48	4.20	10.00	県	ワイヤー吊 鋼 製	高谷川
38	湊水門	新浜2	電動開閉式	S46	3.39	8.00	県	ワイヤー吊 鋼 製	東京湾
39	猫実1号水門	塩浜4-2	電動開閉式	S49	5.10	8.00	県	ワイヤー吊 鋼 製	東京湾
40	妙典樋管	妙典5-24	電動開閉式	H7	2.90	2.90	市	スピンドル ステンレス製	江戸川
41	市川樋管(川表)	市川南5-3	手動開閉式	S48	1.90	2.20	市	スピンドル 鋼 製	江戸川

## 資料2-4 水門・樋管・樋門一覧（3）

番号	名称	所在地	開閉方法	設置年度	高さ(m)	門扉幅(m)	管理	構造	放流先
42	市川樋管 (川裏) ゲートポンプ 付き	市川南 5-3	電動開閉式	H21	1.90	2.20	市	スピンドル 鋼製	江戸川
43	秣樋門 (川表)	大和田 2-18	電動開閉式	S48	11.00	3.30	県	ラック式 鋼製	江戸川
44	秣樋門 (川裏)	大和田 2-18	電動開閉式	S48	11.00	3.30	県	ラック式 鋼製	江戸川
45	河原第1 水門	河原 109	電動開閉式	S45	6.40	6.00	県	ワイヤー吊 油圧 鋼製	旧江戸川
46	河原第2 水門	河原 106	電動開閉式	S46	2.565	3.00	県	ワイヤー吊 アルミ製	大柏川
47	本行徳水門 (外)	本行徳 180	電動開閉式	S55	4.08	3.00	県	スピンドル 油圧 鋼製	旧江戸川
48	本行徳水門 (内)	本行徳 26-15	電動開閉式	H2	2.20	3.00	市	スピンドル ステンレス製	旧江戸川
49	押切水門 (外)	押切 14	電動開閉式	S58	4.08	3.00	県	スピンドル 油圧 鋼製	旧江戸川
50	押切第1 水門(内)	押切 5-2	電動開閉式	S59	4.30	3.00	市	スピンドル 鋼製	旧江戸川
51	押切第2水 門(内々)	押切 5-2	電動開閉式	S51	2.10	2.70	市	スピンドル 鋼製	旧江戸川
52	香取水門	香取 1-8	電動開閉式	S47	1.80	1.75	市	スピンドル 鋼製	旧江戸川
53	欠真間水門 (内)	相之川 1-1-1	電動開閉式	S61	2.65	3.00	市	スピンドル 鋼製	旧江戸川
54	欠真間3号 水門	欠真間 846	電動開閉式	S58	4.08	3.00	県	ワイヤー吊 油圧 鋼製	旧江戸川
55	相之川樋管	相之川 1-850	手動開閉式	S48	1.565	1.62	市	スピンドル 鋼製	旧江戸川
56	相之川第2 内水門	広尾 2-1-6	電動開閉式	H20	1.80	1.50	市	ピンラック式 ステンレス製	旧江戸川
57	新井水門 (外)	新井 66	電動開閉式	S55	4.00	3.00	県	ワイヤー吊 油圧 鋼製	旧江戸川
58	新井水門 (内)	広尾 2-9-17	電動開閉式	H12	2.20	3.00	市	スピンドル	旧江戸川
59	塩焼陸閘	加藤新田 212	エンジン開閉式	S55	1.50	15.00	県	横引式 鋼製ゲート	-
60	二俣新町排水 樋管	二俣新町 15	電動開閉式	H12	1.80	2.20	市	ピンラック式 アルミニウム 合金	二俣川
61	大和田排水 樋管	大和田 2-22	電動開閉式	H28	3.00	4.50	市	ローラー <sup>ゲート</sup> ステンレス製	江戸川

## 資料 2－5 水防倉庫設置状況

令和7年9月5日 現在

### ●消防局

施設名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	設置年月日	対象河川
市川市第1水防倉庫	本行徳12-10	64.800	昭和60年9月30日	旧江戸川ほか
市川市第2水防倉庫	原木3-1570-2	74,520	平成4年2月28日	真間川
市川市第3水防倉庫	相之川1-23-3	92.730	昭和62年12月21日	旧江戸川ほか

### ●下水道部

施設名	所在地	対象河川
終末処理場水防倉庫	東菅野2-23-1	真間川ほか
国分小学校水防倉庫	東国分2-4-1	国分川ほか
柏井公民館水防倉庫	柏井町2-844	大柏川
宮久保小学校水防倉庫	宮久保5-7-1	真間川ほか
富貴島小学校水防倉庫	八幡6-10-11	真間川ほか
秣川排水機場水防倉庫	大和田2-18-1	
信篤公民館水防倉庫	高谷1-8-1	真間川ほか
行徳支所水防倉庫	末広1-1-31	

## 資料 2-6 市内の雨量観測所

令和 7 年 9 月 5 日 現在

番号	観測所名	電話	所 属	所 在 地
1	消防局	(333)2111	消防局指令課	八幡 1 丁目 8-1
2	西消防署	(323)0119	西消防署	市川 1 丁目 24-2
3	南消防署	(397)0119	南消防署	行徳駅前 4 丁目 6-19
4	北消防署	(338)0119	北消防署	大野町 4 丁目 2163-1
5	真間川 排水機場	(327)2404	下水道部 河川・下水道管理課	原木 2489-1
6	春木川 排水機場	(371)9981	下水道部 河川・下水道管理課	東国分 1 丁目 1-1
7	本北方 排水機場	—	下水道部 河川・下水道管理課	北方町 4 丁目 1206-4
8	大和田 ポンプ場	—	下水道部 河川・下水道管理課	大和田 2 丁目 22-27

## 資料 2-7 調整池（市管理）の状況

令和 7 年 9 月 5 日 現在

名 称	貯留量 (m³)
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野こざと南北公園池	31,620
開発行為調整池帰属分	3,953
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
曾谷暫定調整池	600
東菅野暫定調整池	5,656
合計	143,562

## 資料2-8 土のうステーション一覧

令和7年9月5日 現在

### (1) 土のうステーション

	設置地区	設置箇所	数量 (袋)	設置 年度	担当課
1	大柏川第一調節池	市川市北方町4丁目1444番地59	1,450	H25	河川・下水道 管理課
2	大洲防災公園	市川市大洲1丁目18番	2,900		
3	広尾防災公園	市川市広尾2丁目3番2号	1,600		

※ 家屋への浸水被害を防止するため、市民自らが直接取りにいくことができる施設。

※ 台風の直撃が予想される場合、緊急的に開設される。

### (2) 地域型小規模土のうステーション

	設置地区	設置箇所	数量 (袋)	設置年 度	担当課	
1	原木地区 (3基)	原木第三公園（原木1-4）	50	H28	地域防災課	
2		信篤公民館（高谷1-8-1）	50			
3		消防第2水防倉庫（原木3-10-16）	50			
4	市川南地区 (3基)	市川南第一公園（市川南3-1）	50	H29		
5		すずかけ公園（市川南2-4）	50			
6		市川駅南公民館（大洲4-18-3）	50			
7	南八幡地区 (2基)	保健センター（南八幡4-18-8）	50			
8		トチノキ公園（南八幡5-11）	50			
9	鬼高地区 (2基)	大堤公園（鬼高2-21）	50			
10		鬼高公園（鬼高3-13）	50			
11	二俣・田尻地区 (3基)	アヤメ公園（田尻3-11）	50	H30		
12		やすらぎ公園（田尻3-5）	50			
13		二俣の風公園（二俣2-11）	50			
14	南行徳地区 (2基)	相之川公園（相之川2-3）	50			
15		欠真間公園（欠真間2-4）	50			
16	菅野地区(2基)	八幡野公園（須和田1-10）	100			
17	行徳地区(5基)	本行徳公民館（本行徳12-8）	50			
18		南根公園（行徳駅前1-15）	50			
19		八幡前公園（宝2-8）	50			
20		塩焼2丁目広場（塩焼2-2）	100	R1		
21	宮久保・下貝塚地区 (1基)	下貝塚3丁目公園（下貝塚3-5）	50	R6		

※ 家屋への浸水被害を防止するために、市民自らが直接取りにいくことができる施設。

過去に浸水被害の多かった地域に設置しており、いつでも市民が土のうを取り出せるように常時解放している。

## 資料 2-9 指定水防管理団体整備基準

令和 7 年 9 月 5 日 現在

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 袋	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太末口 3 寸 2.5 間	10 本	ペンチ	3 丁
" 2.0 間	30 本	鉄線 (# 8)	100 kg
" 1.0 間	200 本	" (# 10)	100 kg
唐竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

## 資料2－10 水防資機材備蓄状況

令和7年9月5日 現在

### ●消防局

No.	品名	単位	市川第1	市川第2	市川第3	消防局	東消防署	中山出張所	高谷出張所	西消防署	国府台出張所	大洲出張所	南消防署	行徳出張所	庄尾出張所	北消防署	曾谷出張所	総数
1	掛矢	丁	40		2						1							43
2	鋸	"	84		5													89
3	鎌	"	86				10			5	82					10		193
4	なた	"	4															4
5	斧	"	14															14
6	つるはし	"	45															45
7	大ハンマー	"	30				3	10										43
8	一輪車	台	1	4	2		6			2				2		2		19
9	鉄線	kg	50															50
10	鉄くし	本	600	320														920
11	ボルト クリッパー	丁	18	2														20
12	剣スコップ	"	10	12		45	42	9	2	30	10	10	30	11	10	10	5	236
13	角スコップ	"			5	11	19	8	9	20	8	8	14	11	8	10	5	136
14	エンピ	"	27															27
15	土のう袋	袋	400	300	3000	1200	90	5	60	195		6	90		24	190	450	6010
16	ペンチ	丁	38															38
17	防水シート	枚	203		80					10								293
18	土のう	袋					400	100	35	118	209	87	75	72	80	690	21	1887
19	荒縄	巻	2															2

### ●下水道部

No.	品名	単位	終末処理場	国分小	曾谷公民館	柏井公民館	宮久保小学校	富貴島小学校	萩川排水機場	信篤公民館	行徳支所	その他	総数
1	土のう	体	3,550							150	200	15,000	18,900
2	可搬動力ポンプ (100mm)	"	10	2	5	1	2	6	0	1	0	0	27
3	可搬動力ポンプ (80mm)	"	3	0	3	0	4	0	4	4	4	0	22
4	可搬動力ポンプ (50mm)	"	2	20	8	3	4	8	3	2	1	0	51
5	可搬動力ポンプ用燃料	缶	2		2	1	3	3	4	4	7	33	55

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（1）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
堤防漏水	B	左	国府台 3丁目	15.5k 15.0k 上588m	1.0	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	シート張り工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	国府台 3丁目	15.0k 上588m 14.5k 上454m	683.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	積み土囊 シート張り工
堤体漏水	B	左	国府台 3丁目	14.5k 上454m 14.5k 上274m	180.0	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	シート張り工
越水(溢水)	B	左	国府台 3丁目	14.0k 上275m 14.0k 上255m	20.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足)	積み土囊
越水(溢水)	B	左	国府台 2丁目	14.0k 上255m 14.0k 上250m	5.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足)	積み土囊
越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	国府台 2丁目	14.0k 上250m 14.0k 上235m	15.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	積み土囊 シート張り工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	市川 4丁目	14.0k 上235m 14.0k 上68m	167.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	積み土囊 シート張り工
堤体漏水	B	左	市川 4丁目	14.0k 上68m 13.5k	575.0	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	シート張り工
工作物	B	左	市川 4丁目	13.5k 上70m	1箇所	京成電鉄成田線江戸川橋梁	

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（2）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
堤体漏水	B	左	市川 3丁目	13.5k 12.5k 上431m	550.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り工
工作物	B	左	市川	13.0k 上238m	1箇所	国道14号市川橋（下り）	
工作物	B	左	市川	13.0k 上221m	1箇所	国道14号市川橋（上り）	
工作物	B	左	市川 2丁目	13.0k 上48m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁 (上流)	
工作物	B	左	市川 2丁目	13.0k 上37m	1箇所	JR総武線江戸川橋梁 (下流)	
堤体漏水	B	左	市川南 3丁目	12.5k 上431m 12.5k 上401m	30.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り工
新堤防	要 注	左	市川南 3丁目	12.5k 上218m 12.5k 上176m	42.0	築堤後3年未満 R1市川南排水樋管堤外水路整備他工事 (R3.3)	シート張り工
新堤防	要 注	左	市川南 4丁目	12.5k 上176m 12.5k 上154m	22.0	築堤後3年未満 R1市川南排水樋管堤外水路整備他工事 (R3.3)	シート張り工
堤体漏水	B	左	大洲 3丁目	11.0k 上0m 10.5k 上462m	25.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り工
堤体漏水	B	左	大洲 2丁目	10.5k 上462m 10.0k 上251m	713.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り工
堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	大和田 5丁目	10.0k 上251m 10.0k 上243m	8.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所、基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	シート張り工 月の輪工
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	大和田 5丁目	10.0k 上243m 10.0k 上201m	42.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（3）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	大和田 2丁目	10.0k 上201m 9.5k 上429m	272.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工
堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	大和田 2丁目	9.5k 上429m 9.5k 上384m	45.0	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	シート張り工 月の輪工
工作物	B	左	大和田 2丁目	9.5k 上408m	1箇所	京葉道路江戸川大橋（下り）	
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	大和田 2丁目	9.5k 上384m 9.5k 上342m	42.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工
工作物	B	左	大和田 2丁目	9.5k 上392m	1箇所	京葉道路江戸川大橋（上り）	
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	大和田 2丁目	9.5k 上342m 9.5k 上326m	16.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満（堤防高は計画堤 防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（4）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	稻荷木 3丁目	9.5k 上326m 9.5k	326.0	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	稻荷木 3丁目	3.5k 上245m 3.0k 上472m	272.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土囊 シート張り工 月の輪工
越水(溢水) 新堤防	B 要 注	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上472m 3.0k 上468m	4.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 築堤後3年未満 R2江戸川左岸稻荷木地先高潮堤防整備他工事（R3.7）	積み土囊 シート張り工
越水(溢水) 新堤防	B 要 注	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上468m 3.0k 上459m	9.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 築堤後3年未満 R1江戸川左岸高谷地区高潮堤防整備工事(R2.6)R2江戸川左岸稻荷木地先高潮堤防整備他工事（R3.7）	積み土囊 シート張り工

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（5）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
越水(溢水) 新堤防	B 要 注	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上459m 3.0k 上455m	4.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満（流下能力不 足） 築堤後3年未満 R1江戸川左 岸高谷地区高潮堤防整備工 事(R2.6)R2江戸川左岸稻荷 木地先高潮堤防整備他工事 (R3.7)	積み土嚢 シート張り工
新堤防	要 注	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上455m 3.0k 上303m	152.0	築堤後3年未満 R1江戸川左 岸高谷地区高潮堤防整備工 事(R2.6)R2江戸川左岸稻荷 木地先高潮堤防整備他工事 (R3.7)	シート張り工
新堤防	要 注	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上303m 3.0k 上249m	54.0	築堤後3年未満 R1江戸川左 岸高谷地区高潮堤防整備工 事(R2.6)	シート張り工
工作物	B	左	稻荷木 3丁目	3.0k 上296m	1箇所	行徳橋	
工作物	B	左	稻荷木 2丁目	3.0k 上266m	1箇所	行徳橋(旧行徳橋)	
新堤防	要 注	左	稻荷木 2丁目	3.0k 上249m 3.0k 上233m	16.0	築堤後3年未満 R1江戸川左 岸高谷地区高潮堤防整備工 事(R2.6)	シート張り工
新堤防	要 注	左	稻荷木 2丁目	3.0k 上233m 3.0k 上170m	63.0	築堤後3年未満 R1江戸川左 岸高谷地区高潮堤防整備工 事(R2.6) R2江戸川左岸稻 荷木地先高潮堤防整備他工 事(R3.7)	シート張り工

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（6）

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所（江戸川）

重 要 度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要たる理由	想定される 水防工法
種 別	階 級		地先名	杆杭位置			
新堤防	要 注	左	稻荷木 2丁目	3.0k 上170m 3.0k 上83m	87.0	築堤後3年未満 R2江戸川左岸稻荷木地先高潮堤防整備工事(R3.7)	シート張り工
越水(溢水)	B	左	田尻 5丁目	2.0k 上122m 1.5k 上500m	128.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土囊
新堤防	要 注	左	高谷 3丁目	1.0k 上359m 1.0k 上238m	121.0	築堤後3年未満 R1江戸川左岸高谷地区高潮堤防整備工事(R2.6)	シート張り工
越水(溢水)	B	右	河原	3.0k 上305m 3.0k 上298m	7.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土囊
越水(溢水)	B	右	河原	3.0k 上298m 3.0k 上275m	23.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土囊
越水(溢水) 新堤防	B 要 注	右	河原	3.0k 上275m 3.0k 上272m	3.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)築堤後3年未満 R1行徳橋舗装工事(R2.3)	積み土囊 シート張り工
新堤防	要 注	右	河原	3.0k 上272m 3.0k 上253m	19.0	築堤後3年未満 R1行徳橋舗装工事(R2.3)	シート張り工

## 資料2-11 重要水防箇所一覧(7)

令和7年9月5日 現在

### 1 国土交通省管理重要水防箇所(江戸川)

重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
種別	階級		地先名	杆杭位置			
工作物	B	右	稻荷木	3.0k 上247m	1箇所	行徳橋(旧行徳橋)	
越水(溢水)	B	右	河原	3.0k 上237m 3.0k 上184m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満(堤防高は計画堤 防高未満)	積み土囊
越水(溢水) 新堤防	B 要 注	右	河原	3.0k 上184m 3.0k 上57m	127.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満(堤防高は計画堤 防高未満) 築堤後3年未満 R2江戸川右岸河原地先低水 護岸工事(R4.1)	積み土囊 シート張り工
(重点) 越水(溢水)	B	右	河原	3.0k 上57m 3.0k 上47m	10.0	危険箇所(越水)(氾濫ブロ ック毎) 計算水位と現況堤防高 の差が余裕高未満(堤防高は 計画堤防高未満)	積み土囊
越水(溢水)	B	右	妙典 1丁目	2.5k 上189m 2.5k 上127m	62.0	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満(堤防高は計画堤 防高未満)	積み土囊
新堤防	要 注	右	妙典 6丁目	1.5k 上327m 1.5k 上162m	165.0	築堤後3年未満 R2江戸川右 岸下妙典地先高潮堤防工事 (R3.9)	シート張り工
新堤防	要 注	右	妙典 6丁目	1.5k 上62m 1.0k 上405m	158.0	築堤後3年未満 R1江戸川右 岸妙典六丁目上流地区高潮 堤防工事(R2.6)	シート張り工
新堤防	要 注	右	妙典 6丁目	1.0k 上348m 1.0k 上158m	190.0	築堤後3年未満 R1江戸川右 岸妙典六丁目下流地区高潮 堤防工事(R2.3)	シート張り工
新堤防	要 注	右	妙典 6丁目	1.0k 上158m 1.0k 上11m	147.0	築堤後3年未満 R1江戸川右 岸下妙典地先高潮堤防工事 (R3.3) R2江戸川右岸河原 地先低水護岸外工事(R4.1)	シート張り工

## 資料2－11 重要水防箇所一覧（8）

令和7年9月5日 現在

### 2 重要水防箇所評定基準（国指定重要水防箇所）（案）

種別	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B	要注意区間
越 溢 水 水	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	—
堤体漏 水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	—
基礎地盤 漏 水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	—
水 衝 ・ 洗 掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	—

## 資料 2-11 重要水防箇所一覧（9）

令和7年9月5日 現在

### 2 重要水防箇所評定基準（国指定重要水防箇所）

種別	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B	要注意区間
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	—
工 事 施 工	—	—	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新旧 堤防 ・川 破 堤 跡 跡	—	—	新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘 ※1	—	—	陸閘が設置されている箇所。

※1 河川・海岸等の堤防（防潮堤）を、通常は生活のため通行できるよう途切れさせておき、増水時にはそれをゲート等により塞いで堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（10）

令和7年9月5日 現在

### 3 県管理河川・海岸 重要水防箇所

事務所名	河川海岸名	重要度		地先名	延長(m)			重要な理由
		種別	階級		海岸	右岸	左岸	
葛南土木事務所	一級 旧江戸川	堤体強度	B	浦安市舞浜～ 市川市下新宿			5,210	堤体断面不足等
	一級 春木川	堤体強度	A	市川市曾谷		83	83	築堤後1年未満
	一級 春木川	堤防高	B	市川市曾谷～ 稻越		1,510	1,510	氾濫の恐れがある
	一級 真間川	堤体強度	A	市川市市川4丁目～ 須和田1丁目		2,200	2,200	護岸老朽化
	一級 大柏川	堤防高	A	市川市大野町4丁目～ 鎌ヶ谷市中沢		1,510	1,510	氾濫実績がある
	一級派川 大柏川	堤防高	B	市川市東菅野3丁目～ 東菅野5丁目		1,580	1,580	氾濫の恐れがある
	市川海岸	堤防高	A	市川市高浜	456			堤防高不足

## 資料2－11 重要水防箇所一覧（11）

令和7年9月5日 現在

### 4 県管理河川等の危険度評定基準（県指定重要水防箇所）

種 別	重 要 度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤防高 (河川)	<p>1 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。</p> <p>2 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</p>	<p>1 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。</p> <p>2 近年の出水および津波で、氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。</p> <p>3 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所。</p>
堤体強度 (河岸)	<p>1 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。</p> <p>2 築堤後、1年を経過してない堤防区間</p> <p>3 堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所。</p> <p>4 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことのある所。</p> <p>5 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所で近接して住家、道路等の公共施設がある所。</p>	<p>1 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。</p> <p>2 築堤後、3年を経過してない堤防区間</p> <p>3 堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。</p> <p>4 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。</p> <p>5 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。</p>
漏水	<p>1 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。</p>	<p>1 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。</p>
水衝	<p>1 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所。</p> <p>2 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことのある所。</p>	<p>1 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。</p> <p>2 堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所。</p>
洗掘 (深掘れ)	<p>1 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所。</p>	<p>1 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。</p>
工事施工	<p>1 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。</p> <p>2 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。</p>	<p>1 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の所。</p>
工作物	<p>1 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。</p> <p>2 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。</p> <p>3 排水ポンプ場の稼動停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</p>	<p>1 橋脚、稼動堰等で通水に傷害が生じ易い所。</p>

## 資料2-11 重要水防箇所一覧（12）

令和7年9月5日 現在

### 4 県管理河川等の危険度評定基準（県指定重要水防箇所）

（参考）東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕より

沿岸名	区間	朔望平均満潮位 (m)	偏差 (m)	計画高潮位 (m)
東京湾	印旛放水路～猫実川 (最奥部)	A.P.+2.1	3.3 (3.6)	A.P.+5.4 (A.P.+5.7)

$$A.P.\pm 0.0\text{ m} = T.P.-1.134\text{ m}$$

## 資料2-12 海岸保全区域指定箇所

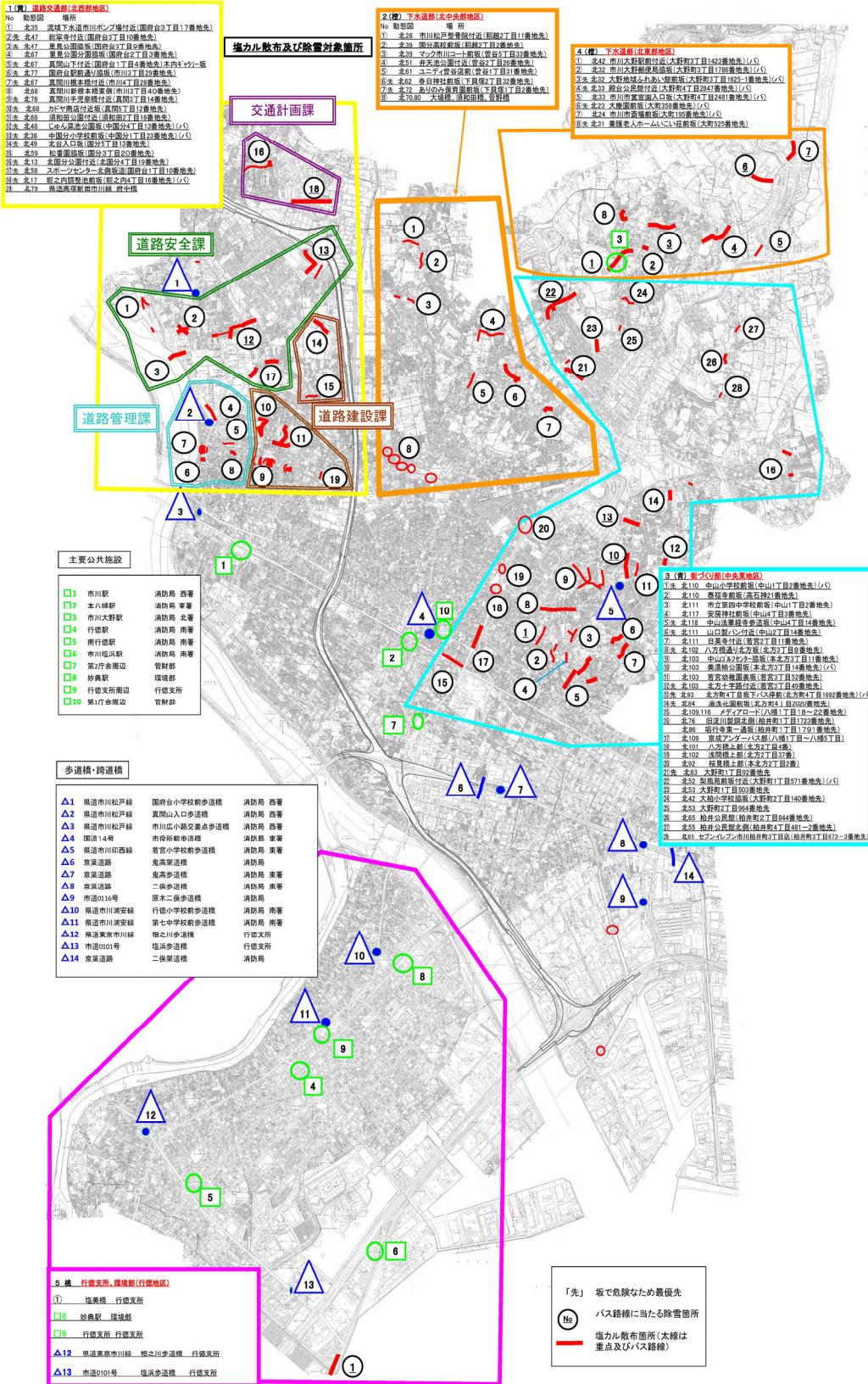
令和7年9月5日 現在

沿岸名	海岸名	管理者	指定延長	備 考
東京湾	市川海岸	千葉県	8,474m	令和7年3月 東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]

## 資料2-13 除雪対象路線一覧(1)

令和7年9月5日 現在

### 令和6年度 除雪及び凍結防止作業対策路線(箇所)図



## 資料2－13 除雪対象路線一覧（2）

令和7年9月5日 現在

### 1. 主要道路の雪害対策ポイント（重点地区）

#### （1）北西部地区

図面番号	除雪場所	対応部署
黄色①	流域下水道市川ポンプ場付近（国府台3丁目17番地先）	道路交通部
黄色②先	総寧寺付近（国府台3丁目10番地先）	道路交通部
黄色③先	里見公園脇坂（国府台3丁目9番地先）	道路交通部
黄色④	里見公園分園脇坂（国府台2丁目3番地先）	道路交通部
黄色⑤先	真間山下付近（国府台1丁目4番地先）木内ギャラリー坂	道路交通部
黄色⑥先	国府台駅前通り脇坂（市川3丁目29番地先）	道路交通部
黄色⑦先	真間川根本橋付近（市川4丁目28番地先）	道路交通部
黄色⑧	真間川新根本橋東側（市川3丁目40番地先）	道路交通部
黄色⑨先	真間川手児奈橋付近（真間3丁目14番地先）	道路交通部
黄色⑩先	カドヤ商店付近坂（真間5丁目12番地先）	道路交通部
黄色⑪先	須和田公園付近（須和田2丁目16番地先）	道路交通部
黄色⑫先	じゅん菜池公園坂（中国分4丁目13番地先）	道路交通部
黄色⑬先	中国分小学校前坂（中国分1丁目23番地先）	道路交通部
黄色⑭先	北台入口坂（国分5丁目13番地先）	道路交通部
黄色⑮	松香園脇坂（国分3丁目20番地先）	道路交通部
黄色⑯先	北国分公園付近（北国分4丁目19番地先）	道路交通部
黄色⑰先	スポーツセンター北側坂道（国府台1丁目10番地先）	道路交通部
黄色⑱先	堀之内調整池前坂（堀之内4丁目16番地先）	道路交通部
黄色⑲	県道高塚新田市川線 府中橋	道路交通部

#### （2）中央東地区

図面番号	除雪場所	対応部署
青色①先	中山小学校前坂（中山1丁目2番地先）	街づくり部
青色②	泰福寺前坂（高石神21番地先）	街づくり部
青色③	市立第4中学校前坂（中山1丁目2番地先）	街づくり部
青色④	安房神社前坂（中山4丁目3番地先）	街づくり部
青色⑤先	中山法華経寺参道坂（中山4丁目14番地先）	街づくり部
青色⑥先	山口製パン付近（中山2丁目14番地先）	街づくり部
青色⑦	日英寺付近（若宮2丁目11番地先）	街づくり部
青色⑧先	八方橋通り北方坂（北方3丁目8番地先）	街づくり部
青色⑨	中山ゴルフセンター脇坂（本北方3丁目11番地先）	街づくり部
青色⑩	美濃輪公園坂（本北方3丁目14番地先）	街づくり部
青色⑪	若宮幼稚園裏坂（若宮3丁目52番地先）	街づくり部
青色⑫先	北方十字路付近（若宮3丁目49番地先）	街づくり部

## 資料2－13 除雪対象路線一覧（3）

令和7年9月5日 現在

### 1. 主要道路の雪害対策ポイント（重点地区）

#### （2）中央東地区

図面番号	除雪場所	対応部署
青色⑬先	北方町4丁目坂下バス停前（北方町4丁目1692番地先）	街づくり部
青色⑭先	湯浅花園前坂（北方4丁目2020番地先）	街づくり部
青色⑮	メディアロード（八幡1丁目18～22番地先）	街づくり部
青色⑯	旧淀川製鋼北側（柏井町1丁目1723番地先）	街づくり部
	唱行寺東一通坂（柏井町1丁目1791番地）	
青色⑰	京成アンダーパス部（八幡1丁目～5丁目）	街づくり部
青色⑱	八方橋上部（北方2丁目4番）	街づくり部
青色⑲	浅間橋上部（北方2丁目37番）	街づくり部
青色⑳	桜見橋上部（本北方2丁目2番）	街づくり部
青色㉑先	大野町1丁目92番地先	街づくり部
青色㉒	梨風苑前坂付近（大野町1丁目571番地先）	街づくり部
青色㉓	大野町1丁目503番地先	街づくり部
青色㉔	大柏小学校脇坂（大野町2丁目140番地先）	街づくり部
青色㉕	大野町2丁目964番地先	街づくり部
青色㉖	柏井公民館（柏井町2丁目844番地先）	街づくり部
青色㉗	柏井公民館北側（柏井町4丁目481～2番地先）	街づくり部
青色㉘	セブンイレブン市川柏井町3丁目店（柏井町3丁目673～3番地先）	街づくり部

#### （3）北中央部地区

図面番号	除雪場所	対応部署
橙色①	市川松戸整骨院付近（稻越2丁目11番地先）	下水道部
橙色②	国分高校前坂（稻越2丁目2番地先）	下水道部
橙色③	マック市川コート前坂（曾谷5丁目33番地先）	下水道部
橙色④	弁天池公園付近（曾谷2丁目26番地先）	下水道部
橙色⑤	ユニディ曾谷店前（曾谷1丁目31番地先）	下水道部
橙色⑥先	春日神社前坂（下貝塚2丁目32番地先）	下水道部
橙色⑦先	ありのみ保育園前坂（下貝塚1丁目2番地先）	下水道部
橙色⑧	大境橋、須和田橋、菅野橋	下水道部

## 資料2－13 除雪対象路線一覧（4）

令和7年9月5日 現在

### 1. 主要道路の雪害対策ポイント（重点地区）

#### （4）北東部地区

図面番号	除雪場所	対応部署
橙色①	市川大野駅前付近（大野町3丁目1423番地先）	下水道部
橙色②	市川大野郵便局脇坂（大野町3丁目1786番地先）	下水道部
橙色③先	大野地域ふれあい館前坂（大野町3丁目1625-1番地先）	下水道部
橙色④先	殿台公民館付近(大野町4丁目2847番地先)	下水道部
橙色⑤	市川市営霊園入口坂（大野町4丁目2481番地先）	下水道部
橙色⑥先	大慶園前坂（大町358番地先）	下水道部
橙色⑦	市川市斎場前坂（大町195番地先）	下水道部
橙色⑧先	養護老人ホームいこい荘前坂（大町525番地先）	下水道部

#### （5）行徳地区

図面番号	除雪場所	対応部署
桃色①	塩美橋	行徳支所

### 2. 主要公共施設の対応

図面番号	除雪場所	対応部署
1	市川駅	消防局西署
2	本八幡駅	消防局東署
3	市川大野駅	消防局北署
4	行徳駅	消防局南署
5	南行徳駅	消防局南署
6	市川塩浜駅	消防局南署
7	第2庁舎周辺	管財部
8	妙典駅	環境部
9	行徳支所周辺	行徳支所
10	第1庁舎周辺	管財部

## 資料2－13 除雪対象路線一覧（5）

令和7年9月5日 現在

### 3. 歩道橋・跨道橋等の対応箇所

図面番号	除雪場所		対応部署
1	県道市川松戸線	国府台小学校前歩道橋	消防局西署
2	県道市川松戸線	真間山入口歩道橋	消防局西署
3	県道市川松戸線	市川広小路交差点歩道橋	消防局西署
4	国道14号	市役所前歩道橋	消防局東署
5	県道市川印西線	若宮小学校前歩道橋	消防局東署
6	京葉道路	鬼高架道橋	消防局
7	京葉道路	鬼高歩道橋	消防局東署
8	京葉道路	二俣歩道橋	消防局東署
9	市道0116号	原木・二俣歩道橋	消防局
10	県道市川浦安線	行徳小学校前歩道橋	消防局南署
11	県道市川浦安線	第七中学校前歩道橋	消防局南署
12	県道東京市川線	相之川歩道橋	行徳支所
13	市道0101号	塩浜歩道橋	行徳支所
14	京葉道路	二俣架道橋	消防局

## 資料2－14 避難情報の発令区分及び伝達方法

令和7年9月5日 現在

### ①避難情報の発令区分

警戒レベル	発令時の状況	市民の取るべき行動	住民に行動を促す情報(避難情報等)
警戒レベル 5	災害発生又は切迫	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生または切迫している状況であり、命を守るために直ちに安全確保をする。</li> <li>○指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合は、緊急安全確保をする。</li> </ul>	緊急安全確保
警戒レベル 4	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。</li> </ul>	避難指示
警戒レベル 3	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難をする。</li> <li>○その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。</li> </ul>	高齢者等避難

### ②避難情報の伝達方法

広報方法(広報媒体)		広報内容(情報)					
		災害情報 気象情報	被災状況	交通規制	危険区域	避難情報	避難場所 避難所
自動	防災行政無線	○	○	○	○	○	○
	緊急速報 (エリア)メール	○ ※	—	—	—	○	○
	広報車	○	—	—	○	○	○
	消防による広報	—	○	—	○	○	—
	警察による広報	—	○	○	○	○	—
任意	市公式Webサイト	○	○	○	○	○	○
	メール情報 配信サービス	○	○	○	○	○	○
	SNS	○	○	○	○	○	○
	電話等一斉 配信サービス	○	○	○	○	○	○
	ジェイコム千葉	○	○	○	○	○	○
	ラジオ(市川うらら FM)	○	○	○	○	○	○

(注) 自動 …… 市等から自動的に得られるもの

任意 …… 市民が自発的に得なければならないもの（登録制等）

※「緊急地震速報」「津波警報」「気象等に関する特別警報」のみ自動配信

## 資料2－15 気象庁が単独で行う水防活動用警報等

令和7年9月5日 現在

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく洪水又は高潮の予報、警報の種類及び警報文は次のとおり。

水防活動用 注意報・警報	内 容	代用する 注意報・警報
水防活動用 気象注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	大雨注意報
水防活動用 気象警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	高潮注意報
水防活動用 高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときの発表される	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用 洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	洪水注意報
水防活動用 洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	洪水警報
水防活動用 津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	津波注意報
水防活動用 津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）

(注) 気象庁長官が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量を示して行わない。

## 資料2－16 国土交通大臣及び県知事が行う洪水予報・水防警報等（1）

令和7年9月5日 現在

### （1）関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本市に關係する河川は次のとおりとし、はん濫後の水位情報等についても同様とする。

河川名	実施区域	予報地点	担当官署名
江戸川	幹川分流点から海まで (旧江戸川を除く)	西関宿・野田	国土交通省関東地方整備局 気象庁予報部

### （2）国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川の区域、基準水位観測所、水防警報区域は、次のとおり。

指定河川		基準水位観測所			零点高(m)	(指定期待機水位)(m)	(警戒水位)(m)	はん濫注意水位(m)	計画高水位(m)	水防警報区域
水系名	河川名	名称	所在地	河川位置						
利根川	江戸川	松戸	松戸市松戸	左岸河口から19.5km上80m	Y.P.0.0	4.00	5.70	8.129	(左岸)自松戸市七右衛門新田214番の1地先至海 (右岸)自東京都葛飾区金町8丁目4927番の1地先至海	
	旧江戸川	"	"	"	"	"	"	"	(左岸)自江戸川分派点至東京都江戸川区東篠崎1丁目の標杭 (右岸)自江戸川分派点至東京都江戸川区東篠崎1丁目39番の22地先	

（注）ただし、水位は量水標の読みとする。

## 資料2－16 国土交通大臣及び県知事が行う洪水予報・水防警報等（2）

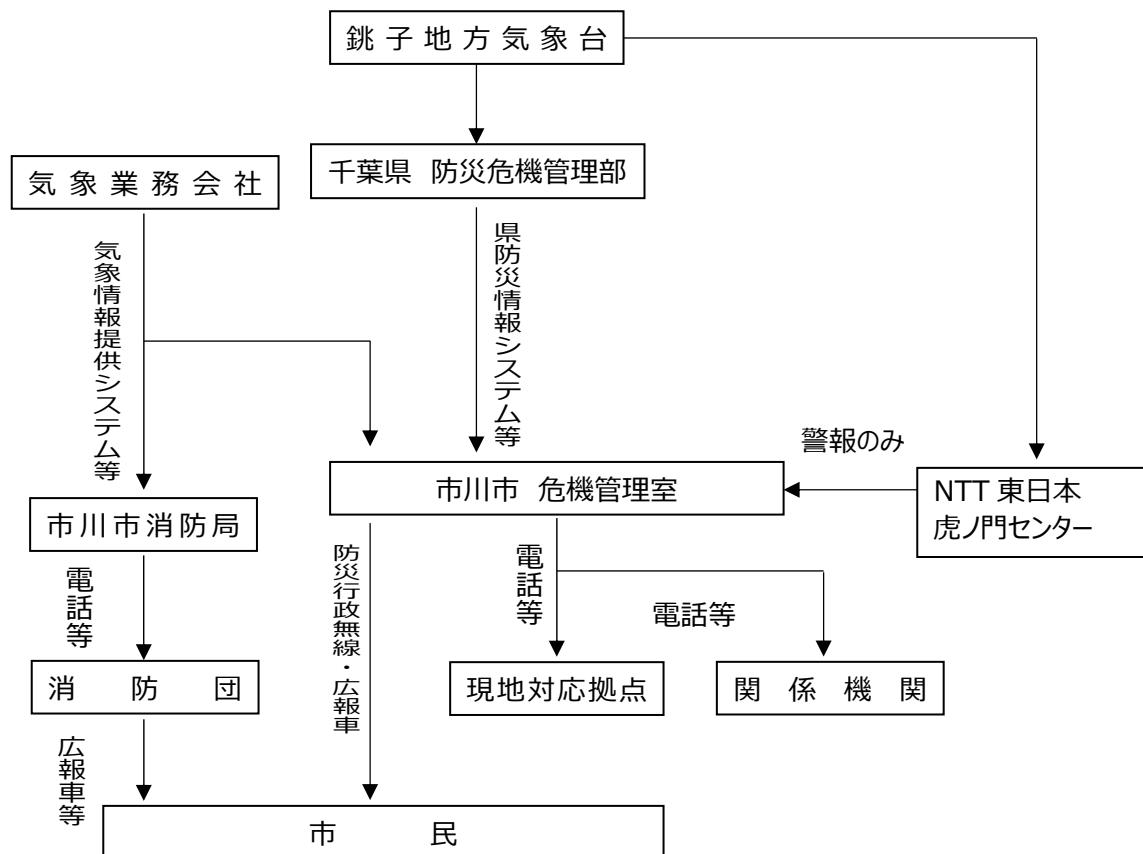
### （3）千葉県知事が行う水防警報

水防法第16条に基づき千葉県知事が水防警報を行う指定河川、海岸の基準水位（潮位）観測所、水防警報区域は、次のとおり。

河川 海岸名	観測 所名	所在地	零点高 (m)	水防団 待機 (通報) 水位(m)	氾濫注意 (警戒) 水位(m)	氾濫危険 (計画高) 水位(m)	水防警報区域
旧江戸川	堀江	浦安市 堀江	A.P. ±0.0	2.60	2.90	4.80	(左岸) 自 市川市新宿町 篠崎水門 至 東京湾
真間川	鬼越	市川市 鬼越	T.P. -0.851	2.00	2.70	3.23	(左右岸) 自 市川市根本樋管 (江戸川合流点) 至 東京湾
浦安 海岸 市川 海岸	湊	市川市	A.P. ±0.0	2.60	2.90	5.10	自 浦安市 (旧江戸川) 至 江戸川右岸
市川 海岸 千葉港 海岸	千葉港	船橋市	A.P. ±0.0	2.50	2.80	5.10	自 江戸川左岸 至 船橋市
	葛南港			2.10	2.70	5.10	

## 資料2-17 気象注意報・警報等の伝達系統図

令和7年9月5日 現在

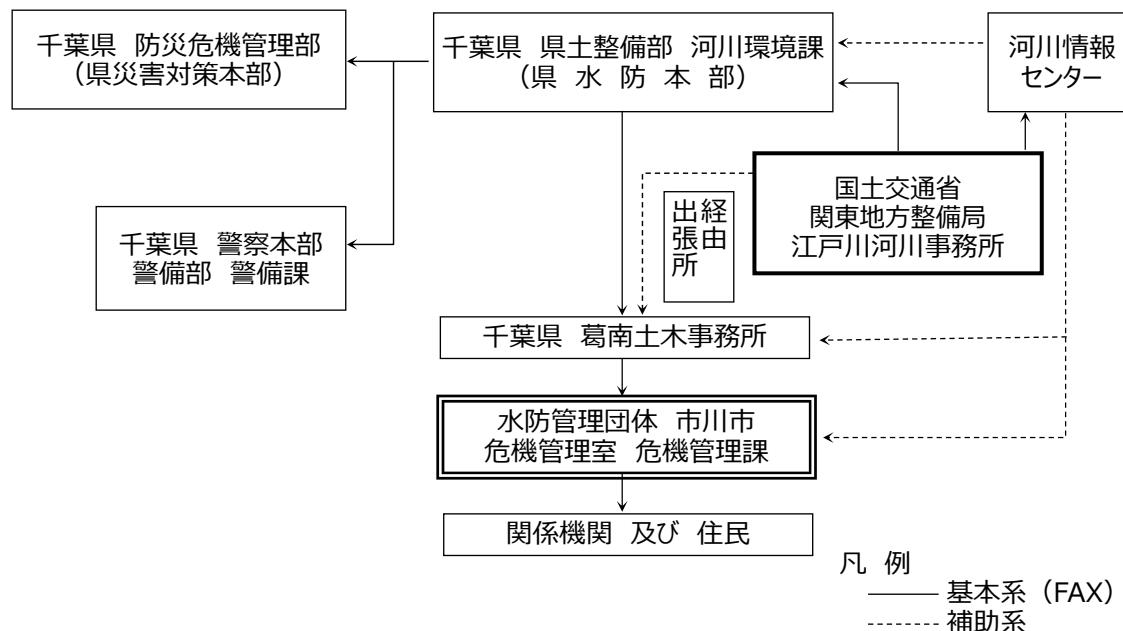


## 資料2-18 水防警報伝達系統図

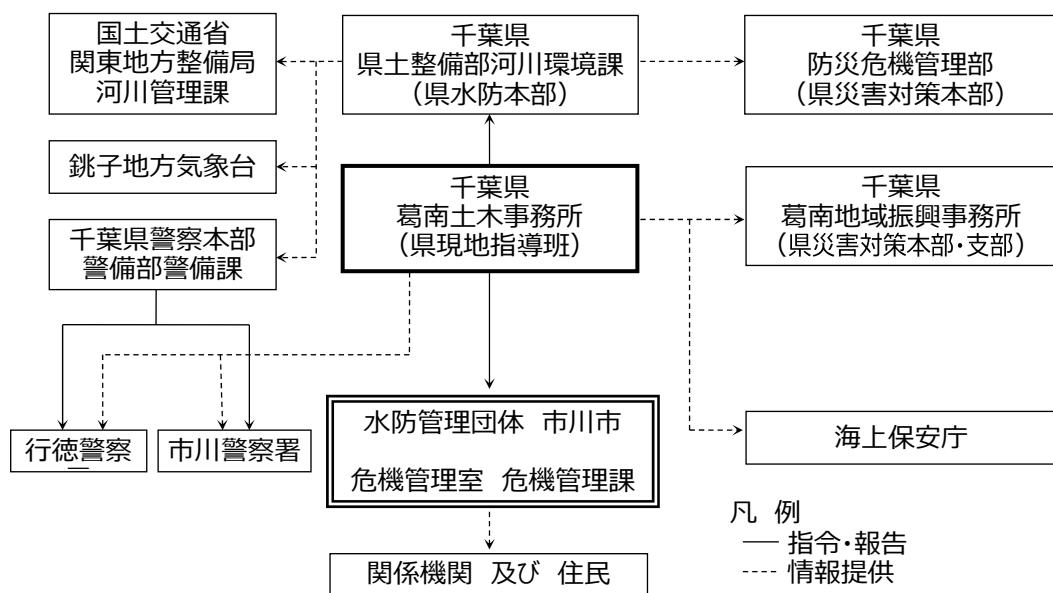
令和7年9月5日 現在

水防法第16条に基づき行う水防警報は、洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあり水防の必要があるとき次のとおり行われる。

## ①国土交通大臣指定河川伝達系統図

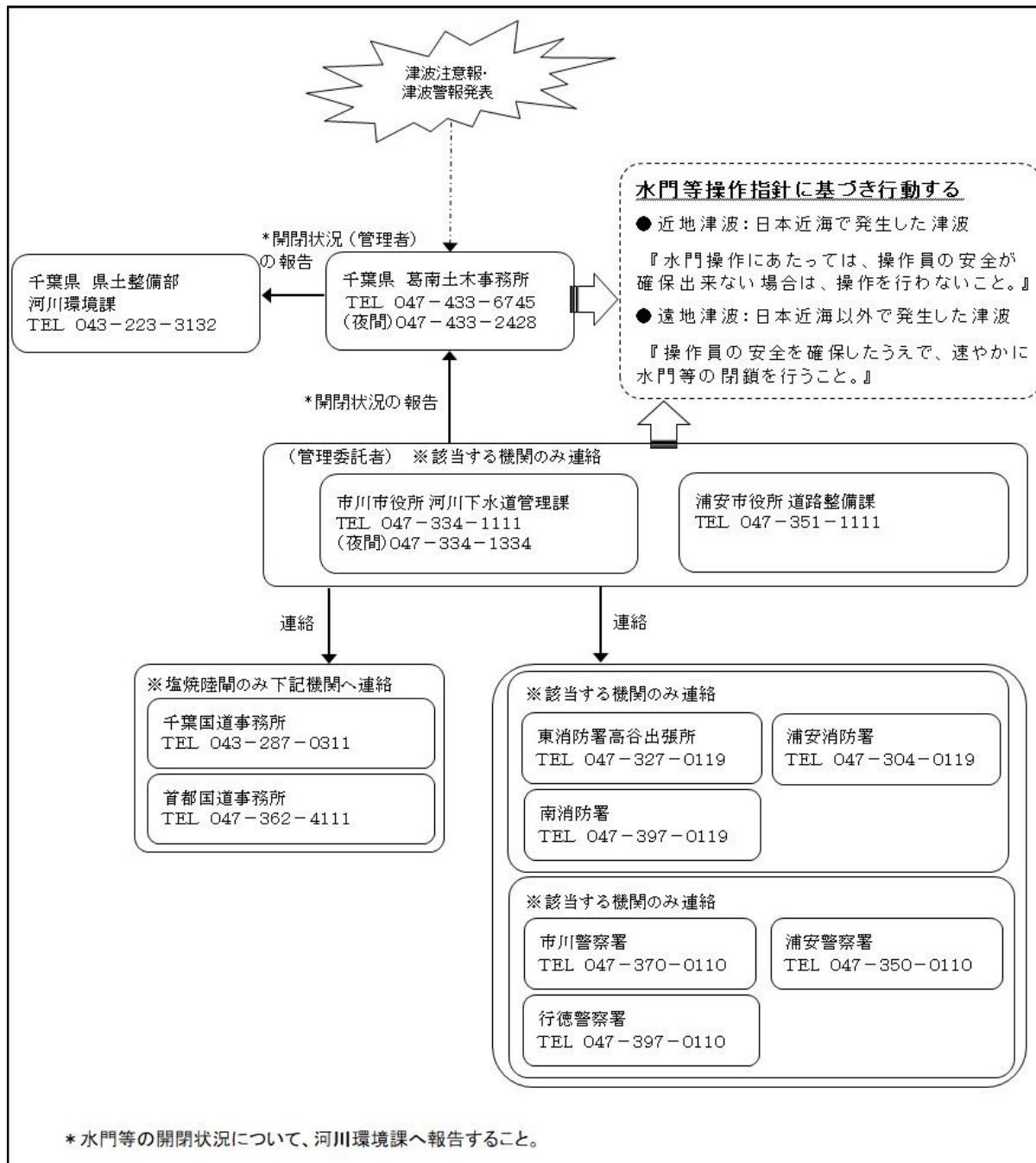


## ②知事指定河川伝達系統図



## 資料2-19 水門等の操作に係る連絡体制図（1）

令和7年9月5日 現在



## 資料2－19 水門等の操作に係る連絡体制図（2）

令和7年9月5日 現在

【参考】津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表（葛南土木事務所管内）

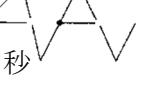
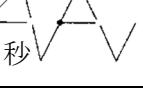
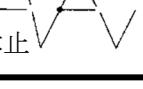
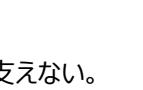
級別	河川 海岸名	施設名	地先名 (住所)	排水機・ 門扉緒元		操作に 要する 時間 (目安)	管理者	操作者 委託先
				型式	規格			
(一)	真間川	真間川 水門	原木 2492	鋼製 ローラー <sup>ゲート</sup>	8,800 $\times 15,700$ $\times 2$ 門	10分	千葉県 (河川環境課)	市川市 (河川・下水 道管理課)
	市川 海岸	中江川 水門	加藤新田 211	鋼製 ローラー <sup>ゲート</sup>	10,000 $\times 4,100$ $\times 1$ 門	5分	千葉県 (河川環境課)	市川市 (河川・下水 道管理課)
	市川 海岸	二俣 2号 水門	二俣 753	鋼製 ローラー <sup>ゲート</sup>	6,000 $\times 3,600$ $\times 1$ 門	30分	千葉県 (河川環境課)	市川市 (河川・下水 道管理課)
	市川 海岸	湊水門	新浜 3	鋼製 ローラー <sup>ゲート</sup>	8,000 $\times 3,300$ $\times 1$ 門	5分	千葉県 (河川環境課)	市川市 (河川・下水 道管理課)
	市川 海岸	塩焼 陸閘	加藤新田 212	先横引 式銅製 ゲート エンジン 及び 足動式	15,000 $\times 1,500$ $\times 1$ 門	25分	千葉県 (河川環境課)	市川市 (河川・下水 道管理課)
(一)	浦安 海岸	港鉄鋼 通り 陸閘門	浦安市 鉄鋼通り 2-5 地先	鋼製 横引き <sup>ゲート</sup>	15,600 $\times 2,420$ $\times 1$ 門	6分	浦安市 (道路整備課)	(一社) 浦安建設業 協会

## 資料2－20 水防信号

令和7年9月5日 現在

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

水 防 信 号

種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号
警戒信号	・休止・休止・休止 (1点)	約5秒  約15秒 
水防団員 全員出動	··· ··· ··· (3点)	約5秒  約6秒 
居住者の 出 動	··· ··· ··· ··· (4点)	約10秒  約5秒 
避難信号	··· ··· ··· ··· ··· (乱打)	約1分  5秒休止 

信号は適宜の時間継続すること。

必要あれば警鐘信号又はサイレン信号を併用するも差支えない。

水防解除の時は、水防管理団体および報道機関を通じて周知させる。

## 資料2－21 浸水想定区域内の施設一覧（地下街等）

令和7年9月5日 現在

No.	施設名称	所在地	用途
1	シャポー市川	市川 1-1-1	店舗
2	株式会社市川ビル	市川 1-4-10	店舗
3	ザ・タワーズウェスト	市川南 1-1-1	駐輪場
4	ザ・タワーズイースト	市川南 1-10-1	駐輪場
5	市川市文化会館	大和田 1-1-5	公共施設
6	市川市生涯学習センター	鬼高 1-1-4	公共施設
7	ソコラ南行徳店	南行徳 2-20-25	店舗
8	都営新宿線本八幡駅	八幡 2-16-13	地下鉄
9	ターミナルシティ本八幡アイビス	八幡 3-3	店舗

※ 以下のいずれかに該当する浸水想定区域内の施設で、不特定多数の者が利用する施設とする。

- ア 地下街（述べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上）
- イ 地階を有する特定防火対象施設（地階の床面積の合計 5,000 m<sup>2</sup>以上）
- ウ 地下鉄駅舎

※ 浸水想定区域は、江戸川浸水想定、真間川浸水想定、内水浸水想定、高潮浸水想定とする。

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設1）

令和7年4月1日 現在

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
1	愛・グループホーム幸	幸 2-3-23	○	×	×	○	×
2	愛・グループホーム北方町	北方町 4-1899-7	×	×	○	×	×
3	愛・コミュニティホーム市川南・愛・グループホーム市川南	市川南 4-7-22	○	○	×	○	×
4	愛の家グループホーム市川国分	国分 2-10-20	×	○	×	○	×
5	愛の家グループホーム南行徳	福栄 3-15-15	○	×	○	○	×
6	アイホーム市川まつひ台	大町 558	×	×	○	×	×
7	あさがおりハ市川	東大和田 1-26-16 グリーンタウン市川 1階	○	○	○	○	×
8	アズハイム市川	須和田 2-17-6	○	○	○	○	○
9	アズハイム市川アネックス	須和田 2-17-4	○	○	○	○	○
10	あゆみリハビリデイサービス	新田 2-30-7 柿の木ハイツ 1階	○	○	○	○	×
11	あゆみリハビリデイサービス国府台	市川 3-27-20 ライオンズステーションプラザ 102	○	○	×	×	×
12	あゆみ手児奈通り	市川 1-13-28 日商岩井市川マンション 104	○	○	○	○	×
13	イオンスマイル市川店	本北方 2-23-5	○	○	×	○	×
14	いきいきセンター大洲	大洲 4-18-3 (子ども発達センター内)	○	○	○	○	×
15	市川グループホームそよ風	本北方 2-27-7	×	○	○	○	×
16	市川リハビリデイセンターゆずの樹	平田 2-5-4 ジェイワイビル 1階	×	○	×	○	×
17	癒しの市川おにだか館グループホーム・癒しのデイサービス市川おにだか	鬼高 1-6-2	○	○	○	○	×
18	癒しのデイサービスあいのかわ	相之川 1-8-1 プラザ南行徳	×	×	×	○	×
19	イリーゼ市川・別邸	北国分 2-32-5	×	×	○	×	×
20	医療法人社団泰正会介護老人保健施設グレースケア市川	大町 43-3	×	×	○	×	×
21	ウイング市川デイサービス	北方 1-7-7	×	○	×	○	×

### 【災害種別の略称】

- 江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

- 高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)
- 土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設2）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
22	大洲デイサービスセンター	大洲 1-18-1 ふれあいセンタ-3階	○	○	○	○	×
23	介護老人保健施設 葵の園・市川	大野町 3-2128-1	×	○	○	×	×
24	介護老人保健施設市川あさひ荘	大町 537-10	×	×	○	×	×
25	介護老人保健施設市川ゆうゆう	柏井町 4-229-4	×	○	×	×	×
26	介護老人保健施設エスポート市川	高谷 3-1-20	○	○	×	○	×
27	介護老人保健施設サンシルバー市川	北方町 4-1460	×	○	○	×	×
28	介護老人保健施設サンセル市川	原木 2-13-8	○	○	○	○	×
29	介護老人保健施設ハートケア市川	奉免町 59-2	×	○	○	×	×
30	介護老人保健施設らいおんハート	柏井町 4-296-2	×	○	○	×	×
31	柏井デイサービスセンター	柏井町 4-229-4	×	○	○	×	×
32	行徳中央介護医療院	日之出 17-16	○	×	×	○	×
33	行徳リハビリディステーション	行徳駅前 2-10-19-1階	○	×	○	○	×
34	行徳翔裕園・行徳ケアハウス 翔裕園・行徳デイサービス翔裕園	末広 1-1-48	○	×	×	○	×
35	クアンド・リッコM 4	東菅野 3-32-25	○	○	○	○	×
36	グットタイムホーム・行徳	湊新田 2-7-10	○	×	○	○	×
37	グッドタイムホーム・南行徳	南行徳 1-14-5	○	×	×	○	×
38	くらしさ南行徳	南行徳 3-16-12	○	×	×	○	×
39	栗の木デイサービス	若宮 3-30-5	×	×	○	×	×
40	グループホーム たのしい家 本八幡	平田 1-1-19	×	○	○	○	×
41	グループホームきらら市川妙典	塩焼 4-14-22	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設3）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
42	グループホームきらら南行徳・小規模多機能きらら南行徳	南行徳 3-18-21	○	×	×	○	×
43	グループホームつどい「伊勢宿家」	伊勢宿 14-16	○	×	×	○	×
44	グループホームフィルハート市川大野	南大野 2-30-17	×	○	○	×	×
45	グループホーム市川	須和田 1-11-13	○	○	○	○	×
46	クローバーデイサービス市川	福栄 3-15-15 1階	○	×	○	○	×
47	ケアハウス ユリダイ	曾谷 5-27-3	×	○	○	○	×
48	ケアハウス市川	柏井町 4-306-1	×	○	○	×	×
49	ケアプラスホテル市川ステイ	東菅野 1-25-17	○	○	○	○	×
50	ケアフルクラブ・ジムフローラ	須和田 1-1-10	○	○	○	○	×
51	ケアホーム市川 デイサービス 紋(きずな)	北方 1-13-9	×	○	○	○	×
52	GENKINEXT 市川南行徳	福栄 1-22-1 ラピュタ南行徳 102	○	×	○	○	×
53	元気クラブ行徳	宝 2-1-30	○	×	○	○	×
54	言語デイサービスミカタ市川	堀之内 3-18-25 グリーンマノリアル 1階 2号	×	×	○	×	×
55	国府台デイサービスセンター	国府台 5-25-4	×	×	○	×	×
56	ご長寿クラブ市川デイサービスセンター	菅野 3-11-5	○	○	○	○	×
57	コンフォートフィオーレ曾谷・コンフォートエルバ曾谷	曾谷 5-2-12	×	○	×	○	×
58	さわやかデイサービス真間	真間 1-12-4 市川センタービル 3階	○	○	○	○	×
59	サンタのおうち	市川 3-27-23	○	○	×	×	×
60	小規模多機能ホームいきいきの家市川、グループホームいきいきの家市川	原木 2-16-17	○	○	○	○	×
61	しらぎく園通所介護事業所	東国分 1-21-22	○	○	○	○	×
62	親愛の家・グループホーム親愛	曾谷 4-4-10	×	○	○	×	○

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設4）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
63	親愛の丘市川ショートステイ・特別養護老人ホーム親愛の丘市川（ユニット型・従来型）・親愛の丘市川 デイサービス	原木 4-10-20	○	○	○	○	×
64	シンシア市川ショートステイ	柏井町 4-326-4	×	○	×	×	×
65	すがの親愛の家・すがの親愛ホーム	菅野 5-2-12	○	○	○	○	×
66	セントケア市川大和田・セントケアホーム市川大和田・セントケアショートステイ市川大和田・セントケア看護小規模市川大和田	大和田 5-6-5	○	○	×	○	×
67	曾谷カネヅカ ケアハウス	曾谷 2-26-3	×	×	○	×	×
68	そんぽの家市川	柏井町 1-1073	×	×	○	×	○
69	だんらんの家市川	下貝塚 2-18-20	×	×	×	×	○
70	だんらんの家菅野	平田 2-7-9	×	○	×	○	×
71	だんらんの家東菅野	東菅野 1-15-9	×	○	○	○	×
72	地域密着型デイサービスあしひなあ	北方 1-14-2 北方ビル	×	○	○	○	×
73	CHALLENGER	新浜 1-11-7	○	×	×	○	×
74	ツクイ市川にいはま	新浜 1-24-14	○	×	○	○	×
75	ツクイ市川宮久保	宮久保 5-17-6	×	○	○	○	×
76	つばさ式番館	本北方 1-9-11	○	○	○	○	×
77	つばさハウス	曾谷 6-3-1	○	○	○	○	×
78	デイサービスアットホーム	新田 5-10-23 神田ビル2階	×	×	×	○	×
79	デイサービス桜花乃郷国分の家	中国分 3-1-17	×	×	○	×	×
80	デイサービス絆本店	柏井町 3-173-5	×	○	○	×	×
81	デイサービス北方邸	北方町 4-2019-31	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設5）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
82	デイサービス「桑の実」中国分	中国分 1-15-7	×	×	○	×	×
83	デイサービスクローバー本八幡	新田 1-6-21 若葉ヴィラ 101	×	×	○	○	×
84	デイサービスケアリツツ妙典	塩焼 5-3-6 ケアリツツレジデンス妙典	○	×	○	○	×
85	デイサービス国分	国分 3-5-8	×	○	○	×	×
86	デイサービスココファン本八幡	大和田 1-13-8	○	○	○	○	×
87	デイサービス自由（休止中）	北国分 3-10-21	○	○	○	○	×
88	デイサービス真2	下貝塚 3-24-14	×	○	○	○	×
89	デイサービスすみれ	中国分 4-1-20	×	×	○	×	×
90	デイサービスすみれ式番館	中国分 2-5-3	×	×	○	×	×
91	デイサービスセンターくらしさ市川	市川 4-1-15	○	○	○	×	×
92	デイサービスセンターケアサポートいちかわ・ショートステイケアサポートいちかわ	南行徳 1-4-21	○	×	○	○	×
93	デイサービス ちえか村	行徳駅前 1-11-15	○	×	○	○	×
94	デイサービス テイクオフ	大野町 2-222 エスピワール 1階	×	×	○	×	○
95	デイサービスにじいろばる 市川	国府台 3-2-16	×	×	○	×	×
96	デイサービス妙典邸	妙典 4-10-7 エスピワール 1階	○	×	○	○	×
97	デイサービス躍三	須和田 2-1-22	○	○	○	○	×
98	デイサービスルミエフルール	新田 4-18-30	○	○	○	○	×
99	デイホームあいあい柏井	柏井町 3-168-15	×	○	○	×	×
100	デイホームアンダンテ	中国分 4-10-14	×	×	○	×	×
101	デイホームアンダンテⅡ	中国分 5-17-14	×	×	○	×	×
102	デイホームアンダンテ北方町	北方町 4-2341-8	×	×	○	×	×
103	トータルリハセンター市川大野	南大野 2-2-42 1階	×	○	○	○	×
104	特別養護老人ホーム市川あさひ荘・市川あさひ荘ショートステイ・市川あさひ荘デイサービスセンター	大町 537	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設6）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
105	特別養護老人ホーム市川ヒルズ	柏井町 4-312	×	○	×	×	×
106	特別養護老人ホーム清山荘	柏井町 4-314	×	○	×	×	×
107	特別養護老人ホーム太陽と緑の家・太陽と緑の家デイサービスセンター	大町 552	×	×	○	×	×
108	特別養護老人ホームナーシングホーム市川	柏井町 4-310	×	○	○	×	×
109	特別養護老人ホームなごみ	大町 442	×	×	○	×	×
110	特別養護老人ホーム広尾苑	広尾 2-3-1	×	×	×	○	×
111	特別養護老人ホームやわらぎの郷	大町 438-2	×	×	○	×	×
112	特別養護老人ホームレガーレ市川・レガーレ市川ショートステイ	柏井町 4-315	×	○	○	×	×
113	トライ行徳	行徳駅前 1-6-15	○	×	○	○	×
114	トレーニング・デイサービス林檎館	伊勢宿 18-6 ユニオンコ-ボ	○	×	×	○	×
115	中山デイサービスセンター	中山 1-2-1	×	×	○	×	×
116	ニッケあすも市川	鬼高 2-20-25	○	○	○	○	×
117	ニッケつどい市川	鬼高 2-20-25	○	○	○	○	×
118	ニッケてとて市川	北方 1-3-7	×	○	○	○	×
119	ハートフル北国分	堀之内 3-23-13 メルベーユ堀之内 2b	×	×	○	×	×
120	ハートフル北国分半日	堀之内 3-23-13 メルベーユ堀之内 3a	×	×	○	×	×
121	ハイタウン塩浜デイサービス	塩浜 4-2-3-106、107	×	×	×	○	×
122	ぱすてるデイサービス東菅野	東菅野 4-14-4	○	○	○	○	×
123	バランスルーム分室	市川 4-10-25 アヴァンス 1 階	○	○	○	×	×
124	東菅野デイサービスセンター	東菅野 3-21-11	○	○	○	○	×
125	ひばりデイサービス市川	広尾 1-5-17 ガーデンテラス市川 1 階	○	×	○	○	×
126	ひばりデイサービス南行徳	相之川 1-13-20 パークテラス南行徳 1 階	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設7）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
127	ヒューマンライフケア市川真間の宿・ヒューマンライフケア市川真間グループホーム	真間 5-15-13	×	○	○	×	×
128	ファミリア市川	東国分 1-30-12 フローライト市川 102号	○	○	○	○	×
129	フィットネス hope 市川	市川南 1-1-8 市川サンハイツ 211	○	○	○	○	×
130	フィットネス笑楽	南大野 2-4-43	×	○	○	○	×
131	ブランシール市川	市川南 1-1-1	○	○	○	○	×
132	ベストステージ市川	東菅野 2-21-2	○	○	○	○	×
133	ベストステージ行徳	行徳駅前 3-8-2	○	×	○	○	×
134	ベストステージ新田	新田 3-25-8	○	○	○	○	×
135	ベストステージ南行徳	南行徳 3-13-8	○	×	×	○	×
136	ベストライフ市川	田尻 4-12-5	○	○	○	○	×
137	ほっとミルク市川国分（休止中）	国分 2-8-14	×	○	○	×	×
138	ほっとミルク市川塩焼さくら物語	塩焼 5-14-15	○	×	○	○	×
139	ポピinz京葉デイサービスいちかわ	市川南 1-1-1 ザ・タワ-ズイ-スト 212	○	○	○	○	×
140	ポラリスデイサービスセンター市川大和田	大和田 2-21-4	○	○	×	○	×
141	ポラリスデイサービスセンター本北方	本北方 2-27-8	×	○	○	○	×
142	ホワイト市川ショートステイサービス・特別養護老人ホームホワイト市川・ホワイト市川デイサービスセンター	高谷 1854	○	○	×	○	×
143	まどか南行徳	相之川 3-9-11	○	×	×	○	×
144	まどか本八幡	南八幡 2-19-14	○	○	○	○	×
145	まどか本八幡東	南八幡 1-23-14	○	○	○	○	×
146	南八幡デイサービスセンター	南八幡 5-20-3	○	○	○	○	×
147	ミモザ市川国分	国分 2-9-10	×	○	○	×	×
148	杜の樹デイサービス・行徳駅前	行徳駅前 2-25-6	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

- 江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域
- 高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)
- 土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2-23 浸水想定区域内の施設一覧（高齢者施設8）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
149	杜のリハイ・行徳駅前	行徳駅前 1-13-4 小林ビル1階	○	×	×	○	×
150	やすらぎ デイホーム オリーブの木	大町 102-8	×	×	○	×	×
151	らいおんハートリハビリデイサービス市川	市川 2-22-7	○	○	×	○	×
152	らいおんハートリハビリ温泉ショートステイ	押切 3-7	○	×	×	○	×
153	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス未広	未広 2-15-16	○	×	○	○	×
154	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス妙典	妙典 5-14-4 ライツ妙典 1階	○	×	○	○	×
155	リアンレーヴ市川	大町 564	×	×	○	×	×
156	リハビリデイサービス n a g o m i 市川北店	国分 2-21-17	×	○	○	○	×
157	リハビリデイサービスバランスルーム（休止中）	市川 1-16-20 グリンタ-フ市川 2階	○	○	○	○	×
158	リハビリデイサービス Mahalo	平田 2-4-21	×	○	×	○	×
159	リハビリデイセンターゆずの樹 大野店	南大野 3-20-5	×	○	○	×	×
160	リハビリデイセンターゆずの樹 稲越店	稻越 2-9-14	×	○	○	×	×
161	リハライフ市川	北方 1-12-9 ジュネス八幡 1階	×	○	○	○	×
162	レガーレ市川デイサービスセンター	柏井町 4-315	×	○	×	×	×
163	レコードブック市川駅前	市川南 3-14-16	○	○	○	○	×
164	レツツ倶楽部・行徳	入船 6-25-102 ピュア入船	○	×	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2-23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設1）

令和7年4月1日 現在

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
1	あいむほーむ	欠真間 1-10-12 グリーンターフ南行徳	○	×	×	○	×
2	あいむほーむ2	欠真間 1-10-12 グリーンターフ南行徳	○	×	×	○	×
3	あいむほーむサテライト	南行徳 2-21-2 コスモハウスB6	○	×	○	○	×
4	あいむほーむサテライト Part 2	欠真間 1-17-22 エスピワール	○	×	×	○	×
5	あいむほーむ広尾	広尾 1-5-18 アーバンコート南行徳	○	×	○	○	×
6	アウル	八幡 3-27-22-5階	×	○	○	○	×
7	あおば・楽居	中国分 1-2-1	×	×	○	×	×
8	あこる	本北方 1-47-15	×	○	○	○	×
9	あざみ	北方 1-23-9	×	○	○	○	×
10	紫陽花の家	塩焼 4-3-15	○	×	○	○	×
11	アビリティーズジャスコ南行徳センター	新井 3-4-3 南行徳 K2ビル2階	○	×	×	○	×
12	ありの実村 ショートステイ	大和田 5-2-21 大和田コート3階5号室	○	○	○	○	×
13	市川なぎさの家	稻荷木 2-5-16 2階	○	○	○	○	×
14	市川八幡寮	八幡 5-20-20	×	○	○	○	×
15	一花	曾谷 6-26-17	×	○	×	○	×
16	いぶき	南大野 3-8-18	×	○	×	×	×
17	いまるホーム南行徳	欠真間 2-2-20	○	×	×	○	×
18	WADE ホーム	本北方 1-9-3	○	○	○	○	×
19	ウェーブ	富浜 2-10-18	○	×	○	○	×
20	エヌフィットキャリアカレッジ	行徳駅前 1-22-19 フェイスタワー2階	○	×	○	○	×
21	えふ	新田 5-14-11	○	○	○	○	×
22	おおぞら	原木 1-19-21 福田ビル2階	○	○	×	○	×
23	大村病院	南八幡四丁目 14番2号	○	○	○	○	×
24	オリーブの葉っぱ市川事業所	市川一丁目9番11号 サン市川ハイツ404	○	○	×	○	×
25	おりひめ・ひこぼし	東国分 1-11-13	×	○	×	○	×
26	おんぶ	北方 1-23-7	×	○	○	○	×
27	かしわい苑	柏井町 3-637-1	×	×	○	×	×
28	からりす	南大野 2-26-30	×	○	×	×	×
29	がんば夢茶房	八幡 3-28-23 本八幡イーストビル4階	×	○	○	○	×
30	ギャラリー 霧晴	新田 5-9-11 旭ビル201	○	○	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設2）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
31	クラブハウス For us	市川 3-28-5-201	○	○	×	○	×
32	グループホーム クローバー	八幡 6-34-14	○	○	×	○	×
33	グループホーム チャイブ	大和田 2-2-9	○	○	×	○	×
34	グループホーム ワンコといっしょ市川大野	大野町 4-3215-8	×	×	○	×	×
35	グループホームなないろ	曾谷 6-27-31	○	○	○	○	×
36	グループホームはやて	稻越 2-9-14-205	×	○	○	×	×
37	グループホームビートル南八幡	南八幡 5-12-21	○	○	○	○	×
38	CocorportCollege 市川駅前キャンパス	市川 1-9-11 サン市川ハイツ 305	○	○	×	○	×
39	Cocorport 本八幡 Office	八幡 2-7-20 富士物産本社ビル 1階	○	×	○	○	×
40	こころの相談支援センター	市川南三丁目 14番 16号市川パークハウス B-S2	○	○	○	○	×
41	心ほっと市川	八幡 3-22-16 ヴィラ市川	×	○	×	○	×
42	小僧寿し 市川大野	南大野 3-22-31	×	○	○	×	×
43	咲楽苑	柏井町 2-746-1	×	×	○	×	×
44	里見工房	国府台 5-9-2	×	×	×	○	×
45	サンワークL事業所（ぱれっと）	柏井町 2-1452-5	×	×	○	×	×
46	サンワークL事業所（ふわふわ）	北方 1-9-9	×	○	×	○	×
47	サンワークぴあ	北方 1-15-5	×	○	○	○	×
48	サンワークぱると	大野町 2-183-1	×	×	○	×	×
49	19工房／きのこ栽培農園	大野町 3-1816-5	×	×	○	×	×
50	就労移行 I Tスクール行徳駅前店	行徳駅前 2-17-2 T・NKビル 4階	○	×	○	○	×
51	就労移行支援事業所かいと行徳	行徳駅前 1-22-16 ハイブリッジビル 4F・5F	○	×	○	○	×
52	就労継続支援 B型事業所 NeoWork 行徳	塩焼 3-3-14	○	×	×	○	×
53	就労支援 伸栄学習会	南行徳 3-4-10M Kビル 2F	○	×	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2-23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設3）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
54	障がい者グループホーム NIKI terrace	北方町4丁目1825番地10	×	×	○	×	×
55	障害者グループホーム ユニティ行徳	末広1-17-15	○	×	○	○	×
56	障がい者グループホームメティラボ	田尻4-9-35	○	○	○	○	×
57	ジョブズクラブ・フローラ	市川1-8-2 市川駅前ビル6階	○	○	×	○	×
58	伸栄 自然派おかし研究所 原木中山	鬼高3丁目33-8-1	○	○	○	○	×
59	すがの親愛の家	菅野5-2-12	○	○	○	○	×
60	スクラム	宝1-5-17	○	×	○	○	×
61	スタジオほっとハート市川	大和田1-2-16-101/102	○	○	○	○	×
62	ステップ	入船4-19	○	×	×	○	×
63	ステップス市川ホーム	新田1-17-14	×	×	○	○	×
64	スマイルファミリー	北方一丁目23番8号	×	○	○	×	×
65	生活介護事業所花*コレット	本北方1-27-9	×	○	○	○	×
66	生活介護事業所れんげ	国府台3-4-21	×	×	○	×	×
67	総活躍 市川	塩浜4-2-3-110	×	×	×	○	×
68	相談支援事業所スマイル	欠真間2-23-18 セゾンドヴァンヴェール101号室	○	×	○	○	×
69	相談支援事業所セレン	本行徳1266-1	×	×	×	○	×
70	そらな	原木1-19-22 福田ハイツ1階	○	○	×	○	×
71	第1レンコンの家	下新宿10-7	○	×	×	○	×
72	第3レンコンの家	行徳駅前4-2-1 マンションニュー行徳2-101	○	×	○	○	×
73	大地	曾谷7-11-1	×	○	○	○	×
74	第2レンコンの家	妙典3-3-14 NKコト1階	○	×	×	○	×
75	第4レンコンの家	下新宿22-6	○	×	×	○	×
76	タオ市川	大野町3-126-3	×	×	○	×	×
77	短期入所事業所やまぶき園	奉免町191-2	×	○	×	×	×
78	地域生活支援センターC an	柏井町3-637-4	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設4）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
79	CHALLENGER	新浜 1-11-7	○	×	○	○	×
80	T U B U P L A N	本北方 3-16-1	×	×	○	×	○
81	ティー・オリーブ	中国分 2-16-26	×	×	○	×	×
82	Tetoria 本八幡	南八幡 5-1-2 本八幡駅前ビル 4 階	○	○	×	○	×
83	とまり木ふあ～む	新井 2 丁目 21-2 美鈴ビル 1F	○	×	○	○	×
84	ドンと来い 市川	市川 4-5-1	○	○	○	○	×
85	ハーモニー	若宮 3-30-3	×	×	○	×	×
86	ハーモニー・レンコン	本塙 11-30	○	×	×	○	×
87	パステル	鬼越 1-23-2	×	○	×	×	×
88	ハピネス行徳	塩焼 1-10-13-101	○	×	○	○	×
89	ハピネス行徳 そると	塩焼 2-3-28	○	×	○	○	×
90	華楽居	大野町 1-495-8	×	×	○	×	○
91	パレット行徳	湊 15-8 2 階	○	×	×	○	×
92	ピアてらす	塩焼 2-13-15	○	×	○	○	×
93	ビーあるふあ	須和田 1-7-5	○	○	○	○	×
94	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川大野	大野町 2 丁目 645-1	×	×	○	×	×
95	ビーふらつと	須和田 1-7-5	○	○	○	○	×
96	Beans works 行徳	湊新田 2 丁目 1-1 西田ビル 2F	○	×	○	○	×
97	ぴっころ	鬼高 1-1-4 生涯学習センタ-	○	○	×	○	×
98	ビルド	市川 1-3-18 SRビル市川 2 階	○	×	○	○	×
99	フォルテ行徳	本行徳 1-5	○	×	×	○	×
100	福祉支援の家ビーいちかわ	須和田 1-7-21	○	○	○	○	×
101	フューチャービジョン市川宮久保ハウス	宮久保 3-17-3	○	○	○	○	×
102	Blue international	堀之内 2-28-18	×	×	○	×	×
103	ふれんど舎	湊 6-6 ジュネパレス市川 101	○	×	○	○	×
104	ふろーむひあ・ボンド	南大野 3-23-4	×	○	×	×	×
105	PLAY	平田 2-4-27	×	×	×	○	×
106	ホーム・レンコン	高谷 2-15-7	○	○	○	○	×
107	ほっとハートピアリズム	新田 3-12-3-101・102	○	○	○	○	×
108	ほっとハートプラス	新田 3-10-12	○	○	○	○	×
109	ほっとハートらいふ	新田 3-14-22	○	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設 5）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
110	ほっとハート憩	新田 2-14-6	○	○	○	○	×
111	ほっとハート鋼	新田 3-10-12	○	○	○	○	×
112	ほっとハート自立生活援助事業所 リンク	新田 3-12-3-102	○	○	×	○	×
113	穂香相談支援事業所	南大野 1-10-5	×	○	○	○	×
114	ぽれぽれ	福栄 1-10-20	○	×	○	○	×
115	マインドセット南行徳	南行徳 1-22-4 アネックス信太 3-3 階	○	×	×	○	×
116	manaby 行徳駅前事業所	行徳駅前 1-27-17 行徳メディカルプラザビル 6 階	○	×	×	○	×
117	みつ星	南大野 3-18-15 101・102・201・202	×	○	○	×	×
118	南八幡メンタルサポートセンター	南八幡 5-20-3 勤労福祉会館分館敷地内	○	○	○	○	×
119	南八幡ワークス	南八幡 5-20-3	○	○	○	○	×
120	みらいず行徳	行徳駅前 1-1-8 ポートレート 1 階	○	×	×	○	×
121	ミライホーム千葉	相之川 1-21-23 プライムリバティ南行徳 101 号室	○	×	×	○	×
122	むうんはあと市川	市川 3-29-7 KSビル 1 階	○	○	×	○	×
123	明松園	中国分 2-17-21	×	×	○	×	×
124	MATE ホーム	本北方 1-27-13	×	○	○	○	×
125	メープル・レンコン	日之出 8-7	○	×	×	○	×
126	メサウェル市川	大野町 2-234 市川大野宇田ビル 1 階	×	×	○	×	×
127	メロディーフラッグ	大野町 3-121 棚屋ビル 201	×	×	○	×	×
128	もこ	中山 3-9-4	×	×	○	×	×
129	MOLE ホーム	本北方 1-9-3	○	○	○	○	×
130	やまぶき園	奉免町 191-2	×	○	○	×	×
131	八幡学園	本北方 3-13-11	×	×	×	×	○
132	ユースキャリアセンター フラッグ	市川 1-12-20 トノハタビル	×	○	×	○	×
133	ライフフィールド Nine 広尾	広尾 1-4-18 アーバンコート南行徳Ⅱ 101 号室	○	×	○	○	×
134	梨香園	大野町 3-2146-2	×	○	○	○	×
135	梨香園 単独短期棟	大野町 3-2146-2	×	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2-23 浸水想定区域内の施設一覧（障がい者施設6）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
136	LITALICO ワークス行徳	行徳駅前 2-1-10 行徳トシオビル 4 階	○	×	○	○	×
137	リハスクワード南行徳	南行徳 1 丁目 9 番 15 号 卓ビル南行徳 1 階	○	×	○	○	×
138	リビットはうす市川大野	大野町 4 丁目 2213-1	×	○	×	×	○
139	Liberte 宮久保	宮久保 3-11-21	○	○	○	○	×
140	リボン グループホーム 市川	下貝塚 2-16-6	×	×	○	×	×
141	リボン本八幡駅前校	八幡 2-16-15-501	○	○	○	○	×
142	リリーフ・レンコン	河原 8-3	○	×	○	○	×
143	レスパイトハウスレッツ・レンコン	高谷 2-15-7	○	○	○	○	×
144	わおん障がい者グループホーム国府台	市川 3-19-20	○	○	○	○	×
145	わおん障がい者グループホーム市川大野	大野町 4-2213-1	×	○	×	×	○
146	わおん障がい者グループホーム市川大野短期入所	大野町 4-2213-1	×	○	×	×	○
147	ワカバ南行徳	相之川 4-6-18 YKビル 3 階	○	×	×	○	×
148	ワカミエ 若美家	若宮 3-32-8	×	×	○	×	×
149	ワンネス市川	平田 1-10-15 レジデンス市川 1 階	×	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設1）

令和7年4月1日 現在

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
1	相之川こども館	相之川 1-3-7 南行徳公民館内	○	×	○	○	×
2	あいりすえん	相之川 4-6-6 2階 2号室	○	×	○	○	×
3	新井親子つどいの広場	新井 3-31-1 新井地域ふれあい館内	○	×	○	○	×
4	市川こども館	市川 2-33-6	×	○	×	○	×
5	市川市あおぞらキッズ	大洲 4-18-3	○	○	○	○	×
6	市川市おひさまキッズ	大洲 4-18-3	○	○	○	○	×
7	市川市そよかぜキッズ	稲荷木 1-14-1	○	○	×	○	×
8	いちごハート	大和田 1-4-10	○	○	×	○	×
9	エメファミーユ市川国府台	市川 4-5-10	○	○	○	×	×
10	大洲こども館	大洲 4-18-3 こども発達センター内	○	○	○	○	×
11	オハイアリイ	南大野 1-1-26	×	○	○	○	×
12	オハイアリイ レイ	南大野 1-1-11 3階	×	○	○	○	×
13	Ohana(オハナ)本八幡	南八幡 1-22-3	○	○	○	○	×
14	学習サポート scrumPLUS 千葉市川校	新田 4-5-17 ガーネットトラスト 101	○	○	○	○	×
15	カップケーキいちかわおおの	千葉県市川市南大野 1-38-2	×	○	○	×	×
16	K's garden 天子の森 市 川駅前校	市川 1-3-2 グランクルーアサミ 1階	×	×	×	○	×
17	キッズランド 南行徳教室	新井 3-16-29-205	○	×	×	○	×
18	キッズランド 南行徳駅前教 室	南行徳 3-1-2 宮崎ビル 202号室	○	×	×	○	×
19	キッズランド市川教室	行徳駅前 1-1-1	○	×	○	○	×
20	グローバルキッズメソッド 100	大野町 4-2191-1	×	×	○	×	×
21	グローバルキッズメソッド 134	堀之内 3-18-1	×	×	○	×	×
22	ここてらす市川	東菅野 2-19-1	○	○	○	○	×
23	言葉のにわー行徳駅前ー	行徳駅前 2-22-2	○	×	×	○	×
24	言葉のにわー宝ー	宝 2-10-18-103	○	×	○	○	×
25	言葉のにわー②ー	宝 2-10-18-105	○	×	○	○	×
26	こどもプラス市川教室	市川 3-29-9	○	○	○	○	×
27	こどもプラス行徳駅前教室	行徳駅前 1-22-18-2	○	×	○	○	×
28	こどもプラス行徳教室	南行徳 4-10-21	○	×	○	○	×
29	こどもプラス国府台	市川 3-29-9 N-stage 国府台 1階	○	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設2）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
30	こども発達支援センターやわた	本北方 3-13-11	×	×	×	×	○
31	このこのリーフ本八幡教室	平田 2-5-4 ジェイワジャパンビル 3階	×	○	○	○	×
32	こばんはうすくら行徳駅前教室	行徳駅前 1-27-19 2F	○	×	×	○	×
33	コペルプラス行徳教室	行徳駅前 2-7-1 遠藤ビル 304	○	×	×	○	×
34	コペルプラス本八幡教室	八幡 3-13-4 壱番館 102	×	○	×	○	×
35	コラゾン本八幡	八幡 2-16-15 本八幡駅西口ビル 705	○	○	○	○	×
36	コンブリオ第三事業所	富浜 2-12-18 KIYビル 1階 A	○	×	○	○	×
37	塩浜こども館	塩浜 4-3 ハイタウン塩浜 1号棟 103	×	×	×	○	×
38	児童デイサービス コンブリオ	富浜 2-12-18 KIYビル 2階 B	○	×	○	○	×
39	児童デイサービス まはろ南行徳	相之川 4-2-16-102	○	×	○	○	×
40	児童デイサービスまはろ市川鬼高	鬼高 2-15-8	○	○	○	○	×
41	児童デイほつと	塩焼 3-11-3-101	○	×	○	○	×
42	児童デイほつと塩浜	塩浜 4-2 ハイタウン塩浜団地 8-107	×	×	×	○	×
43	児童発達支援 放課後等デイサービス はぴねす本八幡	平田 3-8-19	○	○	○	○	×
44	児童発達支援・放課後等デイサービス アイピック市川	本北方 2-13-6	×	○	○	○	×
45	児童発達支援・放課後等デイサービス サンライズキッズ	相之川 1-8-1-1 1 3号	○	×	×	○	×
46	児童発達支援ホップ	千葉県市川市鬼越 1丁目 15番 20号	×	×	○	○	×
47	児童発達支援みかんのき妙典教室	塩焼 1-2-29 第一萩原ビル 1階	○	×	○	○	×
48	十彩 (といろ)	柏井町 2-746-1	×	×	○	×	×
49	重症心身障害児放課後等デイサービスリラ	国府台 3-4-21	×	×	○	×	×
50	昭和学院もこもこ・こどもセンター	東菅野 2-17-1 昭和学院短期大学内	○	○	×	○	×
51	伸栄学習会 相之川教室	相之川 1-17-18	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設3）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
52	伸栄学習会 原木中山教室	原木 1-8-8-2 階	○	○	○	○	×
53	伸栄学習会 南行徳教室	南行徳 3-4-10-2 階	○	×	○	○	×
54	伸栄学習会 妙典 5 丁目教室	妙典 5-17-19-2 階	○	×	○	○	×
55	伸栄学習会 妙典教室	塩焼 2-2-75 サイドパ-ク S1 階	○	×	○	○	×
56	伸栄学習会 わかばの子	妙典 5-17-19-1 階	○	×	○	○	×
57	信篤こども館	高谷 1-8-1 信篤公民館内	○	○	○	○	×
58	末広親子つどいの広場	末広 1-1-31	○	×	○	○	×
59	すくすく原木中山きつずサポート	高谷 2-15-16	○	○	○	○	×
60	スタジオプラス p l u s + 本八幡教室	八幡 3-8-19 第9モリビル3階	×	○	×	○	×
61	スタジオプラス p l u s + 市川中央教室	市川 1-9-1AKIOビル4階	○	○	×	○	×
62	スタジオプラス p l u s + 市川駅前教室	市川 1-11-8 ルミノツ市川4階	○	○	×	○	×
63	スマートキッズジュニア行徳	行徳駅前 1-3-12 太卫門ビル 202	○	×	○	○	×
64	スマートキッズジュニア南行徳	南行徳 1-20-3-2	○	×	○	○	×
65	スマートキッズジュニア本八幡	八幡 3-11-22 サニコト八幡 101	×	○	×	○	×
66	スマートキッズソリス行徳	湊新田 1-9-18 ジョイエノモト 101	○	×	×	○	×
67	スマートキッズプラス本八幡	南八幡 4-17-19	○	○	×	○	×
68	セレン学園	本行徳 1266-2	○	×	×	○	×
69	曾谷こども館	曾谷 6-25-5 曾谷公民館内	×	○	○	○	×
70	多機能型事業所ぶれも・市川ラボ	東菅野 2-12-6	○	○	○	○	×
71	多機能型児童デイのんのん	湊 15-12	○	×	○	○	×
72	田尻こども館	田尻 4-13-3 いきいきセンタ-田尻内	○	○	○	○	×
73	地域の学び舎「プラット」	平田 2-8-1	×	○	×	○	×
74	中央こども館	鬼高 1-1-4 生涯学習センタ-内	○	○	×	○	×
75	ティーンズ本八幡	八幡 1-16-2-203	○	○	○	○	×
76	てらぴあばけっと市川行徳教室	行徳駅前 2-9-26	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設4）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
77	中国分こども館	中国分 2-13-8 西部公民館内	×	×	○	×	×
78	なないろ	行徳駅前 2-1-1 フィエスタ行徳 2階	○	×	○	○	×
79	新浜親子つどいの広場	新浜 1-26-1 南新浜小学校内	○	×	×	○	×
80	にじいろデイズ市川新田	新田 2-29-4-103	○	○	○	○	×
81	入園・入学準備教室クラス	新井 3-28-11	○	×	○	○	×
82	ハーモニー	若宮 3-30-3	×	×	○	×	×
83	発達療育レンテ市川	平田 2-22-5	×	×	×	○	×
84	ハッピーテラス本八幡教室	八幡 3-29-25 市川八幡ビル 2階	×	○	○	○	×
85	ハッピーテラス本八幡第二教室	八幡 3-29-25-2	×	○	○	○	×
86	ハビー本八幡北口教室	八幡 2-5-20-4 階	×	○	○	○	×
87	ハビー本八幡南口教室	南八幡 3-12-21MC 本八幡 3階	○	○	○	○	×
88	陽（ひだまり）	柏井町 3-637-1	×	×	○	×	×
89	ひまわり	本北方 3-13-11	×	×	×	×	○
90	ファミリー・サポリート・センター（大洲本部）	大洲 1-18-1 急病診療・ふれあいセンタ-2階	○	○	○	○	×
91	フォレストキッズ行徳教室	行徳駅前 2-8-3Y'Sビル 201	○	×	×	○	×
92	ふれあい児童発達支援・放課後等デイサービス南行徳教室	千葉県市川市相之川 2-14-19 レジエンド相之川	○	×	○	○	×
93	ふれあい児童発達支援・放課後等デイサービス妙典教室	富浜 2-3-17	○	×	○	○	×
94	ふれあい児童発達支援・放課後等デイサービス浦安教室	新井 2-21-2-102	○	×	○	○	×
95	ふれあい児童発達支援・放課後等デイサービス市川行徳教室	香取 1-4-6 ハッピーマンション香取 1階	○	×	○	○	×
96	ブロッサムジュニア市川大野教室	南大野 2-30-17	×	○	○	×	×
97	放課後デイサービス GRIP キッズ市川大野校	大野町 2-113 2階	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設5）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
98	放課後デイサービス GRIP キッズ行徳校	押切 20-3 2階	○	×	○	○	×
99	放課後デイサービス Grip キッズ南行徳校	相之川 2-5-3	○	×	○	○	×
100	放課後デイサービス寺子屋	曾谷 7-29-10	×	○	○	○	×
101	放課後等デイサービス ウィズ市川新浜	新浜 1-21-1	○	×	○	○	×
102	放課後等デイサービス ウィズ行徳駅前	行徳駅前 2-21-11 2階	○	×	×	○	×
103	放課後等デイサービス キラミラ	相之川 4-11-22-B	○	×	×	○	×
104	放課後等デイサービスキラミラ行徳店	行徳駅前 2-9-26 2001ビル B101	○	×	○	○	×
105	放課後等デイサービス・ハクナマタタ	国分 7-12-5	×	○	○	×	×
106	放課後等デイサービスホップ	鬼越 1-15-20	×	×	○	○	×
107	放課後等デイサービスラン	市川 4-6-8 にしやまビル 1階	○	○	○	○	×
108	ぽぽろハウス	新田 1-16-17	○	○	○	○	×
109	まなびの森キラリ本八幡	南八幡 1-19-18 2F	○	○	○	○	×
110	美咲園	原木 4-3-5	○	○	○	○	×
111	南八幡こども館	南八幡 2-20-1 勤労福祉センター内	○	○	○	○	×
112	妙典親子つどいの広場	本行徳 1266-1 妙典こども地域交流館内	○	×	×	○	×
113	妙典こども地域交流館	本行徳 1266-1	○	×	×	○	×
114	メリーほっと	塩焼 2-2-65 1階	○	×	○	○	×
115	本北方こども館	本北方 3-19-16 東部公民館内	○	×	○	×	×
116	八幡親子つどいの広場	八幡 4-2-1 八幡市民交流館内	×	○	○	○	×
117	結(ゆい)	堀之内 5-7-7	×	○	○	×	×
118	らいおんハート遊びリテーション児童デイ行徳	行徳駅前 2-10-1 2階	○	×	○	○	×
119	らいおんハート遊びリテーション児童デイ原木中山	原木 2-1-6	○	○	×	○	×

### 【災害種別の略称】

- 江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域  
 ○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（児童福祉施設6）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
120	らいおんハートからだの児童 デイサービス	相之川 4-10-22	○	×	○	○	×
121	らいおんハートからだの児童 デイサービス AS	欠真間 2-14-8-101・102	○	×	○	○	×
124	ラポール市川	真間 2-24-23	○	○	○	○	×
125	リエゾン市川行徳	行徳駅前 1-27-17 4階	○	×	×	○	×
126	リエゾン本八幡	八幡2丁目16番15号本八幡駅西口 ビル705	○	○	○	○	×
127	LITALICO ジュニア行徳教 室	行徳駅前 1-13-4 2階	○	×	×	○	×
128	LITALICO ジュニア本八幡 教室	南八幡 4-7-12 ラ・パシフィックビル B・9階	○	○	○	○	×
129	わくわく GATE なんぎょう learning+	南行徳 1-11-23	○	×	○	○	×
130	運動・学習による子供自立 支援教室あんしんキッズ	妙典 4-5-1 クレストコト 1階	○	×	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（幼稚園1）

令和7年4月1日 現在

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
1	アンデルセン幼稚園	堀之内 1-9-17	×	○	○	×	×
2	市川学園第2幼稚園	東菅野 4-13-1	○	○	○	○	×
3	市川学園幼稚園	八幡 5-1-10	×	○	○	○	×
4	市川聖マリヤ幼稚園	八幡 3-19-12	×	○	×	○	×
5	市立大洲幼稚園	大洲 4-3-12	○	○	○	○	×
6	市立塩焼幼稚園	塩焼 5-9-1	○	×	○	○	×
7	市立信篤幼稚園	高谷 1-8-1	○	○	○	○	×
8	市立新浜幼稚園	行徳駅前 4-5-2	○	×	○	○	×
9	市立南行徳幼稚園	欠真間 1-6-15	○	×	○	○	×
10	市立百合台幼稚園	曾谷 6-10-1	○	○	○	○	×
11	いなほ幼稚園	国分 3-4-12	×	○	○	×	×
12	大町不二幼稚園	大町 103	×	×	○	×	×
13	共立幼稚園	新田 4-15-27	○	○	○	○	×
14	国府台文化幼稚園（休園中）	中国分 3-6-24	×	×	○	×	×
15	三愛幼稚園	東国分 1-20-12	○	○	×	○	×
16	塩浜幼稚園	塩浜 4-2-28-101	×	×	×	○	×
17	自然幼稚園	市川 1-24-21	×	×	×	○	×
18	昭和学院幼稚園	宮久保 1-3-8	○	○	○	○	×
19	白菊幼稚園	南八幡 3-15-1	○	○	○	○	×
20	ソフィア幼稚園	稲荷木 3-22-5	○	○	×	○	×
21	曾谷幼稚園	曾谷 1-4-1	×	×	○	×	×
22	築葉根幼稚園	北方町 4-2171	×	○	○	×	×
23	つくし幼稚園	大和田 3-3-3	○	○	×	○	×
24	富貴島幼稚園	八幡 6-12-12	○	○	○	○	×
25	認定こども園アイリス幼稚園	北方 2-29-9	○	○	○	○	×
26	原木幼稚園	原木 1-8-1	○	○	○	○	×
27	東浜幼稚園	行徳駅前 3-12-14	○	×	○	○	×
28	日出学園幼稚園	菅野 2-21-12	×	○	×	×	×
29	真間山幼稚園	真間 4-9-1	×	×	○	×	×
30	みどり幼稚園	中山 3-10-4	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

- 江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域
- 内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

- 高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)
- 土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（幼稚園2）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
31	宮久保幼稚園	宮久保 6-7-2	×	×	○	×	×
32	幼保連携型認定こども園鬼高幼稚園	鬼高 3-14-18	○	○	○	○	×
33	幼保連携型認定こども園須和田幼稚園	須和田 1-20-3	○	○	○	○	×
34	わかたけ幼稚園	北方町 4-1798	×	×	○	×	×
35	和光幼稚園	相之川 2-12-28	○	×	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所 1）

令和7年4月1日 現在

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
1	AIAI NURSERY 中国分	中国分 3-3-1	×	×	○	×	×
2	AIAI NURSERY 菅野駅前	平田 2-11-16	×	○	×	○	×
3	AIAI NURSERY 菅野六丁目	菅野 6-19-13	○	○	○	○	×
4	AIAI NURSERY 本八幡	八幡 3-9-21	○	○	○	○	×
5	AIAI NURSERY 妙典一丁目	妙典 1-8-19	○	×	○	○	×
6	AIAI NURSERY 妙典五丁目	妙典 5-9-11	○	×	×	○	×
7	AIAI NURSERY 妙典六丁目	妙典 6-5-23	○	×	○	○	×
8	愛泉保育園	幸 2-8-17	○	×	×	○	×
9	あじさい保育園	妙典 5-12-16	○	×	○	○	×
10	アスク行徳保育園	行徳駅前 1-5-14	○	×	○	○	×
11	アスク本八幡保育園	大和田 1-5-2	○	○	×	○	×
12	あつた家庭的保育	下貝塚 3-31-5	×	○	○	○	×
13	アップルナースリー保育園	相之川 4-3-1 パークサイド 南行徳 1 階	○	×	○	○	×
14	アップルナースリー保育園分園	相之川 4-3-1 パークサイド 南行徳 1 階	○	×	○	○	×
15	新井保育園	新井 2-1-21	○	×	○	○	×
16	ありのみ保育園	下貝塚 1-3-23	×	×	○	×	×
17	アルタキッズ妙典園	富浜 2-7-2	○	×	○	○	×
18	&KIDS いろいろはほいくえん	市川 1-13-32 ブラザ・ウイステリアアネックス	○	○	○	○	×
19	incipit 保育園	南行徳 1-12-7 メゾンラクシユミ-101 号	○	×	○	○	×
20	e-こども園	南八幡 4-14-4e-STEP1 階	○	○	×	○	×
21	e-こども園（分園）	南八幡 4-14-4e-STEP2 階	○	○	×	○	×
22	育脳保育園みらいっぽ市川南	市川南 3-3-10	○	○	○	○	×
23	いずみ認定こども園	南行徳 2-5-1	○	×	○	○	×
24	市川大野ナーサリースクール	大野町 3-1438-1	×	×	○	×	×
25	市川かえで保育園	菅野 5-10-1 エクセレントタウン市川 1 階	○	○	○	○	×
26	市川キッズステーション	市川南 1-10-1 ザ・タワーズウェスト 3 階	○	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所2）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
27	市川さんさん保育園	新田 2-31-25 SAP ICHIKAWA 1階	○	○	○	○	×
28	市川南大野雲母保育園	南大野 1-22-11	×	○	×	×	×
29	市川富浜雲母保育園	富浜 2-3-18	○	×	○	○	×
30	市川どろんこ保育園	鬼越 2-18-17	○	○	×	○	×
31	市川梨の花保育園	北方町 4-2215-1	×	×	○	×	×
32	市川なないろ保育園	新田 3-15-5	○	○	○	○	×
33	市川原木中山雲母保育園	高谷 2-5-5	○	○	○	○	×
34	市川保育園	市川 2-24-12	○	○	×	○	×
35	市川南はっぴー保育園	市川南 1-2-7	○	○	○	○	×
36	市川南保育園	市川南 4-1-15	○	○	×	○	×
37	市川妙典雲母保育園	妙典 4-16-16	○	×	○	○	×
38	市川みんと保育園	市川 1-5-12 ラクラス市川 1階	○	○	○	○	×
39	市川本八幡雲母保育園	南八幡 3-12-9 Calme 南八幡	○	○	○	○	×
40	いろはな保育園本八幡北	八幡 2-8-10	○	○	○	○	×
41	いろはな保育園市川南	市川南 1-9-30 啓成ハイツ市川 1階	○	○	○	○	×
42	いろはな保育園本八幡	南八幡 3-3-6 ザ・リージェント市川 1階	○	○	○	○	×
43	いろはな保育園本八幡東	南八幡 3-1-6	○	○	○	○	×
44	ヴィラまなびの森保育園本八幡	南八幡 1-19-18	○	○	○	○	×
45	うみかぜ保育園	原木 1-15-24	○	×	×	○	×
46	大洲保育園	大洲 2-3-8	○	○	○	○	×
47	大野保育園	南大野 2-4-5	×	○	○	○	×
48	大野保育園分園	南大野 1-42-1	×	○	○	○	×
49	おおわだ保育園	東大和田 2-6-2	○	○	○	○	×
50	鬼高保育園	鬼高 1-11-20	○	○	○	○	×
51	かいづか保育園	下貝塚 3-9-3	×	○	○	×	×
52	かえで保育園妙典	塩焼 1-14-8	○	×	○	○	×
53	かえで保育園原木中山	原木 2-13-25	○	○	○	○	×
54	かえで保育園本八幡	八幡 3-29-16	×	○	○	○	×
55	かけまま保育園	欠真間 2-25-8	○	×	○	○	×
56	柏井保育園	柏井町 2-718-3	×	×	○	×	×
57	香取保育園	香取 2-6-25	○	×	○	○	×
58	北国分駅前しゃりっこ保育園	堀之内 3-18-25 グリーンマリアル 2階	×	×	○	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所3）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
59	K's garden 鬼越保育園	高石神 10-1	×	×	○	×	×
60	K's garden 行徳保育園	福栄 1-15-16	○	×	○	○	×
61	K's garden 真間駅前保育園	真間 1-12-4 市川センタービル 1階	○	○	○	○	×
62	Kids Resort MOTOYAWATA	南八幡 4-4-17 ナイスアーバン本八幡	○	○	○	○	×
63	キッド・ステイ原木中山保育園	高谷 2-2-16	○	○	○	○	×
64	キッド・ステイ南行徳保育園	香取 2-19-10	○	○	○	○	×
65	キッド・ステイ妙典保育園	富浜 2-5-28	○	×	○	○	×
66	キャリー保育園本八幡	東菅野 1-18-8 セブンビル 2階	×	○	×	○	×
67	京進のはいくえん HOPPA 末広	末広 1-3-10	○	×	○	○	×
68	京進のはいくえん HOPPA 新浜	新浜 1-23-13	○	×	○	○	×
69	京進のはいくえん HOPPA 南大野	南大野 2-3-1	×	○	○	○	×
70	京進のはいくえん HOPPA 南行徳駅前	新井 3-4-1	○	×	×	○	×
71	京進のはいくえん HOPPA 妙典駅	本塩 15-16	○	×	○	○	×
72	行徳あけぼの保育園	関ケ島 7-3	○	×	○	○	×
73	行徳第二保育園	行徳駅前 4-26-10	○	×	○	○	×
74	行徳第二保育園分園	新浜 1-26-1	○	×	×	○	×
75	行徳保育園	行徳駅前 4-22-17	○	×	○	○	×
76	きららの杜保育園 原木中山	高谷 1-10-4	○	○	○	○	×
77	きららの杜保育園 南行徳	相之川 4-10-4	○	×	×	○	×
78	きらら保育園市川南	市川南 1-1-1 ザ・タワーズイースト 216号	○	○	○	○	×
79	クオリスキッズ行徳第2保育園	行徳駅前 2-8-9 尕井ビル 2階	○	×	○	○	×
80	クオリスキッズ行徳保育園	湊 2-9	○	×	○	○	×
81	クオリスキッズ平田保育園	平田 2-5-4	×	○	○	○	×
82	こうぜん保育園市川	南大野 2-23-11	×	○	×	×	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所4）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
83	こえだ保育園	八幡 2-1-14	○	○	○	○	×
84	さくらキッズ保育園	行徳駅前 1-8-17 河幸第八ビル 1階	○	×	○	○	×
85	さくらんぼ保育園	市川南 2-6-22	○	○	○	○	×
86	サンライズキッズ保育園市川園	南八幡 3-7-19 大和ビル 2F	○	○	○	○	×
87	塩浜保育園	塩浜 4-2-10-101	×	×	×	○	×
88	塩焼第2保育園	塩焼 3-11-15	○	×	○	○	×
89	塩焼保育園	塩焼 2-2-5	○	×	○	○	×
90	ししの子保育園市川	大和田 2-22-28	○	○	×	○	×
91	しゃりっこキッズ保育園	堀之内 3-18-25 グリーンマリアル 2階	×	×	○	×	×
92	じゃんぐる保育園	妙典 4-10-4-102	○	○	○	○	×
93	小学館アカデミーいちかわ南保育園	市川南 3-13-12	○	○	○	○	×
94	小規模保育園 hikari	大野町 3-1811-13	×	×	○	×	×
95	小規模保育園ミニー	原木 2-1-1	○	○	○	○	×
96	小規模保育所リトルすわだ	須和田 1-22-4	○	○	○	○	×
97	新田第2保育園	新田 2-1-24	○	○	○	○	×
98	新田チャイルド保育園	新田 2-15-8	○	○	○	○	×
99	新田保育園	新田 3-21-1	○	○	○	○	×
100	仁保育園	南行徳 1-10-5	○	×	○	○	×
101	すえひろ保育園	末広 1-1-48	○	×	○	○	×
102	菅野保育園	菅野 4-12-16	○	○	○	○	×
103	杉の木保育園	鬼高 3-18-17	○	○	○	○	×
104	すくすく行徳ほいくえん	行徳駅前 1-7-9 アリエッタ 1階	○	×	○	○	×
105	すくすくの杜南行徳園	欠真間 1-4-7	○	×	×	○	×
106	スクルドエンジェル保育園市川新田園	新田 1-24-17	○	○	○	○	×
107	スクルドエンジェル保育園 本八幡園	南八幡 3-14-17	○	○	○	○	×
108	スクルドエンジェル保育園南行徳園	新井 3-17-13	○	×	×	○	×
109	すみれキッズアカデミー	宝 1-10-21	○	×	○	○	×
110	聖和保育園	新田 5-4-2 レ・ソル市川 1階・2階	×	×	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域

○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域

(室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)

○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所5）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
111	セレン保育園	本行徳 1266-2	○	×	○	○	×
112	曾谷保育園	曾谷 7-28-15	×	○	○	○	×
113	そらいろおうちえん	市川 1-12-23 メゾンドロワール 101号室	○	○	×	○	×
114	ソラストいちかわ保育園	大洲 1-12-3	○	○	○	○	×
115	そらまめ保育園市川駅前	市川南 1-9-29	○	○	○	○	×
116	そらまめ保育園市川大野	奉免町 116-2	×	○	○	○	×
117	太陽の子保育園	相之川 3-10-15	○	×	×	○	×
118	たかし保育園市川二俣	二俣 2-11-6	○	○	○	○	×
119	地方裁量型認定こども園延命寺学園	新井 1-9-2	○	×	○	○	×
120	ちゃいれっく入船保育園	入船 10-3	○	×	×	○	×
121	ちゃいれっく未広保育園	未広 2-16-11	○	×	○	○	×
122	つくしんぼ保育所	国府台 1-7-1	×	×	○	×	×
123	つくし保育園	東国分 1-21-22	○	○	○	○	×
124	つばさ保育園	南行徳 3-12-12	○	×	○	○	×
125	デイジー保育園・市川市大和田	大和田 4-8-7	○	○	○	○	×
126	稻荷木保育園	稻荷木 1-26-16	○	○	○	○	×
127	童夢ガーデン本八幡	東菅野 3-18-10 サンクレストマンション 1階	○	○	○	○	×
128	ときわ保育園	若宮 2-19-13	×	×	○	×	×
129	トライキッズ保育園	真間 2-13-8 ウエストビレッジ 1階	○	○	○	○	×
130	中国分保育園	中国分 2-13-1	×	×	○	×	×
131	にじのき保育園	行徳駅前 1-24-1	○	×	○	○	×
132	認可保育園トドーラースリング	田尻 4-16-7	○	○	○	○	×
133	認定こども園 COCOWA 学園	幸 2-12-23	○	×	×	○	×
134	認定こども園風の谷こども園	北国分 4-10-3	×	×	○	×	○
135	Nest 本八幡保育園	南八幡 5-11-11	○	○	○	○	×
136	ねっこ保育園	相之川 4-10-8	○	×	×	○	×
137	はっぴー市川園	中山 4-7-13	×	×	○	×	×
138	原木中山こどもの木保育園	田尻 3-6-36	○	○	○	○	×
139	原木保育園	田尻 5-15-9	○	○	×	○	×
140	原木スマイルナーサリー	原木 1-8-1	○	○	○	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域

## 資料2－23 浸水想定区域内の施設一覧（保育所 6）

No.	施設名称	所在地	災害種別				
			江戸 (想)	真間 (想)	内水 (想)	高潮 (想)	土砂
141	ひなた保育園 行徳駅前ルーム	行徳駅前 2-23-14 メゾン・ベルツリ-1 階	○	×	×	○	×
142	ひまわりキッズ保育園	行徳駅前 2-9-6	○	×	○	○	×
143	平田保育園	平田 1-20-16	○	○	○	○	×
144	広尾みらい保育園	広尾 2-3-1	×	×	×	○	×
145	富貴島保育園	八幡 6-14-19	○	○	○	○	×
146	Blooming Kids 保育園	行徳駅前 3-1-16	○	×	○	○	×
147	ぶれあ保育園・南行徳	南行徳 1-19-5-201 号	○	×	×	○	×
148	ペアキッズ保育園	鬼高 2-13-16	○	○	○	○	×
149	保育＆スクール Whizz Kids 市川駅前園	市川南 1-8-29 セゾンマツバラ 1 階	○	○	○	○	×
150	保育園エンゼルハウス市川 大野園	大野町 2-216	×	×	○	×	○
151	保育ルームキューティーアイ	南八幡 3-14-17 bill aina 3F B	○	○	○	○	×
152	保育ルームキューティー市川	南八幡 4-6-14 101	○	○	○	○	×
153	保育ルームフェリー・行徳園	湊 3-1 リヴィング青山 1 階	○	×	○	○	×
154	保育ルームフェリー・京成 八幡園	八幡 3-25-12	×	×	○	○	×
155	保育ルームフェリー・南行徳園	南行徳 1-12-2CALMEAST1122 1 階	○	×	○	○	×
156	ぽつかぽつかにつけなーさりー	北方 1-3-7	×	○	○	○	×
157	ぽつかぽつかにつけ保育園北方	北方 1-8-2	×	○	×	○	×
158	ポピinzナーサリースクール妙典	妙典 4-4-27	○	×	×	○	×
159	まきば保育園	須和田 1-29-15	○	○	○	○	×
160	まなびの森保育園市川	大洲 4-18-4	○	○	×	○	×
161	まなびの森保育園妙典	妙典 6-1-13	○	×	○	○	×
162	まなびの森保育園行徳	行徳駅前 3-7-9	○	×	○	○	×
163	まなびの森保育園本八幡	南八幡 1-3-1	○	○	○	○	×
164	みどりキッズガーデン	中山 3-10-4	×	×	○	×	○
165	湊新田保育園	湊新田 2-8-3	○	×	×	○	×

### 【災害種別の略称】

○江戸(想)：江戸川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○真間(想)：真間川の堤防が決壊等した場合の浸水想定区域  
 ○内水(想)：内水氾濫による浸水想定区域

○高潮(想)：室戸台風級×伊勢湾台風級の高潮浸水想定区域  
 (室戸台風級の中心気圧と伊勢湾台風級の移動速度)  
 ○土砂：土砂災害警戒区域